

第百八十六回国会 衆議院 文部科学委員会 會議録 第十六号

平成二十六年五月九日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 小淵 優子君

理事 中根 一幸君 理事 丹羽 秀樹君

理事 萩生田光一君 理事 山本ともひろ君

理事 義家 弘介君 理事 笠 浩史君

理事 鈴木 望君 理事 稲津 久君

青山 周平君 池田 佳隆君

石川 昭政君 小此木八郎君

神山 佐市君 菅野さちこ君

木内 均君 黄川田仁志君

工藤 彰三君 熊田 裕通君

小林 茂樹君 桜井 宏君

新開 裕司君 富岡 勉君

永岡 桂子君 野中 厚君

馳 浩君 比嘉奈津美君

宮内 秀樹君 宮川 典子君

宮崎 謙介君 菊田真紀子君

細野 豪志君 吉田 泉君

遠藤 敬君 椎木 保君

田沼 隆志君 三宅 博君

中野 洋昌君 柏倉 祐司君

井出 庸生君 宮本 岳志君

青木 愛君 吉川 元君

議員 吉田 泉君

議員 笠 浩史君

議員 鈴木 望君

議員 中田 宏君

議員 下村 博文君

文部科学大臣 西川 京子君

文部科学副大臣 富岡 勉君

文部科学大臣政務官 伊原 純一君

政府参考人 (外務省アジア大洋州局長)

第一類第六号

文部科学委員会會議録第十六号

平成二十六年五月九日

政府参考人 (文部科学省初等中等教育局長) 前川 喜平君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 鈴木 俊彦君

文部科学委員会専門員 久留 正敏君

委員の異動

五月九日

辞任

神山 佐市君

宮川 典子君

三宅 博君

同日

辞任

石川 昭政君

宮崎 謙介君

田沼 隆志君

同日

辞任

黄川田仁志君

補欠選任

宮川 典子君

五月九日

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに

行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

(第七八八号)は「三日月大造君紹介」を「泉健太

君紹介」に訂正された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

地方教育行政の組織の改革による地方教育行政

の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君

外三名提出、衆法第一六号)

○小淵委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び笠浩史君外三名提出、地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として外務省アジア大洋州局長伊原純一君、文部科学省初等中等教育局長前川喜平君及び厚生労働省大臣官房審議官鈴木俊彦君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小淵委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮内秀樹君。

○宮内委員 おはようございます。

当選させていただきまして、文部科学委員会に所属させていただきまして一年四月月になります

が、初めて質問させていただきます。新鮮な気持ちで、気合いを入れていきますので、大臣、ひとつよろしく願います。

地方教育行政における責任を明確化して、そして危機管理体制をしっかりと構築していこうという今回の改正の取り組みは、ぜひとももう速やかに結論を出すべきときが来ているんじゃないかというふうに思っております。その意味におきまして、これから精力的に残された審議をしていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

そこで、今回の改正において最も皆様方が注目されている点、これはまさに、教育における責任の明確化と政治的中立のバランスをどういうふうにとつていくかというこの問題であるというふうに思っております。

選挙で選ばれて、首長がしっかりと責任を持つて教育行政をリードするということは大変重要であります。しかしながら、それを執行するに当たりますと、特に現場において政治的中立を図っていくということは大切であるということを、参考人の方々からも数多くいただいたと思います。

その政治的中立を担保するという点についてでございますけれども、そもそも教育における政治的中立は必要であるのかどうか、そもそも論、それから、そうであるのはなぜなのか、あるいは、特にどのような内容が政治的中立でなければいけないのかという点につきまして、政府それから野党案の、お二方からお話をいただきたいと思

います。

○下村国務大臣 おはようございます。

教育の政治的中立性とは、教育基本法第十四条第二項が「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定をしている

など、多数の者に対して強い影響力を持ち得る教育に、一党一派に偏した政治的主張が持ち込まれてはならないことを意味するものであるというふうに理解をしております。

教育は、人格形成の途上にある児童生徒に対して重大な影響を与えるものでありますので、誤った教育が行われるということになると、取り返しがつかないことになるわけでありまして、とりわけ教育においては、政治的中立性がそのことから求められるというふうに認識をしております。

○吉田議員 お尋ねの、教育の中立性についてで

ございますが、今大臣答弁にあつたように、教育基本法の十四条二項に基本的な定めがございます。したがつて、学校が一党一派に偏した立場に利用される、あるいは学校の教育活動自体が一党一派に偏する、そういうことがあつてはいけないというのは当然であるというふうに考えております。

その理由ですが、我々のこの民主主義社会においては、多様な価値観の存在というのが基本的な前提であります。したがつて、教育内容に一党一派の政治的な主義主張が持ち込まれたり、また、学校が政治的活動の舞台となるというようなことは、ぜひとも避けなければならないと考えております。

○宮内委員 ありがとうございます。

それでは、野党案について御質問をさせていただきますか。

今のお話のように、教育においては政治的中立を図らなければならないということでございますけれども、野党案におきます、この事務を処理する教育監査委員会のメンバーの選定についてであります。これは議会が提案し決定するという事になっておるようでありますけれども、この議会の政治的バランスがそのまま直接反映してしまうのではないかと、これはまさに政治的中立が図れないものではないかという心配がありますが、この点についていかがでございますか。

○吉田議員 教育とともに、政治的中立性が求められるという特別職に選挙管理委員会の委員というのがございます。この選挙の委員については、議会において選挙で選ばれるという仕組みになっておりまして、今回のその教育監査委員会の委員についても、これと同じ方式がよろうということで、そうしたところでございます。

御指摘の、議会の政治的バランスの反映によって中立性が危惧されるという御指摘は、今のようない理由で、特に御心配、御懸念は当たらないというふうに考えております。

また、教育監査委員会の委員についてですが、

その過半数が同一の政党その他の政治団体に属しないということも条件としてつけているところがございます。

○宮内委員 引き続き、野党案に御質問をさせていただきますか。

今度は教育長の任期についてのことでございますが、第七条にあります教育長の任期についてであります。「任期中においてもこれを解職することができる。」ということになっておりますけれども、よほどのことがない限り、教育長を解職させるということは教育現場に混乱が起きるのではないかと、あるいは、まさに政治的中立を損なつてしまふのではないかと、この点についてはどうお考えでございますか。

○吉田議員 この民主、維新案は、地方教育行政の最終責任者は首長である、そして教育長は首長の補助機関である、こういう位置づけをしております。したがつて、教育長は、首長の意向に沿つて一定の成果を出すということが期待されているわけでありまして、

ですから、成果が出ない、もしくは教育長が何か恣意的な事務執行をしている、あるいはサボタージュをしているというときには、この責任を負う首長がそのような教育長を解職できるといふ仕組にしたのは、この法律案の趣旨に合致したものというふうに考えております。

そして、おっしゃる通りに、首長が教育長を解職するというのは恐らく大変な事態ではあると思いますが、選挙で選ばれた首長を教育行政の最終責任者とする我々の法律案においては、教育長を解職しないと首長がその職責を果たせないというふうないわばぎりぎりの場面においては解職もやむを得ない、こういうふうに考えております。

○宮内委員 次は大臣の方に御質問したいと思いますが、一方、政府案においては、この第七条に、教育長は、職務上の義務違反や非行があると認める場合以外は、首長と考へ方が違ふからと

いつてやめさせることができないということになつておりますが、これは、地方教育行政における責任の明確化とか、首長との連携の強化を図るという観点からは、結果的にこの辺が曖昧になつてしまふのではないかと、この辺が曖昧になつてしまふのではないかと、その辺についての政府案の御見解をお願いしたいと思います。

○前川政府参考人 地方公共団体に置かれておりますさまざまな行政委員会の委員の罷免要件につきましては、首長から独立した委員会が設置されているという趣旨に鑑みまして、身分保障という観点から、要件が限定されているわけでござい

ます。教育委員会もその委員会の一つでございますので、この教育委員会の構成員として新教育長が位置づけられているわけでございますので、その罷免の要件につきましては、現行の教育委員会の委員あるいは他の行政委員会と同様に、心身の故障の場合あるいは職務上の義務違反その他教育長たるにふさわしくない非行がある場合、こういった場合に限定するというようにしております。

このような形で、首長が自由に教育長を罷免できるといふことにはしてはいたないわけでござい

ますけれども、任期を三年としたことによりまして、従来よりは一年早く、みずから教育長を任命できるといふことでございまして、首長がその任期中に必ずみずからの人選による教育長の任命ができるという形にはなつてはいるわけでござい

ます。○宮内委員 今のうちに、政治的中立をどのよう

にバランスをとるかということややはり肝になると思ふわけでありますけれども、システムの中でその政治的中立というのは、ある種、別の立場が責任とそれから執行という形に整理された方がやはり政治的中立が保たれるんじゃないかというふうな立場でありますけれども、まさに教育の政治的中立性とは、教育を政治利用させないといふことが最も重要なことであるというふう

に思つております。そのためには、先ほど申し上げましたように、教育の執行機関を独立させなければ、やはりどうしても、教育の内容とか人事においても政治的な運用がされやすくなつてしまふのではないかと懸念があります。

そこで、野党案についてお聞きしたいのですけれども、首長が執行機関であるということと教育監査委員会が事務的なチェック機関になつていくということについては、それらの政治的中立性を踏み越えてしまふのではないかと、この心配について、もう一度御質問したいと思います。

○吉田議員 この民主、維新案の肝は、地方教育行政における権限と責任の所在を首長に一本化するということでございます。

ただし、首長が恣意的に権限を行使するとか、独善的なやり方で教育現場を混乱させるということがあつてはいけませんので、新たな機関として教育監査委員会を設置して、議会とともに首長の権限行使を監視するというシステムになつております。

まず、首長に対する事前のチェックとして、首長が教育の振興に関する総合的な施策の方針というものを策定して、これをあらかじめ、これは毎年になりますが、議会の議決を経なければならぬということが一つございます。

それから、事後的なチェックとして、首長から独立した専門的な機関である教育監査委員会が、首長が処理する学校教育等に関する事務の実施状況に必要なる評価と監視を行い、その結果に基づいて、事務改善のための勧告もする、そしてこの勧告は、議会にも報告され、公表もされるという仕組みになつております。

い

責任者でつくるのか、そしてまた、それを実行していくのは誰が責任でやるのかということについてお答えをお願いしたいと思います。

○前川政府参考人 大綱は、当該地方公共団体の教育の振興に関する総合的な施策につきまして、総合教育会議における教育委員会との協議を経て首長が策定するというものでございます。

大綱に記載された事項につきましては、改正後の地方教育行政法第二十一条に規定いたします教育に関する事務の管理、執行につきましては教育委員会が、また、教育に関する予算の編成、執行等につきましては首長が、それぞれの権限に基づいて執行することになるわけでございます。

○宮内委員 まさに、今回の改正のことが肝であるというふうに私は思っております。

基本的に、選挙で選ばれた首長さんが自分の公約も含めて教育政策について大きくコミットをしていくということ、そしてそれを実行するのは、教育委員会という独立した立場がしっかりとその責任を負っていくという、こういう役割分担が今回の改正の肝であり、このことが大切なことである、政治的中立を担保するということになるというふうに私も思っております。

そこで教育振興基本計画でございましてけれども、教育振興計画は長期的な展望に立ってそれぞれの市町村において策定されるわけでありますけれども、一旦でき上がりました教育振興基本計画に對しまして、その後、新しい首長さんが選ばれた、その新しい首長さんが、その首長の意見を反映する形で総合教育会議で方向性の異なる大綱を出したという場合、ここで現場の中に教育の一貫性とか整合性を失ってしまうのじゃないかというような懸念がありますけれども、これらの問題についてはどのように対処するというふうにお考えなのか、もう一回教育振興基本計画をつくり直すのか、そこら辺について、整理した形の御説明をお願いしたいと思います。

○下村国務大臣 新たな首長が就任をし、新たな大綱を定めた場合、その内容が既存の教育振興基本計画と大きく異なる場合に、新たな大綱の内容が優先するということになりますが、新たな大綱に即して当該教育振興基本計画を変更することが望ましいと思います。

これは、一貫性といっても、やはり首長がかわったわけですから、当然首長の意向に沿って大綱がつくられるわけであります、当然、その大綱と旧来の教育振興基本計画が異なっているというのは、首長が誰になるかによつてはあり得る話だと思えます、それは、新たな体制のもとで新たな振興基本計画もつくり直すということが望ましい方向性であるというふうに思います。

○宮内委員 ありがとうございます。

それではもう一点、教育委員の立場のこの御質問でございまして、政府案に対して御質問をさせていただきたいと思えます。

政府案におきましては、教育長の権限が実質的に大きくなるということになるわけでありますけれども、そのことが、相対的に教育委員の立場が中途半端になるんじゃないかというような印象や御意見が、地元の私の選挙区の中でもそういう話を心配される方がいらつしやいます。

そこで、十四条では教育委員から教育委員会への招集を求めることができるということになっておりますが、現制度と比べて、今回の新しい制度になったときの教育委員の役割はどのように変わっていくのか、あるいは変わらないのか、どのようなイメージを持っていらいしやるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○前川政府参考人 今回の改正案におきましても、教育委員会は合議制の執行機関として残っております。また、教育委員会の職務権限も変更されておられません。

したがって、現行どおり、その教育委員会における意思決定は教育委員会の合議でしっかりと議論して決めていただくということになるわけでございまして、その意味での教育委員の役割は、変わらず重要であるというふうと考えております。また、今回の改正におきましては、新教育長が

今までよりも大きな権限を持つことになるわけですが、これに對しまして、教育委員には、この新教育長に対するチェック機能をより強く果たしていただくということが期待されるわけでございます。

そのため、新たに、教育委員による会議の招集の請求に関する規定でありますとか、教育長に委任した事務についての報告を求める規定、こういったものを盛り込んでいくところでございいたします。

○宮内委員 最後にもう一つ、教育委員の関係でございましてけれども、これも、地元の方で私なんかに関わっております中で、特に教育委員の数の問題でございまして、人口の多い市町村では五名という教育委員は数が少ないのではないかと。この前の参考人のお話もありましたけれども、多方面の方々の多様な意見が反映する形が望ましいのではないかとのお話もありました。その点について、教育委員会、例えば百万人の都市に五人で本当にいいのかというふうなそういう御指摘、御疑問に對して、政府案の御答弁をお願いしたいと思います。

○前川政府参考人 教育委員会の構成員につきましては原則五人とされているわけでございますけれども、これは、現行制度におきましても、条例によりまして六人以上とすることが可能でございいたします。地域の多様な民意を反映するために、必要な数の教育委員定数を柔軟に定めることが適切であるというふうにご考えておまして、現に八人という例もございいたします。

なお、教育委員会における審議を活性化するためには、保護者や地域の関係者を教育委員として任命したり、教育に関する高度な知見を有する者も含めることも有効な方策であると考えております。

今後、これらの観点から、教育委員の定数の適切な設定でありますとか、教育委員の人選の工夫を一層進めるように促してまいりたいと考えております。

○宮内委員 どうもありがとうございます。

○小淵委員長 次に、比嘉奈津美君。

○比嘉委員 自由民主党の比嘉奈津美でございます。

私も宮内先生同様、本委員会におきましては初めての質疑となります。よろしく御願い申し上げます。

連休も明けて、会期も残すところ一カ月余りとなり、重要法案の審議は大詰めとなっております。本委員会でも、地方教育行政のあり方を問う政府案、加えて民主、維新の提出法案が、それぞれの観点から活発な議論が積み重ねられてきたと承知しております。

近年、児童生徒の悲鳴、また現場教師の悩みが、悲惨な事案を通して、あるいは私たちが保護者の真情の吐露を受けたときに、豊かな将来性を持ち、この国を担うであろう子供たちのために、改革は待たなしであるという思いを切実に感じながら、本法案に係る議論も出尽くした感があるかなと思えますが、教育というのは、真っ白な子供たちにあらゆる知識や意識を提供し、それぞれの才能を開花させるものであつて、絶対に失敗が許されないものだと思ひ、何点が質問させていただきますかと思ひます。

まず第一点に、地方における教育行政は首長から独立した教育委員会が行うということとされておりますが、首長は、選挙で政策を訴え、重点分野を公約といたします。教育問題に関して、例えば、地域特性を生かすであるとか民活導入であるとか教育環境整備から、一歩踏み込んだ教育施策を訴えることも多々あります。そして、民意を得て選出された首長、議長に社会運営上の決定、施行を委ねることが民主主義の根幹をなすわけでございいたしますが、野方図な考え方で走るとは許されず、幾重にもあるチェック・アンド・バランスの仕組みが肝要であります。

一方、残念なことに、あらゆる事案が起きるたびに、首長は苦渋に満ちた表情で会見に臨まなければなりません。そのときの表情に、首長自身が

判断していればという悔悟の表情を酌み取れることもございます。市民の負託を得た立場からすれば、時には決断と実行が必要ではございますが、同時に、独断専行は許されず、自重自戒が必要でございいます。

我々政治家が心すべきことは多々ありますが、首長が教育に関してはどの程度関与すべきか、これまで曖昧だったのではないかと感じております。

そこで、改めて、現行制度において首長はどのように教育に関与できるとされているのか、また、今回の改正によってどのように変わるのかをお尋ねさせていただきますと思います。

○下村国務大臣 まず、現行制度におきましては、首長は、私立学校や大学等の事務を所管するとともに、予算の編成、執行や条例案の提出、教育委員の任命等を通じて教育行政に大きな役割を担っておりますが、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有できていないという問題点、また、現行の教育長は、首長が議会の同意を得て教育委員として任命した後に教育委員会が任命することになっておりまして、任命責任が曖昧となっております、そういう課題が指摘をされております。

改正案におきましては、地域の民意を代表する首長が教育行政に連帯して責任を果たせるような体制を構築するため、一つは、首長が、現行の教育長と教育委員長を一本化した新教育長を、今度は直接、任命、罷免する、また二つ目に、首長が招集する総合教育会議を設置し、首長と教育委員会が協議、調整を行う、三つ目に、首長による大綱の策定を義務化することなどとしているところであります。

これらによりまして、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくことを期待しております。

○比嘉委員 野党案の方では首長の関与が強過ぎるのではないかと懸念がございしますが、それに関してはどのような歯どめが担保されているの

か、お伺いさせていただきたいと思ひます。

○中田議員 お答え申し上げます。

我々の出している法律案でありますけれども、地方教育行政における権限と責任の所在というのをとにかくはっきりさせようじゃないかということとあります。そして、これに対するチェック機能として責任体制を確立、それもしなければいけませんから、そういう意味では、これまで分散していた教育に関する権限、これは首長に一元化をして、その首長の指揮監督のもとで教育長が教育に関する事務をつかさどる、まずそうしております。

その上で、もっともなことでありますけれども、思いのままに首長が権限を行使したり独善的なやり方で教育現場を混乱させるというようなことがあってはなりません。その意味では、この法律案においては、首長を監視する新たな機関として教育監査委員会を設置して、しっかりとチェックをしていこうというふうになっているわけでありす。

そして、この教育監査委員会でありますけれども、首長が処理する学校教育等に関する事務の実施状況に関して必要な評価及び監視を行うということにしておりまして、その結果に基づいて、首長に対して、事務の改善のための必要な勧告を行うというふうになります。

また、この勧告は議会にも報告をされるということになりますから、我々の新法下においては、首長が暴走するということがないように、教育監査委員会と議会によって適切な監視が行えるというようにしています。

また、首長によって策定をされる教育の振興に関する総合的な施策の方針でありますけれども、これは、必要に応じて専門家等のさまざまな人の意見を聞く、原則的には毎年度議会の議決を経て策定する、原則的には毎年度進捗状況を議会に報告する、こういった運用をすることを私たちは想定していますから、これらの制度が相まって、首長に対するチェックというものは重層的に行われ

るというふうに考えております。

○比嘉委員 次に、責任の明確化についてお尋ねいたします。

政府案は、教育委員長と教育長を一本化するることによってそれを図るということでございす。が、非常勤の教育委員長が執行機関である教育委員会の代表であるという現行制度について、現行の教育委員長はどのように受けとめておられるのか、また、今回の改正についてどのようにそのことを受けとめておられるのか、見解をお伺いしたいと思います。

○前川政府参考人 教育委員会制度改革に関する審議を行っていただきました中央教育審議会の答申の中におきましては、「教育委員の中には、事務局が行う行政事務や所管の学校等の状況について、「どのような事項について、どこまで強く意見を言つてよいものか」という戸惑いがある一方で、重要な決定については教育長と同様に行っていることへの違和感があるという声が少なくない」というような記述がございす。

また、その上で、教育委員長の役割について、常勤の教育長と非常勤の教育委員長とは情報の質、量に差があることから、非常勤の教育委員長が責任者であるとしても、余り細かいことまで問われると違和感を感じざるを得ないとの教育委員の意見を紹介しているわけでございす。

改革案についての受けとめはさまざまであると考へられますけれども、現行の教育長と教育委員長とを一本化した新教育長を置くことにつきましては、実態に即して教育行政の責任を明確化するものとして、大方の理解が得られるものと考えております。

○比嘉委員 今回の改正により責任の所在がはっきりすると、あらゆる案件に非常に有効だと思ひますので、慎重に、よい結果になるような導きをしていただきたいと思ひます。

次に、教育行政というのは中長期的な観点と一貫性が必要だということは明確でございすが、現行の教育委員会制度を検証した上で、改めて、

継続性、一貫に関しましての評価をお願いしたいと思ひます。

○前川政府参考人 教育は、それぞれの児童生徒に関しまして一度きりのことでございす。そういった観点から、間違いが起きないようにするということが非常に大事であるということとございすが、一方で、変えるべきものは変えていかなければならない。

その不易と流行との関係が大事であるということとは古くから言われていることでございすが、教育行政に関しましては、政治的な中立性とともに、継続して系統的な教育を行うという観点から継続性、安定性が必要であると言われているところとございまして、合議制教育委員会が学校の管理責任を負うことによりましてその継続性、安定性がこれまで担保されているところとございまして、今回の改正案におきまして、この点につきましては変更が加えられてはいないわけでございす。

○比嘉委員 ただいま、政府案のポイントを的確に語っていただいたものだと思います。

一方、野党提出法案では、選ばれた首長に権限を集中することがすなわち民主的な問題の解決であるという考え方が基本であり、首長の指揮下に置く中で、教育行政の継続性、安定性を十分確保する仕組みがあるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○中田議員 継続性、安定性という御質問でありますけれども、まず、今、比嘉議員がおっしゃっていたいただいたとおりそのまま言葉を申し上げれば、首長に権限が集中することでありまして、首長が総体的にきつと責任を持つという仕組みにしているわけです。

というのは、首長というのは、私も経験者でありますけれども、教育のことだけをやっていられません。あらゆることをやらなければいけない中においては、その責任者を当然任命しなければいけない、それが教育長ということになります。ほ

かの部局とこれは同じであります。

しかし、教育長が進める教育の施策、さまざまなことについて、首長は当然、市の全体の責任者として責任を負うというふうにいたしているわけでありまして、このことは、首長の権限ということと継続性、安定性ということがつながって、一方ではまた損なわれるということではないわけでありまして。

いわば、教育というのが、これまでは村社会的な中で隠蔽体質があったり、それこそ先ほど比嘉議員おっしゃったように絶対に失敗は許されないとにかくならず、失敗してもそのまま逃げまくりというようなことが可能だったこの仕組みというものに對して、責任者をはっきりしようではないかというのが私たちの案ということになっていくわけでありまして、当然のことながら、教育に對する継続性、安定性ということについては、先ほど御説明をしたようにチェック機関等もしっかり設けているわけでありまして、そうした運営の中において当然守られていくべきものだというふうに考えております。

○比嘉委員 ありがとうございます。

次に、今回の改正が学校現場にどのような影響を及ぼすのか、非常に重要な点だと思います。児童生徒はもちろん、教員にとってもですが、これも頻発する事案の対応を急ぐことありきではなく、教育活動の本質的なものだと考えます。

教育界をめぐる流れとさまざまな事案を見るにつけ、子供たちも、みずからを守り、多くの事柄への理解力を高めることが必要になってきているとは思いますが、発達段階にあるということと踏まえて、どのように指導をしていくのか、各学校の教育水準をどのように高めていくのかを考えたときに、専門性の高い職員からの学校現場への指導こそが求められているものと考えております。そこで、若い指導主事が学校現場に對して恐れず職責を全うするための毅然とした指導ができていないという指摘がありますが、文部省の見解をお伺いしたいと思います。

そしてまた、野党提出法案では、指導行政という曖昧なことはしないという方針の下に、指導主事ではなく、学校教育主事を置くことにしておりますが、法案に示された学校教育主事の役割は現行制度の指導主事と同じでしょうか。これは単に名前を変えただけなのでしょうか。学校教育主事は学校現場への指導はしないのか。明確な解釈をお示しいただきたいと思っております。

○前川政府参考人 教育行政におきましては、学校現場の自主性を生かしつつ、専門的な観点から支援するということが大変重要でございますが、各学校の中では十分な専門的知見が得られないという場合もございます。教育委員会には、教育課程、学習指導等の専門性を有する指導主事を配置いたしまして学校の指導に従事させるということが、こういった観点から必要になってくるということでございます。

指導主事は、学校の設置者であり管理者である教育委員会を代表いたしまして、教育長の指示のもとで校長等に対してしっかりとした指導をするということが必要でございます。そのような運用が行われるよう今後とも各教育委員会を指導してまいりたいと思っております。また、指導主事にふさわしい力量のある者を登用するように指導してまいりたいと考えております。

○中田議員 御指摘のとおり、学校教育主事という点についてと、そして、現行制度の教育に関する指導主事の職務内容というのは、法文上においては同じです。

ただ、我々の法律案においては、地方教育行政の責任の所在というものははっきりさせているわけですが、先ほど御説明したとおりであります。その意味においては、学校教育主事というのは、首長の明確な責任のもとに、教育の専門家、こういう立場でその事務に従事をするということになりますから、現在の曖昧な責任体制のもとで職務を行う指導主事とは、これは職務の行使の態様というものが大きく異なってくるというふうに思います。

すなわち、学校現場における学校教育主事の職務の行使というのは、責任の所在が不明確な指導ではない。今まではどこで誰が決めたという言い方をするとやや言い過ぎかもしれませんが、けれども、教育委員会という、この中で決まったものに対して指導しないという形のものではなくて、地方教育行政における首長の事務の執行の一環という形で行われるということになるわけでありまして。

○比嘉委員 学校現場への指導が教育の原点だと思っております。何をしても主體的に行っていたきたいものだと思います。

最後に、本委員会で野党案も含めての議論を大臣がどのように受けとめ、本法律案の成立を期していくのか、伏して大臣の教育に対する信念をお伺いさせていただきます。

○下村国務大臣 本委員会のこれまでの御審議においては、教育行政の責任の明確化を図り、迅速な危機管理体制を構築し、地域の民意を代表する首長が教育行政に連帯して責任を果たせるような体制を構築するという点については、おおむね賛同する御意見をいただいているというふうに認識をしております。

一方、民主、維新案におきまして、執行機関としての教育委員会を廃止し、教育行政の執行権限を首長に一元化するということですが、やはり、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保という観点から、懸念があると考えられます。このため、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、首長が教育行政に連帯して責任を果たすという、両者のバランスをとった政府案がベストな案だと考えておまして、引き続き本委員会において審議を深めていただきたいと思います。

そもそも教育とは、子供たちが、夢、志を実現する意思を持って自分たちの道を歩んでいけるよう手助けするための営みであり、全国どの地域でも、教育再生をなし遂げるということにおいて、責任ある教育行政制度を構築しなければならぬというふうに思います。

というふうに思います。

この観点からも、本委員会で審議を深めていただき、速やかに御可決いただきたいと考えているところであります。

○比嘉委員 ありがとうございます。質問を終わらせていただきます。

○小淵委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 おはようございます。公明党の稲津久でございます。

これまでこの地教行法の改正について議論を重ねてまいりました。きょうは特に、これまでの議論を踏まえて、それから参考人の方々の提案、またその質疑、加えて、先般行いました地方公聴会でのそれぞれの御意見も踏まえた上で、少し論点を絞って、政府案について順次伺ってまいりたいというふうに思っております。

まず最初は、教育委員の研修についてということと伺います。これもこれまで議論をしてまいりました。特に、教育委員のスキルアップのための研修はどういう状況にあるのかということからまず伺っておきたいと思うんです。

今回のこの地教行法の改正は、もちろん、教育委員会の組織、制度を改革していくということとでございますが、その必要性とともにもう一つ大事なことは、やはり、今回の議論を積み重ねてきた中で、教育委員の資質についても非常に重要であるということが明確になってきたというふうに思っております。その意味で、もちろんこれは人選というのが一番肝要だと思います。

あわせて、教育委員に任命されて四年間という任期を考えていくと、この四年間の中で例えば必要な知識、情報を取得していくということ、そのための研修を受けていくということ、そういうことを通して教育委員のスキルアップを図っていくべきだろうというふうにも考えておりますが、まず、教育委員の研修の機会はどういう状況にあるのか、この点について現状をお伺いしたいと思います。

○前川政府参考人 教育委員の資質向上のために

は、現在、国、都道府県、市町村の各段階におきましてさまざまな研修が実施されております。

文部科学省におきましては、毎年、都道府県、指定都市の新任教育委員に対し研修を行っていることに加えまして、文部科学省と都道府県教育委員会会の共催によりまして、市町村教育委員会委員等を対象とした研修会を実施しております。

また、都道府県におきましては、平成二十三年度の調査によりますと、全市町村の教育委員を対象とした研修を年平均で一・二回行っているほか、みずからの教育委員に対する研修を年平均で六・七回行っているというデータがございます。

市町村におきましても、みずからの教育委員に対する研修を年平均四・六回行っているというデータがあるところでございます。

○稲津委員 今、回数についての御報告がありましたけれども、ぜひ、研修の中身等も含めて、さらにこの機会に研修を取り進めていくということ、文科省の方にはお願いしておきたいと思っております。

それで、もう一方で、教育長の方はどうかということなんですか、今回、教育委員長と教育長、両方の機能を持つ新教育長というのは、やはり権限それから責任というのが大変増大するというところでございますし、そういう意味では、新教育長、この制度になったときに、これまで以上に教育長の研修ということも非常に大事だと思っております。

ただ、今までのいろいろな情報によりますと、現行制度の中でも教育長の研修の機会というのはある程度確保されている、このように承知をしておりますが、私は、要するに、この制度が確立して施行される中で、今後は、より積極的にそして体系的な教育長の研修というのは必要だろうと思っております。

そのことは、先般の、福岡県で行われました第一班の地方公聴会の折に、このとき意見陳述をしていただきました元兼教授からもこのことは指摘がなされたところでございます。そういう意味

で、特に元兼教授からは、自己研さんをつかり図っていくべきだ、それはもう当然であると同時に、むしろこれは努力義務を課すべきだ、こういうような御発言もありました。

こうしたことを踏まえて、教育長の研さんについてどう考えるのか、このことについてお伺いしたいと思えます。

○下村国務大臣 おっしゃるとおり、特に今回、新教育長、これは教育行政に大きな権限と責任を有するということになりましたので、その資質の向上は極めて重要であるというふうに思います。

昨年十二月十三日の中央教育審議会答申におきまして、「教育長には、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められ、「学び続ける教育長」の育成を担保するため、国、都道府県、大学等が主体となつて、現職の教育長の研修を積極的

に実施することが必要である。」その際、「教育の専門的知識だけでなく、福祉、雇用、産業、環境等様々な分野に関する知識の習得が求められる。」というふうになされております。

教育長のリーダーとしての資質や能力を高めるための方策としては、現在、国や大学におきまして市町村の教育長を対象とした研修会を実施しており、今後、国、都道府県、大学等による研修のプログラムについて充実を図ってまいりたいと思

います。先日、私のところに兵庫教育大学の学長以下幹部が来られまして、平成二十八年度から、現職教育長や教育委員会職員等を対象とした、新たに大学院教育長養成コースを設置したいので、ぜひ国の協力をお願いしたいということがありました。

非常に、まさに、今回の教育委員会制度改革の法が成立した後、そのニーズが、的確に対応するということについて先んじて兵庫教育大学が既に考えていただいている。これはこの単独大学だけでなく、全国でもいろいろなキャンパスを設けて行いたいということでありますので、こういう大学が大学院をつくって教育長を養成するというこ

とについては、国も積極的に支援をしていくことによって、活力ある教育長養成、システムのにもフォローしていきたいと思えます。

○稲津委員 今大臣から大変重要な御発言をいただいたと思っております。これは、いわば極めて根本的な課題であると思っておりますので、ぜひ今御答弁いただいた対応を進めていただくようお願いを申し上げる次第です。

次に、今度は町村の教育委員会と町村の事務局のあり方についてということで伺っていただきたいと思っておりますが、この課題も本委員会でも何回か議論されました。地方公聴会でもこのことについて私も陳述の方に質問をしたところでござい

ますけれども、きょうは重ねての質問になります。が、少しこの点を明らかにしていきたいと思っております。

先ほども、教育委員の人数、構成の問題が議論になりました。教育委員会の構成の中で非常に課題であると思つてゐるのは、通常五名のところである状況ですが、特に町村には幾つかありますけれども、三名の委員会構成というのがあります。

これを考えていきますと、今後、一名の新教育長と二名の非常勤の教育委員という構成では、果たしてこれからどうなのかという一つの課題が見えてくると思うんですが、いわゆる三名の教育委員体制について、現状、どのようなになっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○前川政府参考人 平成二十三年度地方教育行政調査によりますと、現行制度において、委員の定数が三人の町村の数が二十五となっております。

町村につきましても、例外的に、教育長を含め三人以上で構成することができるとされてゐるものでございますが、原則は五人でございます。地域の多様な民意を反映するとともに、新教育長をチェクする機能を果たすという観点からも、教育委員会がなるべく五人以上で構成されることが望ましいと考えております。

そのため、各自自治体におきましてもそうした運用を目指して努力していただくように指導してま

いりたいと考えております。

○稲津委員 新教育長という体制で施行されていくとしたら、やはりここは新教育長の権限、機能が強化されるわけですから、そういう意味で、三名体制というのはこれから、今答弁ありましたけれども、さまざまな観点からアドバイスしていただいて、それ以上の体制にできるところは進めていただくということを申し上げておきたいと思

います。

それからもう一点は、町村事務局の人員の配置の現状と課題をどう認識しているかということについてお伺いしておきたいと思えます。

教育委員会の改革ということがテーマで議論してありますが、これは当然として、もう一つ課題になっているのは、事務局の体制はどうなつて

いるのか、こういうこともあると思うんです。

県、あるいはある一定程度の人口規模のある市等については、事務局の人員の確保を含めて、ある程度体制整備していける。しかし、人口規模の少ない町村の事務局体制についてはなかなか大変なんだろうと思つておりますけれども、とはい

え、そういう中で、プロバの育成ですとか、あるいは業務対応を柔軟に図っていくですとか、いろいろの意味で課題は多いと思つておりますが、町村の教育委員会事務局の現状と課題について文科省はどう把握しているのか、この点について伺います。

○前川政府参考人 平成二十三年度地方教育行政調査によりますと、平成二十三年五月一日時点で、教育委員会事務局の職員数が十人以下の市町村が四百九十三ございます。また、指導主事が置かれていない市町村の数でございますが、減少傾向にあるというものの、なお六百二十五あるというところでございます。このような自治体におきましては、事務体制が脆弱であるために、学校指導など十分に行き届いていないということが課題になっているというふうに認識しております。

そうした中、今年度の地方財政措置におきましては、都道府県教育委員会における指導主事の地

方交付税措置につきまして、十五名から二十一名への六名分の増員を図ることとなっております。

こういった措置も通じまして、都道府県教育委員会による市町村教育委員会に対する支援の強化ということを通じて、市町村教育委員会の学校指導体制の充実を図ることも一つの方策であるというふうに考えておりますし、引き続き、市町村における指導主事の配置につきまして指導を強めてまいりたいと考えているところでございます。

○稲津委員 そこで、さらに伺います。

今後、町村の教育委員会事務局の人材の確保等についてどうするかということなんですけれども、今、少し、予算措置について一部答弁がありました。その上でなんですけれども、やはり小規模自治体でどうやって人材を確保していくのかということは最大の課題でもあると思っています。予算の規模の問題もありますから一筋縄ではないかなと思うんですけれども、今後、町村の教育委員会事務局の人材の確保と、それから、プラスその中でどう事務局の職員としてスキルアップしていくのかという研修の問題について、これをどう図っていくかと考えておられるのか、この点について伺います。

○下村国務大臣 教育長や教育委員会を支える事務局職員の資質の向上に向けて、教育委員会においては、教員出身者のみならず、教育行政の専門性を有する行政職員の計画的な育成が重要であり、一般行政部局との人事交流も含め、適切な人材育成が行われる工夫が必要であるというふうに考えております。

文科省としては、市町村教育委員会に対する必要な助言や情報提供等を通じて、小規模な市町村において適切な人材確保や研修が行われるよう、都道府県教育委員会を通じて指導するとともに、国としても研修体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○稲津委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思つて

います。

それで、次の質問ですけれども、これも本委員会でも重ねての議論がありました、いわゆる新教育長に対しての教育委員会による監視機能はどう図っていくかという課題でございます。

まず、もう一回整理して考えてみますと、当然適切なチェック機能の強化というのは必要だと思っておりますけれども、一つ今回の中で議論されたのは、教育委員会から教育長に対して会議の要請をされた場合には遅滞なく会議を招集しなければいけない、このように法案にございます。それを含めた上で、このほかに教育委員会による教育長への監視機能をどのように考えているのか、この点についてお示しいただきたいと思います。

○前川政府参考人 今回の改正案では、教育長の権限が他の委員と比較して強いものとなることから、議会やあるいは教育委員のチェック機能を強化するという観点から、教育長の任期を教育委員よりも一年短い三年としているわけでございます。

また、そのほか、教育委員による教育長のチェック機能を強化するという観点から、御指摘のございました、教育委員の三分の一以上の委員から会議の招集を請求された場合には教育長が遅滞なく会議を招集しなければならないという規定、また、教育長が教育委員会から委任された事務の管理、執行状況につきまして報告をしなければならないという規定、こういった規定が設けられているところでございます。

また、教育委員会会議の透明性を図り、住民によるチェック機能を強化するという観点からは、教育委員会会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならないという旨の規定が設けられているところでございます。

○稲津委員 今、教育委員会の監視機能ということとを伺いましたけれども、もう一つ重要な監視機能を持っているのは、議会のチェック機関としての役割であるということも言うまでもありません。例えば、教育委員、教育長に対する任命の同

意、これは議会の権限でございますし、それから、あわせて、当然議会の中の質問というのもあります。

ただ、その上で、新たな体制になった状況の中で考えていきますと、議会の果たすべき役割はある意味これまで以上に大きい、このように思っておりますが、新教育長へのチェック機関としての議会の役割についてどう考えるのか、この点についてもお示しをいただきたいと思います。

○前川政府参考人 今回の改正案におきましては、現行の教育委員長と教育長を一本化した新教育長を任命するに当たりまして議会同意を必要としているほか、任期につきましては教育委員より一年短縮し三年としていることでございまして、これによりまして、議会において、従来以上に職責が重くなる新教育長の資質能力をより丁寧にチェックすることができると考えております。

また、既に現行法におきましても、教育委員の任命における議会同意でありますとか、教育委員の会みずからが行う事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書の議会への提出、これが規定されているわけでございまして、これを通じたチェックということも可能であるというふうに考えております。

さらに、議会の本会議や委員会等におきまして、教育委員会の事務執行についての質疑が行われているわけでございまして、これらの機会を通じて、議会が教育委員会をチェックし、または教育長の仕事をチェックするということがよりまして、教育行政に住民の意向を反映させていくことが大事であるというふうに考えております。

○稲津委員 もう一問質問をと思っておりますが、時間が参りましたので終わらせていただきますと思いますが、最後に意見だけお話ししておきたいと思います。

チェック機能を強化する意味では、教育委員会

の議事録の作成、これも議論になってまいりました。これはいわゆる努力義務規定になっておりますけれども、住民、市民、町民に対する説明責任というのは、これはある意味一つのチェック機能になっていくと思っております。したがって、やはりこれの作成、公表を今後できるだけしていくということをぜひ望んで、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○小渕委員長 次に、笠浩史君。

○笠委員 おはようございます。民主党の笠浩史でございます。

きょうは、この間、本当に多くの参考人の皆さん方等々からいろいろな指摘があったわけでございますけれども、まず、幾つか確認の質疑をしたいと思ふんです。

大臣、今回の案は、私は前にも申し上げたんですけれども、いわゆる中教審のA案があつて、首長のもとに我々のように権限を一元化していくというところと、やはりそうじゃない方向性の方がいいんじゃないかというような、与党内あるいは自民党内いろいろなか中で、ある意味では、非常に積み上げられた、知恵を出しながらまとめた案なんだろうなというふうには思っております。

それがゆえに、例えば、教育委員会の、指摘されていた形骸化とか迅速性に欠けるかというところは、教育長と教育委員長というものを一本化して、これは相当な権限を持った新しい教育長ができるということで、ある意味、執行機関としての教育委員会というものは迅速な対応ができるんじゃないかというふうに思ふんです。

ただ、問題は、首長と教育委員会との連携強化のための総合教育会議なるものができたために、今度、では、首長の権限というのは何なんだろうかと。最終的な責任は、新教育長、教育委員会の方にまだ執行機関としてある。しかし、一方で大臣自身も、首長のリーダーシップも發揮してもらいたいという思いは持たれているんじゃないかというふうに思ふんですけれども、まずその点をお

伺いをしたいと思います。

首長のリーダーシップというものは、今回の制度改正の中でやはりそれは望まれているのかどうか、その点を一問お伺いしたいと思います。

○下村国務大臣 首長は選挙によって選出されるわけですが、そのとき、選挙公約の中にこの教育に関係することも多々入れている、そういう候補者もいるわけでありまして、当然、当選をされた後、それをどう実行していくかということ、市民に対してやはり問われるわけでありまして、これから首長がその自治体における教育についてどんなことをやりたいかということについて、今まで以上にできる仕組みとして、御指摘のように、総合教育会議というのを設けたわけでございます。

執行機関として教育委員会は残りますけれども、この総合教育会議を主宰するのは首長である、そして、予算等の権限についてはこれは首長が持っているわけでありまして、両方の執行機関、教育長とそれから首長が一体となつて総合教育会議を開いて協議、調整を行うということでありまして、なおかつ、新教育長は直接首長が今度は任命することでありまして、今まで以上に首長の教育行政における主張等が実現しやすい、そういう仕組みになってきているということとは間違いない方向性であるというふうに思います。

○笠委員 今は、いろいろな自治体、首長の選挙という中で、随分昔とは変わって、これは国政においてもそうだけれども、やはり選挙の中で教育というものの対する考え方というのは、それぞれ候補者がより具体的にしっかりと事前に示していくというような、もうこれは当たり前の時代になつていふふに思っております。それぐらい、やはり今から人材育成というのが大事だということが改めて認識をされている。

こうした中でどうしてもわからないことが、今回、教育の振興に関する施策の大綱というものを、これは首長が策定をするということで義務づ

けているわけですね。この大綱については、総合教育会議で協議をして首長が策定することになつていくわけだけれども、ちよつとここはまず事務方に確認なんです、教育委員会と首長の調整が残念ながら整わない点、こういう対立した事項については記載はできるのかできないのか、改めて確認をしたいと思ひます。

○前川政府参考人 大綱は首長が策定することであるとして、首長にその策定の職務権限が与えられているということでございます。ただ、その際には、教育委員会と十分に協議し調整を尽くすということが前提であるということでございますので、その協議、調整を尽くすということが肝要であるということでございます。

仮に首長が教育委員会と調整がつかない事項を大綱に記載したといたしましても、権限を持つ教育委員会が執行しない事柄を記載することには意味をなさないということになりますので、したがつて、こうしたことがないように、やはり十分な協議、調整をすることが必要であるというふうに考えております。

○笠委員 ちよつともう一度確認なんですけれども、当然ながら、これは首長の権限で記載はできますよと、仮に調整がつかなくても。しかしながら、今おっしゃつたように、それが執行権を持つ教育委員会の方で執行されない可能性が高いから余り意味はないということですか。

○前川政府参考人 おっしゃるとおり、大綱の策定権限は首長にございますので、首長の判断で記載するということは、これは法律上は可能でございます。

○笠委員 これは本当に最大の矛盾なんです。ですから、例えば私どもは首長に全ての権限を教育委員会から執行機関としても移していくということにしていますけれども、この大綱について協議をする、調整をする機関である総合教育会議は首長がこれを主宰するわけですね。しかも、この大綱の策定権というのも首長が持っているわけですね。であるならば、この大綱についての最終的な責任は、その実行まで含めて、執行まで含めてやはり首長に持たせろということが私は一番わかりやすいやり方だと思うし、そうすれば矛盾が解消されると思うんですが、その点、大臣いかがでしょうか。

○下村国務大臣 総合教育会議は首長が主宰をする、その総合教育会議のもとで大綱を作成する、大綱を作成するに当たっては、教育長を初め教育委員会と、あるいは有識者が入る場合もあります、協議、調整を行うということでありまして、一般的に言つて、大綱で盛り込まれたことは、当然それは実行すべきこととして盛り込まれているわけでありまして、これは、教育委員会も執行機関としては存続しますから、人事とか教科書採択とか権限としては残りますけれども、しかし、今まで以上に、総合教育会議が設けられたというところで、当然、首長と、それから、そもそも教育長もこれは首長が直接任命するわけですから、当然、コミュニケーションがとれた人事の中での教育長の任命ということでもありますから、一般的に言つて、この総合教育会議で出された大綱は、それはきちつとなされるというのは当然のことであつて、それがなされないということはまずあり得ない話だと思ひますが、法律的に言つと、執行機関が二つですから法律上あり得るということですが、一般的には、大綱に記載されたことは実行に移されるというのは当然のことだと思ひます。

○笠委員 大臣、それはやはり矛盾しているんですよ。先ほど局長が言つたじゃないですか、記載することはできると。わかりますよね。だから、どういう大綱であれ、大綱を策定するその権限は首長が持っているわけですよ。しかしながら、対立した事項について全部じゃないですよ、やはり一部対立するということはこれはあります、まれかもしれないけれども、出てくる可能性としてはあると思うんです。しかし、そのときに、記載はできるけれども、執行権は教育委員会、教育長が

持っているわけだから、対立した場合、それは恐らく実行されないでしよう。それだったらもう意味がないじゃないですか。

であるならば、では、例えば総合教育会議の中でまとまらなかった、調整がつかなかった事項についてはまだ記載しないということ、それはいい悪いは別として、法的にきちつと明記しているのであれば一つの話としてわかるけれども、記載することはできるけれども実行できないと言つたら、それは市民に対して、大綱ですよ、大綱を義務づけたわけじゃないですか、今回国として策定を。しかしながら、その中身について最終的にきちつとやはり首長に実行の責任まで持たせないか、書くことはできるけれども実行されるかどうかはわからないケースがあるというのは、私は極めて無責任だと思ひし、それは逆に首長がかわいそうですよ。

やはり、そこが最終的な責任をどうするかという一番のポイントだと私は思ひますけれども、そこは首長に持たせたらどうですか。いかがですか。

○下村国務大臣 これは笠さん、具体的に何かその事例があれば、ぜひ具体的な事例で議論した方がわかりやすいのではないかとこのうふに思ひますが、基本的に、大綱に定めるということは、教育長と、あるいは教育委員会のメンバーも含めた総合教育会議の中で協議、調整した結果を大綱にするということであるわけですから、これは、協議、調整した結果、調整できなかったことを大綱に盛り込むということは基本的にはあり得ない話だと思ひます。

それでも大綱に盛り込むということになれば、それは首長としての強い意思でもあるわけですが、強い意思にのつとつて、教育長が執行機関であつても、教育長は首長から任命を受けた首長でもあるわけでありまして、当然、一つの地方自治体の中でこれは一体となつた行政としてあるわけですから、結果的に、整合性をとつた結論と執行がなされるというふうに思ひます。

○笠委員 今の大臣のお話でいくんだったら、例えば、首長が議会の同意を得て任命をする教育長だから、それはもちろんうまくいくケースの方が圧倒的に多いとは思いますが。ただ、最悪、自分が任命をしたものの、本当にちよつと対立点があつて大変な状況になったときに、では、首長が教育長を罷免することができる権限を持つんだつたら、その首長が大綱をしっかりと実行できることある意味担保できると思うんですよ。しかし、それできないわけですよ。

ですから、私はやはりここがどうしても最大の矛盾だと思うし、大綱のその記載事項のほとんどは、恐らくほとんどのことは教育委員会が事務執行の権限を持つわけで、首長は執行権を持つておりませんから、そこに盛り込まれるほとんど大半については、ですから、もしこのままであるならば、この現行法のままであるならば、やはり、執行権のない首長に大綱の策定をする権限を与えているということ自体の矛盾というものはどうしても解消できない、そのように思うんですけれども、いかがでしょう。

○下村国務大臣 今回の教育委員会制度改革の中で与野党を問わず一致点ということは、現行の教育委員会制度を変えて、権限をより明確化する、その中でさらに、首長が権限についてより明確な位置づけとして重たい責任を負うという、それが現行教育委員会制度と変わる点で、与野党の中で共通点としてはそれはあるというふうに思うんです。

その上で、政府案としては教育委員会を執行機関として残しましたが、しかし、教育委員会を代表する教育長と首長との意見調整、協議の中での場として総合教育会議を設けるわけです。総合教育会議を設けて、なおかつ首長がその総合教育会議の主宰をするということであつて、なおかつそこで大綱を決めるということでありますから、当然、決められた大綱については首長が最終的に責任を持つわけですから、それについては、教育長は従うというのは当たり前のお話であるというふう

に思います。

ですから、法律上は、それは教育長と首長が見が異なるということはあるかもしれませんが、しかし、それを協議、調整した中で大綱をつくるわけですよ。協議、調整をできなかった、にもかかわらず首長が大綱を作成するということは、それは首長の強い意思ですから、首長はその大綱を実現させたいために大綱を作成するわけですから、その意思を持つて作成するということについては、これは、任命された教育長はおのずとそういう立場の中で判断するというふうに思います。

○笠委員 ですから大臣、だから別に、常にそういうことが起こることじゃなくて、やはり対立する可能性があるんだから、そういったときにはその教育長をやめさせることもできるという一つのきつとしたその手段というものの首長に与えておかないと、私は、今大臣がおっしゃったような形にはならないんだと思うんです。

今、総合教育会議というものができて、大臣が具体的なケースで、もちろん、これからそれは幾つもの想定はできるでしょう。ただ、今後そういうことが起こってからでは遅いということ、やはり責任を明確にしておくということが、だから、そこまでおっしゃるのに、なぜ首長にきちんと執行権を持たせるというような答えにならなかったのか、結論にならなかったのか。もちろん、安定性だとか継続性だとかおっしゃるんではしょうけれども、やはりそこは私どもと最も考え方が異なる点だと思ひますので、改めてそこは今後の質疑の中でもまた議論をさせていただきたいと思ひますが、そこを何らかの形でやはり首長が自信を持つてきちつと最終的にしっかりと話し合ひする、もちろん、首長が言っていることが常に正しいかどうかということ、それは首長も謙虚じゃないといけない点もあるでしょう。しかしながら、最終的にはこの大綱についてはその実行まで含めて首長が責任を負うんだ、それを何らかの形で担保できるようなことをぜひ知恵を出していただきたい、考えていただきたい。そのことはま

た改めて次回、大臣とお話をさせていただきたいというふうに思います。

それで一点、次に、教育の政治的な中立性ということが、当然ながら、我々も含めてこれは与野党関係なく大事だということは、もうみんな認識していると思ひます。ただ、そもそも教育の中立性あるいは教育行政の中立性というものが何なのか。特に地方教育行政においてはそこあたりが、例えばイデオロギー的な対立、あるいは教科書の採択の問題であつたりとか、あるいは教職員組合の過去の事例とかいろいろありますが、取り上げる人によつてそれぞれこの中立性というものの概念は違つていようような気がするんです。

文科省の方にお伺いをしたいんですが、これまで、教育活動の中立性が具体的に侵害されたというやうな例をちよつと幾つか挙げていただきたいんですけども、よろしくお願ひします。

○前川政府参考人 教育の政治的中立性といひましては、具体的には、教育の内容に関する政治的中立性、また、教育に携わる教職員の人事における政治的中立性、さらに、日々の教育活動に関する政治的中立性、こういったものが求められていくと考えております。

過去の事例といひしましては、平成十二年、十三年当時でございしますが、東京都の国立市の教育委員会の国旗・国歌に係る指導に関しまして、市長、与党の市議が連名で教育委員会に要望書を提出し、一部の学校の卒業式、入学式において混乱が生じたというやうな事例がございします。

また、昭和五十八年当時でございしますが、福岡県知事が、当選後初の記者会見におきまして、学校の管理職の昇任試験の廃止や教員ストの処分についての方針の転換、スト処分を受けた教職員の給与の回復、これを県の予算で対応するという方針を掲げたということがございします。これに対して当時の県教育委員会の教育長は、教育の正常化の方針を継続し、管理職昇任試験の継続、教員ストに対する厳正な処分を継続することを表明した、このやうなことがございします。

こういったことが御指摘の例に当たる、あるいは近いものではないかというふうに考えております。

○笠委員 前川さんにお伺ひしたいんですが、教育の中立性ということについて、首長さんにかかわるやうな話が今二件あつたわけですが、例えば、首長が何らかのリーダーシップを発揮していくあるいは何らかの判断を下していくということ、あとは、まさに学校現場における教育の内容に関するやはり中立性というものの、私は、そこは分けて考えないといけないというふうに思つているんですよ。

その点の見解というものをちよつとお聞かせいただきたいと思います。

○前川政府参考人 日々の教育活動の中での教育内容の政治的中立性、これは非常に大事なことであるというふうに考えております。そのために、公立学校の管理機関として合議体の教育委員会が置かれていようということございまして、この点につきましては、政府の改正案におきましては継承していようと考えてございします。

教育行政という観点で、全体の行政の中で首長がその行政の方針といふものを持つていようことは、これはまた当然のことであるといふふうに考えておりますので、日々の教育における政治的中立性と首長が持つ教育行政についての方針といふものは、矛盾なく調和していくことができるというふうに考えております。

○笠委員 本当に、ちよつと今のは私は違ふと思ひます。

では前川局長、例えば首長が、こいういう教科書を使うのが望ましい、検定教科書ですよ、副読本とかじゃなくて教科書の話、というやうな発言をもししたとすれば、権限は首長にないんですよ、しかしながら、首長は、自分は教育を預かる身として、例えば教科書採択において、ルールは決まっています、それぞれの教育委員会で定めていますけれども、例えば、聞かれたことについてこいういう教科書を使うべきではないかというやうな

発言をすることは、これは教育の政治的中立性を侵すことになるんですか。

○前川政府参考人 首長が発言をするという限りで、それが直ちに教育の政治的中立性を侵すということにはならないというふうに考えております。

○笠委員 私もそうだと思うんですよ。

もし、例えばそういう教科書の中身に問題があるとすれば、それは国の検定を通さなければいい話で、少なくとも検定をきちっと通った教科書というものは、検定が済まされている、合格した教科書というのは、ある意味ではどれを使つたとしてもそれはいいわけで、ただ、そういう中でも、各社が工夫していろいろの差違ひがありますので、それをきちっとした透明な形でいろいろと採択していくという、それは首長が何でもかんでも勝手に決めていくという話にはなりませんけれども、しかし、そこあたりまで含めてやはりこの中立性という議論は、例えば、我々が今、首長のリーダーシップ、最終的な責任を首長にきちっと持つていくという中で、必ずこの中立性に対しての懸念があるんです。

しかし、そういう中で我々が最も注意をしなければいけないことは、首長が政治的にリーダーシップを発揮することが悪いことではなくて、教育の現場に、まさに一党一派に偏つたとか、いわゆる教育基本法に抵触するようなことが現場で起こつたときには、これはしっかりと、国も含めて、今でいうと教育委員会も含めて、そこはきちっと是正をしていかなければならないということが私は一番重要だと思うんです。

先ほど局長がおっしゃった中で、教育委員会がと言つたでしょう、そういうところをチェックすると。教育委員会ですか、教育委員会ができませんか。どうですか、局長。

○前川政府参考人 教育委員会は、合議制の執行機関として学校の管理責任を負うわけでございますので、その責任はしっかりと果たしていただく必要があるというふうに考えております。

○笠委員 教育委員会が今その最終的な責任を執行機関として負つてゐるということは、そのとおりです。

しかし、学校の現場で今何が行われているのかを一番わかつてゐるのは、これはやはりその学校に子供を通わせてゐる保護者であつたり、ですから私がコミュニティスクールを進めないとけないと言ふのは、やはり地域に学校を開いていかないといけないんです。多くの教員の人たちは頑張つておられますよ。きちんとした指導もしてゐる。しかし、時に、まさにこの中立性に欠けるような教師がいてすれば、それはしっかりと処分しないといけない。しかし、何が起つてゐるのかというのをやはりチェックできるのは、保護者であり、地域の代表の人たちだと私は思う。もちろん、校長が対処することだつてあるでしょう。

ですから、そういうようなことをしっかりとこの際でやはり考えていくためにも、そういう本当の意味での中立性というものをきちっと守つていくためには、何か最終的な権限を首長に持つていくからそこがということではなくて、やはり、地域住民の意向というものを反映できるシステムというものをもう少しさらに進めていく必要があるんじゃないか。あるいは、我々は、そういったことが、教育委員会よりも首長のもとにきちっと声が届いていくようなシステムを確立することによつて、やはり、リーダーシップを発揮していくことができるというふうなことも含めて対応していきたいというふうに考えております。

そういう中で、こういった中立性の問題も含めてですけれども、これから教育委員会が、政府案で言うと新教育長が物すごい力を持つことになるわけですが、執行機関として残る教育委員会がそういう責任を果たしていくためにこれからどういう課題があるのか、あるいは何に期待するののかという点を、もし大臣の方でその所見があれば、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○下村国務大臣 その前に、笠委員が言われたコミュニティースクールの促進は、私もそのとおり

だと思ひます。できるだけ学校が閉鎖性、密閉的な教育ではなくて、地域に開放されたといひますか、地域の人たちが一緒に子供たちを育むような教育環境としてのコミュニティースクールのさらに促進していかねばならないと思ひますし、その割には進んでいないといふのは、やはり問題があるのではないかと今思ひます。それはぜひ進めていきたいと思ひますが、その問題と、教育委員会制度あるいは首長に対する権限は別次元の問題であるといふふうに思ひます。

首長に権限を移譲するということは、これまで何回も答弁でも述べておりますが、加速度的にその地域における教育改革が進むというプラス面は確かにあるといふふうに思ひますが、一方でやはりリスクはあるわけです。つまり、政治的中立性、公平性とか継続性とかいふ部分で、先ほど前川局長が答弁をいたしました、例えば国立のような事例があつたとき、ストップできないという問題がやはりあるわけです。

ですから、政治的中立性や継続性、安定性をどこが担保するかという部分はやはり課題があるわけので、それを、政府案では教育委員会に残すことによつてやはり担保する。一方で、誰が教育長だけでなく首長になつても教育実態が全然変わらなかつたら意味がありませんから、それを、今まで以上に首長や教育長に対して権限をより明確化することによつて、めり張りがついた教育改革が同時に進められる、それが新たな教育委員会制度改革案だといふふうに考えております。

○笠委員 先ほどちよつと関連するような質問がありましたけれども、教育長の質、あるいは新教育長といふものをチェックしていく体制といふものを、これを教育委員会にやれと言つても、その一員ですから、やはりなかなか難しい。

そういう状況の中、私は、首長がそういう権限といふものもやはり持つて当たれるようにしなければ、ある意味での、本当の意味での緊張感とか、あるいは、何か本当に重大事案が発生したと

きに誰が最終的に判断するのかといふのは、やはり選挙で選ばれる首長にということ、きょうは時間が参りましたのであれですが、大綱の策定であるとか、あるいは、総合教育会議の中で取り扱わないといかないようなテーマ、緊急事態における対応であるとか、やはりこの点については、少なくとも首長が全責任を持つて、最終的な責任を持つて対応できるような、ぜひそのことをお考えいただきたいということを最後に申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。

○小淵委員長 次に、吉田泉君。

○吉田委員 民主党、吉田泉です。

私からも、地方教育行政法の改正案に関連して質問をさせていただきます。大分審議も進んできたわけですが、常に問題の原点を忘れないという姿勢できょうは質問をしたいと思ひます。

せんだつて参考人で来られた新藤宗幸教授によると、教育委員会制度の見直しという議論は、二〇〇〇年の第一次地方分権改革のころから始まつたとされます。つまり、地方が自立する時代だ、そういうときに、教育委員会の必置という規制がこれからも必要なのかという問題意識からこの見直し論が出てきたといふことであります。

そして二〇〇一年、全国市長会の提言、さらに二〇〇五年、地方制度調査会の答申、そして二〇〇六年、骨太の方針、こういったところで教育委員会制度の見直し論が提起され、今回の教育再生会議、さらには中教審の答申、こういう流れで来ていると思ひます。結局、もう十年以上、教育委員会をどうするかという議論が続いてることになります。

そんな中でこの問題に大きく火をつけたのは、やはり、二〇一一年、大津市のいじめの自殺事件といふことであります。今回の法案の提案理由の中でも、この事件がまず第一に取り上げられてゐるということでもあります。

この事件に関連する基本文獻としては、大津市長が設置した第三者委員会による報告書、さらに

は遺族の方の手紙、そして大津市長による文科大臣宛て意見書等、市長はいろいろなところで発言されていますが、その辺が基本的な文獻だろうというふうに思います。それらを踏まえて、そして、今までの参考人の方の御意見も踏まえながら質問をしたいと思っています。

まず、大津市の第三者委員会の調査報告書によると、今回の事件における教育委員会への市民からの非難というのは、その隠蔽体質、この一点にあったんだという記述があります。さらには、大津市長も、市の教育委員会が非難されたのは、迅速性という問題ではないんだ、この隠蔽体質なんだという発言を市長もしております。

まず、今回の事件における、隠蔽体質が最大の問題なんだという認識について、政府としてもこれは共有しているものかどうか、お伺いします。

○前川政府参考人 大津市におけるいじめ自殺事件におきましては、大津市教育委員会の問題点に關しまして、大津市の事件を調査するために市長が設置いたしました第三者調査委員会の調査報告書があるわけでございますが、その中でさまざまな問題点が指摘されております。

市教育委員会に緊急対策チームが設置されないなど危機管理体制整備の欠如でありますとか、また、調査を早期のうちに断念しており、調査が十分に実施されていなかったということ、事実の調査よりも法的対応を意識した対応をとったこと、この中に隠蔽体質というようなことについての指摘もあるわけでございますが、また、県教委への報告がおくれ、その内容もずさんであった、教育委員が重要な意思決定において外に置かれていた、これらのさまざまな指摘があったわけでございまして、これらは、今回の教育行政制度の改革につきましても念頭に置いた事柄でござい

ます。ただ、今回の改革は、大津市の事件が一つの契機となっているわけでございますけれども、それだけではなく、現行の教育委員会制度につきまして、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわか

りにくいでありまして、また、地域の民意が十分に反映されていない、そういった課題もあることから、今回、抜本的な改革を行うこととしたこととでございます。

〔委員長退席、丹羽（秀）委員長代理着席〕

○吉田委員 政府としてその報告書を見事に受けとめているというようことは間違いないと思うんですが、次にお伺いしたいのは、その隠蔽体質というものが人の問題だと言ふ方もいます。それから、制度の問題だと言ふ方もあります。

例えば、あの全国市町村教育委員会連合会の会長さんは、この大津の問題というのは結局人の問題なんだ、制度の問題ではない、制度を変えれば問題が解決するか、二度と悲劇が起きないように意識を高める方が重要なんだ、なぜ、このいじめ問題と直接関係のない教育委員会制度という問題を取り上げて見直しを進めないといけないのかかわらない、大津の事例は特例だ、こう言い切っておられます。

それから、先日参考人として来られた梶田先生も、この大津の問題は、どちらかといえば人の問題ではなからうか、そういう趣旨の発言があったと思います。

ただ、一方で政府は、この事件ではないという今のお話ですが、この事件を非常に大きなきっかけとして制度改正を検討してきたこととであります。ということは、大津の教育委員会の問題というのは、単に人の問題ではなくて、制度の問題でもあるからこそ今制度改正をしようとしているんだというふうに推測しますが、確認をさせていただきます。

○前川政府参考人 大津におけるいじめ自殺事件におきましては、生徒の生命に係る重大かつ緊急の事態であるにもかかわらず、教育委員会の会議が速やかには招集されなかったというような問題もござい

ます。教育委員会による責任ある、迅速で的確な対応というものが見られなかったという問題が大きな社会的批判を浴びた一つの点であるというふうに考えておりまして、このことにつ

ましては、単に人の問題ではなく、制度の問題でもあるというふうに認識しているところでございます。

このため、改正案におきましては、教育委員長と教育長を一本化した責任者として新教育長を置くなどのことによりまして、責任体制を明確化し、かかる事態が生じたときに、迅速に教育委員会が会議を開くことができるようにしようということとでございます。

また、総合教育会議の設置等によりまして、より一層、民意を反映した教育行政の推進を図るということにしております。

緊急時におきましては、改正後は新教育長が迅速に対応して、また、教育委員会への適切な情報提供や会議の迅速な招集などを行う、その責任も負わされるわけでございまして、必要に応じまして総合教育会議を開催して、首長と対応を協議するということになるというふうに考えております。

○吉田委員 我々の今回の審議の原点というのは、やはり、大津における隠蔽体質、それを制度的に何とか改善していこう、この辺にあるのではないかとこのように思っているところでござい

ます。大津市長さんは、この事件の後に市長に就任したわけですが、遺族から大津市に対して訴訟が提起されました。ということは、当然、市のトップとして法廷に立ったわけ

です。教育行政に從來は直接権限のなかった首長が、結局は責任をとって法廷に立たざるを得ない、ここに私は大きな矛盾を感じるんですが、この点は今回の法改正では改善されるんでしょうか。

○下村国務大臣 損害賠償訴訟においては、財務の統一的な処理等の観点から、原則として首長が当該地方公共団体を代表するものであり、今回の制度改正において、この点に変更はありません。ですから、首長ということになります。しかし、実際は法廷に首長のみならずが立つということはある行政対応についても、その訴訟に

それのつかさつかさが実際は現場で対応するわけですから、象徴としての首長は、訴訟のときには、名前は当然責任者として出ますが、対応はそれぞれのつかさつかさで対応するということがあります。

○吉田委員 実際には首長の代理としてつかさつかさの方が、担当者が法廷に立つということが多いんじゃないでしょうか、訴状の宛名は首長なんです。最終責任はこれは首長だ。それで、この点が特に今回の改正によっても変わらないということだと思

います。これを解消するためには、やはり、教育委員会を廃止して首長に権限を集中していくということしかないと思っておりますが、それがなかなか進まないということでもあります。そして、その理由が、一言で言うところ、政治的中立性の問題だと。きょうも議論がこの問題に随分集中しているということでもあります。

大津市長の発言ですが、国では、政治家である文科大臣が教育政策を決めている。なぜ、地方だけ政治的中立性ということが強く指摘されるんでしょうか。おかしいんじゃないでしょうか。多様な意見の反映や継続性というのが必要なのは、学校で何を教えるのかということですが、これは実は国の学習指導要領でも決まっています。市町村はほとんど介入する余地はない。という意味では、むしろ国の方こそその政治的中立性が求められるはずではないかというのが市長の言い分でございます。

また、参考人の新藤教授も、日本の国の教育行政の頂点にあるのは、閣僚であり、かつその内閣統括下の行政機関である。という意味では、現行制度のどこが中立なんだでしょうか。首長に権限を寄せると中立性が侵されるということが一般的に言われますけれども、いささかこれはピンはけではないかというところを新藤先生が言っておりますが、この点の認識をお伺いしたいと思います。

〔丹羽（秀）委員長代理退席、委員長着席〕

○前川政府参考人 教育行政におきましては、国と地方の間で基本的な役割の違いがあるわけでございます。

地方公共団体は、学校の設置者として学校の設置管理の責任を負いまして、児童生徒に対する教育の内容でありますとか、教育職員の人事を直接行う、こういった役割を負っているわけでございますが、国は、学校教育法等の制度の枠組みでありますとか、また、学習指導要領といった全国的な基準を定める、あるいは教員給与等の財政的な負担を行う、こういった役割が基本でございます。

こういう役割が違うということから、直接学校の管理責任を負う公立学校の設置者である教育委員会につきましては、合議制の執行機関という形をとっている。一方で、国の教育行政につきましては、独立した委員会ではなく、文部科学大臣が責任を負って教育行政を行っている。このように区別されているものというふうに理解しております。

○吉田委員 ちよつと確認ですけれども、要するに、国においては、教育行政の政治的中立性の問題というのは、もうはならないということですか。大津市長の言い方は、地方よりも国の方に政治的中立性の問題というのはあるのではなからうかという問題意識なんです、そこはいかがですか。

○前川政府参考人 教育の政治的中立性を確保するという要請、これは、国、地方を通じて教育行政全体を通じて要請でございます。

ただ、国と地方の基本的な役割の違いと申しますのは、直接学校を管理する責任を負わされているか否かということでございまして、直接学校を管理する、したがって、学校の教育内容に直接関与する、また、人事について直接それを行う、こういう責任、権限を負っている地方におきましては、合議体の教育委員会がそれをつかさどることがふさわしいという考え方でございます。

○吉田委員 それでは、関連して大臣にお願いし

ます。

これも大津市長の発言ですが、教育委員会を地方に必置する理由として、いわゆる政治的中立性、それから地域住民の意向の反映、こういう必要性が挙げられているわけですが、一方で、国においては教育行政で別に行政委員会方式というのがとられていないわけです。そして、これらの中立性等の要請については、審議会の活用、こういう方式で対応をされているということだと思えます。国においては教育行政に関し行政委員会制度をとっていないが、これらの中立性の要請が地方の教育行政に特有なものであるとは考えにくいと言っております。

そこで、改めて、なぜ地方だけが教育委員会方式なのかということに対する御見解を伺います。

○下村国務大臣 教育行政における国と地方の役割には明確な違いがあります。国は、学校教育法等の制度の枠組みや学習指導要領といった全国的な基準を定める、あるいは、教員給与等の財政負担を行うこと等を役割としております。学校の設置管理者として児童生徒に直接教育を実施したり教職員人事を行うといった立場にはないわけであり、また、内閣から独立した委員会を設けず、文部科学大臣が教育行政を行っているわけであり、また、国と地方の統治機構の違いという面から申し上げれば、国が議院内閣制をとっているという点に対して、地方は二元代表制をとっているわけであり、首長は、住民による直接選挙で選出されるなど、議会との関係では極めて強力な権限を持つているわけであり、

このため、首長一人の判断によって教育内容等が大きく左右されることがないよう、教育委員会制度を含む各種委員会制度が設けられてきたわけであり、

こうしたことから、今回の改正では、教育の政治的中立性、安定性、継続性を確保する観点から、首長から独立した行政委員会としての教育委員会を引き続き執行機関として残しつつ、地域の

民意を代表する首長が教育行政に連帯して責任を果たせる体制を構築するために、総合教育会議の設置等を行うこととしたものであります。

○吉田委員 引き続きこの教育委員会制度の件ですけれども、先日の参考人として来ていただいた穂坂邦夫前志木市長の発言として、首長を教育の総括責任者として明確に位置づけた上で、現行の教育委員会にかえて、中教審的な立場の地方教育審議会とでもいふべきものを新設して、ここに二十五、六人程度の市民に参加してもらう。それでこのレマンコントロールを実現し、首長や教育長の独断を監視する機関として位置づけた。そうすれば、現状の、指摘されている閉鎖体質かつ隠蔽体質の教育行政から、もっと能動的、透明性のある、開かれた教育行政へと変えていくことができるのではなからうかという前市長の発言がござい、

いわば、今回の野党案の教育監査委員会に類似した発想だと思いますが、私は、このあたりが多くの方が納得いただけるような御提案ではなからうかと思、

今回の大津事件の最大の課題である隠蔽体質からどうやって脱却するかという意味でも、この志木市長の提案というのは有効ではなからうかと思うわけですが、政府としての見解を伺います。

○下村国務大臣 行政機関とそれから審議会との違いでありますけれども、これは地方自治法の第百三十八条の二に、ちよつと簡略して申し上げれば、執行機関は、「自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」という機関であります。

一方、第二百二条の三に附属機関についての位置づけがござい、

附属機関は、「その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」というふうに地方自治法の中で位置づけられております。

申し上げたように、地方自治法によりまして、これは意思決定機関ではありませんので、最終的に教育の政治的中立性を担保することができないということになるわけであり、

今回の改正案は、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保に留意しつつ、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、総合教育会議の設置や大綱の策定を通じて、首長が教育行政に連帯して責任を負う体制を構築する、そういう政府案の仕組みでござい、

教育委員会制度を廃止して地方教育審議会を設けるということは、これは適切でないというふうに考えます。

○吉田委員 結局、教育委員会が執行機関として残るわけですので、なかなか穂坂市長の提案と相入れないということだと思います。ということは、なかなかこの隠蔽体質という問題も改善が期待されないのではなからうかというふうに感じざるを得ません。

一問飛ばしまして、配慮規定ということではちよつと伺いたいと思います。

野党案ですと、首長、教育長という縦のラインに権限と責任を一元化するわけですが、さらに、緊急時に備えて、これは六十三条ですけれども、配慮規定というのを置いてあります。

つまり、通常は学校が主体的に管理運営をするわけですけれども、児童生徒等の生命身体または教育を受ける権利を保護する必要がある緊急の事態というときには、適切に対処することができるよう首長が配慮する、こういう規定が置かれております。

一方、政府案ですと、緊急時には総合教育会議を開いて協議、調整をするということになっておりますが、そのときの権限と責任が不明確ではないのかという危惧があるわけ、

それで、政府案にもこの野党案のような配慮規定ということ盛り込むことは考えられないのでしょうか。

○前川政府参考人 野党御提出の法律案の中に御指摘の条文があるということは承知しております

でございますが、この規定の具体的な趣旨、内容については、十分承知しているわけではございません。

一般に、学校現場の自主性を高めるということは重要であるというふうに考えておりますので、そのためのさまざまな施策は推進しているところでございますが、緊急時において行政が学校を支援すべきということは、これは当然でございます。

設置者におきましては、今回の改正案によりまして、児童生徒等の身体または生命に係る緊急の場合には、まず教育長が責任を持って迅速に対応する。また、その上で、必要に応じて、総合教育会議におきまして首長が教育委員会と対応方針を協議することとなるわけでございます。これによりまして適切な配慮がなされるものというふうに考えております。

○吉田委員 問題は、その総合教育会議というのが緊急時にどのぐらい適切に機能するかということだと思います。

もう時間も大分迫ってきましたので最後の方になりますが、根本的な問題ということでちょっと触れたいと思います。

穂坂前市長が言っておられるのは、日本の教育問題の根本には中央集権システムがあるというわけですが、義務教育の実施主体は、これは法律的には市町村ですが、お金も人事も、これは国や県が権限を持っている。したがって、実施主体である市町村がなかなか上に盾突けない。結果的に、国、県、市町村という上意下達という仕組みができてきている。そして、事件が起きて国や県の責任は問われないわけです。そうしますと、このシステムですと、やはり責任の所在というのが大変曖昧になってしまふ。その結果、教育委員会、さらには学校も、自己判断と自己責任の伴わない受動的な体質になっているのではないかとこの発言があります。

それから新藤教授も、日本の教育行政の特徴は縦の行政系列だ、文部官僚と都道府県教育長協

議会、ここが極めて密接な関係を保っている、そして、この縦のラインの中で、首長から相対的に独立した教育委員会が置かれて、縦の行政系列、事務局支配というのができ上がっているという発言があります。

この点に関する認識を伺います。

○西川副大臣 吉田委員にお答えさせていただきます。

今回、この教育委員会制度改正、これはまさに今の委員の御懸念にかなり応えるための改正ではなかったのかなという思いがいたしておりますけれども。

教育基本法の第十六条には、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」というふうなうたっております。

その中で、国の役割は、当然、基本的な制度の枠組みの策定、そして全国的な基準の制定、そして財政的支援、財源保障、これが国の役割である一方、やはり地方公共団体の方は、実際に地域の実情に合わせて学校を設置管理する、あるいは、国と地方の適切な役割分担、相互の協力のもとで、実際の地域に合わせた教育行政を行うというのが地方の役割でございますので、いわば上意下達というよりも、国と地方との役割分担を非常にうまく機能させているという思いはあります。

その中で、やはり首長さんの教育に対する思い、その辺が、実は、地域の住民から選ばれた首長さんということとは民意の反映の発露でありますから、そういう意味で、今回の、首長による教育長の任免や大綱の策定、総合教育会議の設置、このことによつて、各地方公共団体として各市町村の首長さんたちの思いが教育行政に反映される改正になった、そういうふうな思っております。

○吉田委員 縦の系列の問題については、ちょっと見解の相違があるように思います。

もう最後になりますけれども、「国民の教育」を著した渡部昇一教授はこう言っております。

教育改革を考える上で最も大事なものは、公教育の時代は既に終わったという認識である。もう小手先の改革ではどうにもならないところまで来ているんじゃないだろうか。今後は、今と違って、私立の学校や私立の塾、そこを主役にして、そこで足りないところを公教育が補うという形にすべきときである。そうやって国民の選択肢をふやす、教育の幅を広げることが最善の解決策であるというふうにおっしゃっております。

そして、この本が出たのは平成十三年のことですが、そのときのお話として、私立の小中学校の設置基準がない、もしくは高等学校並みに非常に高いハードルの基準しかないんだということを嘆いております。

もう時間が随分それ以降たっておりますけれども、小中学校の設置基準の現状を伺います。

○前川政府参考人 小中学校の設置基準でございますが、これは平成十三年に制定されたわけでございますが、それ以前は、小中学校の設置のための国としての基準が明確ではなく、このことが私立の小中学校の新設を妨げる要因の一つではないかとの指摘がなされておりました。

こうしたことを踏まえまして、文部科学省におきましては、私立学校を含め多様な学校の設置を促進する観点から、設置に必要な最低基準を明確化するのと同時に、地域の実態に応じて適切な対応が可能となるよう、この、新たな省令による設置基準を大綱的、弾力的な基準として制定いたしました。

この基準の制定後、私立の小中学校は着実に増加しております。文部科学省としては、私立学校を含め、各学校の理念や自治体の実情に応じた多様な学校の設置がさらに進むことを期待してるところでございます。

○吉田委員 終わります。ありがとうございます。

○小淵委員長 次に、椎木保君。

○椎木委員 日本維新の会の椎木保でございます。

下村大臣、私が前回質問をさせていただきました四月十六日からきょうで二十三日が経過しました。この間、毎日毎晩、下村大臣の夢を見させていただきました。

私はこれまで、質問の機会をいただくたびに、下村大臣に対してのその教育観、教育理念、これには本当に敬意を表し、感銘し、大臣を与野党の枠を超えてお支えしていきたいということを何度も申し上げてきました。しかし、今回の政府案につきましては、下村大臣のその肝要な部分が除去されている、どうしてもそういうふうには私にも思えないんですね。多分そういう思いからだと思えます、毎日毎晩、下村大臣が夢の中で出てきています。

昨夜も当然大臣の夢を見させていたんだんですけども、昨夜は民主、維新案に対して下村大臣が大変明確に肯定いただける御答弁をいただきましたので、きょうはそういう意味で正夢になると確信を持って質問させていただきます。私どもきょうは不転の決意で質問させていただきますので、よろしくお願いしたいと思っております。

まず初めに、これは前回も質問させていただきましたが、会議録の作成と公開の義務について。これについて私が前回質問させていただいたときに、大臣の方からは、おっしゃるとおりですという答弁の前置きがありました。問題はその後なんです。しかしとか、これは原則ながら公開することは当然であります。また言いながら、特に、事務局の人数が少ない市町村においては過大な事務負担とか、職員そのものが非常に枯渇化しているとか、事務的な処理能力が伴っていないとかというような御答弁になってまいりました。結論的に、俺の答弁におっしゃるとおりだと言ってくれているのと、もう一つは、公開すべきだという認識だおっしゃっているにもかかわらず、何か最後の部分になると努力義務を課すという

ところでどめてしまふ。

これは、市民に開かれた情報開示という意味では、通常、当たり前の良識として、やはり開示すべきなんです。私もちよつと地方行政をやつていましたけれども、地方行政で情報公開条例に基づいて公開できない事務文書なんかほとんどありませんから。

私は、そういう視点で、小測委員長を団長にした四月二十三日の地方公聴会、福岡に行かせてもらいました。このときに、与党側が推薦した福岡県の小郡市長、平安市長にいわゆる情報公開、要するに会議録を開示すべきか否かということをして最後に質問させていただきました。そうしたら平安市長は、公開することは私はいふことだと思つてゐる、教育委員会の中でさまざまなことが話し合われて、そしてそれが機能しているということ、市民の皆様もわからない状況を改善できる、私は公開していくべきだと思つたときり答弁いただいたんですね。

与党側が推薦した意見陳述人、首長ですらそういう認識であるにもかかわらず、努力義務のまま、見直す、修正をするお気持ちがないのか。あるいは、おつしやるとおりですと言つてくれているんですから、公開するように、義務化するようになつてお考えなのか。ちよつと改めて、その答弁をお願いしたいと思います。

○下村国務大臣 まず、毎晩私の夢を見ているのが、悪夢でなくて、きょうから夢に出ないようなことを折りたいと思ひます。

そして、御質問であります、今、地方公共団体の執行機関、教育委員会以外、公安委員会、人事委員会、それから労働委員会、こういうところにおいては、法律上そもそも議事録の作成、公表に関する規定は設けられておりません。

その中で、教育委員会において今回新たに議事録の作成、公表の努力義務を規定することは、ほかの執行機関から比べると大きな前進であるといふふうに思ひます。

ただ、努力義務にとどめているというのは、今

まで議事録の公開について約半数の市町村教育委員会が公開していないということで、全ての教育委員会に対して議事録の作成、公表を義務づけることは、前回も答弁をいたしましたし今もお話しましたが、特に、事務局の人数が少ない市町村教育委員会において過大な事務負担になるのではないかと文部科学省の配慮であるわけであります。

しかしながら、前回も申し上げましたけれども、住民への説明責任を果たし、その理解と協力のもとに教育行政を行うことは重要であるという観点から、この法律案が成立した場合におきましては、施行通知や説明会等の機会を利用して、可能な限り議事録を作成し、公表するよう、文部科学省としてはしっかりと指導してまいりたいと思ひます。

○椎木委員 だから、大臣、そこが弱腰なんです、残念ながら。

私はきのう、大津のいじめ自殺の御遺族の方とお会いしました。言つていましたよ、事件があつたときに学校も教育委員会も全く情報を開示してもらえなかつた。最後、なぜあつたかという実態がわかつた。これは警察の強制捜査ですよ。強制捜査が入つたから、あつた事実が確認できたんです。

親というのは、昼間働きながらも、常に、ふとした瞬間、きょうは子供は学校で何をやつてゐるだろうと。勉強をしつかりやつてゐるかな、いじめに遭つてゐないかな、親というのはそういう感覚なんです。

ですから、この議事録だって、私も実際、教育委員会を十三年やつて、教育委員会の会議録もとつていましたよ。これは録音もとりますし、その録音を聞いて会議録を起すといふのは、時間にして一時間ですよ、私程度でも。何でこれが過負担なのか、開示できないのか。これがもう本当に、だつて、市民に開かれた教育行政にしていくなでしよう、我々は、政府・与党と。

そういう視点で、何であるのまの会議録を市民に、保護者に開示しよう、そういう努力をされないんですか。もう一度お聞きします。

○下村国務大臣 言われていることはそのとおりであります。そういう大津の問題等、情報開示のできるだけ遺族の方々に對しても、ほかのところでもそうですが、そういう要求が出た場合に、それぞれの自治体は誠意を持って対応するというのは当然の話であります。それに対して開示するなといふことを言つてゐるわけではなくて、あくまでも事務局の人員の問題等で過大な事務負担となるのではないかとこの配慮であります。しかし、先ほど申し上げましたように、可能な限り、これは議事録を作成、公表することを文部科学省としては指導していきたいといふことを申し上げてゐるわけでございます。

それから、これは政府案ですから、政府案といふことについて、これは大臣としての主張は終始当然の主張でありまして、あとは、丁寧に申し上げれば、与野党の理事会等で協議をしていただければ、国会の中で柔軟な対応については考えるべきことであると思ひますが、政府としては、努力義務ではあります、最大限公表するように指導していきたいといふことであります。

○椎木委員 残りここで時間を使いたくないんですけれども、最大限と義務化するといふのはどう違うんですか、これは。

前回、最後、前川局長がやはり答弁されたんですよ、努力義務にするといふことは、これは議事録の作成、公開が望ましいといふことでござい

ます。それでいいんですよ。ところが、大臣と同じなんです、私ももしましては、極力公開するように指導してまいります。だつたら公開するように義務づけたいといふと私は言つてゐるんですよ。どが違ふんですか、これは。

(発言する者あり) そういうのは一部非開示にすればいいんですよ。

極力指導していきます、公開していきますといふのと、義務化しますといふのと何が違ふんです

か、これは。もう一度お願いします。

○下村国務大臣 法律として努力義務にとどめてゐるということですが、先ほど申し上げましたように、これは公表するように指導するといふことを文部科学省としては各自自治体に対して働きかけていきたいと思つてゐるわけでございます。

文言修正等があるのであれば、それは国会の中で議論していただきたいと思います、政府としては、この法案にのつとつて議論をしていただきたいといふことでございます。

○椎木委員 いや、まあ本當にがつかりです。もう本當に、これは前回に引き続いて三度目です、私、こんなにがつかりしたのは。

いいですか、もう一度言ひます。保護者は、市民の皆様は、どういふ教育行政が行われているかといふものを知りたいわけですよ。大臣の今の答弁だと、今後、開示されないところについては指導していく。その指導の段階で大津のようなあつた悲惨な事件がまた起きて、保護者の皆様

が、我が子がいじめられた、自殺した、情報を開示してくれ、開示できない。何のために我々は今法案を出してやつてゐるんですか、これは。簡単じゃないですか。ありのままに公開するだけじゃないですか。くだいようですけれども、もう一度お願いします。

○下村国務大臣 率直に申しまして、椎木委員、ここは立法院なんです。我々は行政府として法案を出しました。あとは立法院として判断をしていただければそれで結構です。

ですから、与野党で合意されれば、そういう判断をされるということに対して我々は何ら抵抗するつもりは全くありません。

○椎木委員 私は、文部行政のトップに立つ大臣の決意をお聞きしたいんですよ。

そう簡単にやすやすとこの努力義務が義務化されるなんて思つていませんよ。ですから、大津のきのうの御遺族の方も、やはりここはどうしても譲れないところなんです。ですから、先に

光は欲しいんですよ、光は。ただ、全く光も見えないじゃないですか。例えば、何年間この努力義務を課して、その状況を踏まえて見直すとか。光がないじゃないですか。（発言する者あり）私は義家先生と質問をやっているわけじゃないので、次に移らせていただきます。

次の質問をさせていただきます。

今回の政府案、先ほど民主党の笠先生も同じような質問だったと思うんですけども、首長と教育委員会の協議が調わない場合、総合教育会議の内容ですけれども、私は、やはりこの規定そのものが欠如していると思うんです、はっきり申し上げまして。

今回の改正における最重要課題は、これは御承知のとおりですけれども、権限と責任の所在を明確にすることなんです。首長と教育委員会の協議が調わなかった事態を想定して、我が党の共同代表である橋下徹代表の大阪市では、条例で、首長の権限を優先して、教育振興基本計画を議会に提出する提出権を認めてもらっているんです。これはやはり調わないことを想定しているんですよ。これは明らかに、最後は首長というふうにはっきり明確に、権限も責任も、市民に対してははっきりするわけですよ。

ところが、今回の政府案の第一条の第三項で首長が大綱を定めると規定しているけれども、総合教育会議における調整がなされなかった場合は単独で首長が策定してよいのかということについては、どうもはっきりしない。

さっきの笠先生への答弁でも、首長がやる気になればできますよ、ただし、執行するのは教育委員会、教育長ですよ、一方で、大綱を策定するということは当然協議が調ったという前提ですよとお話しですけども、我々が聞いているのは、調わなかったときの責任者はどちらが上位なんですかということを知っているんです。答弁をお願いします。

○下村国務大臣 まず、努力義務ですけども、先ほどから私は相当丁寧に答えているつもりであ

りますが、理事会協議というところまで大臣が言うなんというところはあり得ないんですよ、これは。

ですから、これはもう立法府の判断だということとを先ほどから申し上げているわけで、何らかの法案を一言たりとも修正はすべきでないということを一言も申し上げているわけではない、あとは皆さんの判断ですよというのを申し上げているわけで、それはぜひ理解をいただきたいと思ひます。否定しているわけでは全くない。

しかし、仕組み上、途中で政府がまた法案を修正して出し直すということは、これはあり得ません。これは立法府で判断していただければいいというところでありますから、あとは与野党協議で議論していただきたいところまで国会で答弁することは余りないわけでありまして、それはぜひ理解をしていただきたいと思うんですね。

それから、そもそも総合教育会議における位置づけでありますけれども、これは主宰は首長なわけでありまして、ですから、総合教育会議における大綱については、これは首長が最終的には判断をするわけでありまして、しかし、大綱をつくるに当たっては、教育長と協議、調整を行うということでもあります。

先ほど笠委員のときにも答弁のときに申し上げましたが、今回は、新教育長は首長が任命をするわけでありまして、当然首長の意向に沿った人が新教育長に任命されるであろうということでありまして、協議、調整する中で意見が対立して調整できないというところは基本的にはあり得ないのではないかとこのように思いますが、しかし、具体的に何かあれば、具体事例で出して質問していただきたいということをそのときも申し上げました。

それぞれ執行機関ですから、執行機関の判断の中で、執行機関であるその責任者が最終的には判断することになりますが、しかし、トータル的には、この大綱については首長の判断の中ですることでありまして、それに対して

は当然教育長も尊重されるであろうというふうに思いますが、しっかりと協議、調整をしていただきたいと思ひます。

○椎木委員 私が言っているのは、協議が調わなかったときにどちらが上位なんですか、それしか聞いていないんですよ。

首長が教育長を任命する、だから、首長の意向のとおり、教育長はその首長の意向を酌み取ってやると。そんな操り人形じゃないんですよ。首長は、教育行政を担うに総合的に判断して、大臣のふだんの答弁の言葉をかりますと、トータルの考えてふさわしい人を任命するだけなんですよ。決して自分がやることに對してイエスマンの人を任命するわけではないんですよ。ですから、当然、首長と教育長の意見がぶつかり合って対立することだってあるんですよ。そのときの最終的な責任者はどちらなんですかということだけ聞いているんですよ。もう一度お願いします。

○下村国務大臣 それは先ほど答弁を申し上げました。それぞれが、首長も執行機関、教育長も執行機関です。

首長における執行機関というのは予算編成等における責任者であつて、そして、教育長は実際の政治的中立性や安定性や継続性の中における人事権の問題とか教科書採択の問題と、今までも何回か答弁をしておりますが、その三つの教育的な中立性における分野における執行機関としての責任者ですから、その部分については教育長が責任を持つということでもあります。

○椎木委員 結局、今までと全く変わっていないんですよ、それでは。今までの地教行法のためつけと全く変わっていないんですよ、教育長部局と首長部局でそれぞれ分かれて。何ら変わっていないんですよ。

そういう問題がある意味一元化するように政府案だつてまとめたわけでしょう。そこで調わなかったときの最終責任者、責任の所在を明らかにしたいというのは、政府案も我々民主、維新案も一緒なわけですよ。そこで、我々は首長と、政

府案は総合教育会議なんだと。では、その最終的な責任者は二人なんですか。一人なんでしょう。それがどちらなんですかと聞いているんですよ。

○下村国務大臣 それは、先ほどから申し上げているように、それぞれの執行機関の権限においてそれぞれ違います。ですから、それぞれ最終的には一人です。一人です。（発言する者あり）先ほど申し上げているでしょう。首長は、予算編成においては最終決定者だ。教育長は、実際の教育行政における人事や教科書採択については最終決定者である。重複しているわけではありません。

○椎木委員 では、本場にコンパクトに。大綱の責任者はどちらなんですか。お答えください。

○下村国務大臣 何をもちて最高ということとはわかりませんが、地方自治体における責任者としては、首長だと思ひます。

○椎木委員 だから、執行機関は教育委員会だ、教育長だと言いながら、最終的な責任者は首長だ。だったら、責任と権限を一元化して首長に委ねたらいいじゃないですか。

これはさっき吉田先生からまた質問がありましたけれども、大津も、あのいじめ自殺があつて、保護者の方、御遺族の方は教育委員会を訴えました。訴えましたが、現行の国家賠償法、法のたてつけでは、結局、訴訟にならないんですよ。それで、何で私が訴えられなきゃいけないんですかということで、大津市長が訴えられるわけですよ。

じゃないですか。教育委員会で起こったことが、何で教育委員会が訴えられないんですか。であれば、今回の地教行法の改正で、教育委員会や教育長が訴訟主体となるような改正を何でやらないんですか、今度は。

要は、今までと変わらないでしょうということなんです、私が言いたいのは。だから、責任者はどちらなんですかとさつきから聞いているんですよ。

だから、大臣の答弁だと、問題が起きたら首長で、問題が起きるまでは教育長なんです。これでは責任の所在が曖昧なまま何も変わっていないでしょうということなんです。私の質問の趣旨が理解していただけないですかね。

○下村国務大臣 十分理解した上で答弁をしているわけであります。

そもそも、法律のたてつけとして、例えば損害賠償請求等が起きたときの受け皿は、それは首長というのが法律のたてつけなんです。同じように、国においては、実際は、例えば文部行政上そういう訴訟問題が起きたとしても、法律上のたてつけとしては、これは一括して全て法務大臣です。法務大臣がたてつけの責任者になります。実際の訴訟で、例えば、先ほどから出ていたが、裁判でもし出るとしたら、それは首長が出るわけじゃなくて、それぞれの部局部局、つかさつかさの責任ある人たちが対応するわけであります。

ですから、今回においても、法律上のたてつけとしては首長に対してありますけれども、しかし、実際は教育長が責任と権限を持つて行うということでありまして、そういう裁判における訴訟のたてつけとそれから法的責任が、それが安易だとかあやふやだということでは全くないわけであります。

○椎木委員 では、まとめさせてもらいます。大綱の調整がつかなかったときは、最終責任者は首長ということで、そういう認識でよろしいんでしょうか。確認させていただきます。

○下村国務大臣 調整がつかなかったときに、予算編成については首長がそれは責任がある。先ほどから申し上げているように、教育委員会は執行機関ですから、その範囲内においては、それは教育長が責任があるということであります。

○椎木委員 要するに、責任者がどちらなんですかというのが私の質問なんです。答弁は二人なんです。どっちが責任者かということだけ答えてください。

○小淵委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○小淵委員長 速記を起こしてください。

それでは、質疑者につきましては、きちんと整理をしていただいて、もう一度質問をお願いしたいと思います。椎木保君。

○椎木委員 では、例えば、教育振興会議とか、英語教育を導入するとか、首長が、どうしてもやりたい、これを大綱に盛り込みたい。教育長はだめだ。ただ、首長の権限で、責任で大綱に盛り込んだ。それが実行されない場合だつて当然あるわけですね。ということは、教育委員会は執行機関ですから、教育委員会がだめだと言つたらだめなわけですね。そういうときはどっちが責任者になるんですか。これで答えてください。

○下村国務大臣 先ほどから申し上げていますように、教育行政における具体的なことについては、これは教育長が責任者です。

ただ、大綱の中に盛り込むということについては、当然これは総合教育会議の中で協議、調整するわけですから、協議、調整の中で、これは今まで以上に、総合教育会議ができたことによつて、首長と教育長とのコンセンサスを得る場がそこでできたわけですから、それは当然、調整、協議が調うだろうという前提なわけでありまして、その中で、大綱にしかし盛り込んだという場合に、それは教育長が責任です。

ただ、そのとき、それでも納得できないという場合には、それは首長が教育長に対して、それは任命責任もあるわけですから、それはそれなり

の、首長が判断することだと思ひます。(発言する者あり)

○椎木委員 では、職務命令に従わなければ罷免なんです、お答えください。

○下村国務大臣 何をもちて罷免するかどうかというところについては、これは、義務違反の程度が罷免に相当する程度のものであるという必要がありますので、義務違反の程度やその程度等、諸般の状況を総合的に勘案して判断することです。それから、一概に即罷免できるかどうかということについては、それは個別具体的な事例によると思ひます。

○椎木委員 いや、もうますますわからなくなつてきましたね。要するに、協議が調わなかったときにどっちが責任者ですかというのが、予算は首長、それ以外の事務執行は教育委員会と。その中で、さらにどちらが最終責任者なんですかと私はお尋ねしているんですけれども、どこまでいっても二つの部局の責任者なんです。

さらに、では、大綱は首長がやるかと思ひます。さき、ただし、それを執行できるかできないかについては権限は教育委員会なんだ。だつたら罷免しろなんて自民党の席から随分出てきますけれども、罷免すらできる答弁になっていない。さっきの義務違反の話を具体的に申し上げますと、では、首長が大綱をやる、策定した、それを教育長がだめだ。これは罷免対象になるんですか。これは義務違反になるでしょう。職務命令違反でしょう、これは。答弁をお願いします。

○下村国務大臣 それは先ほど申し上げていますように、義務違反の程度、罷免になるかどうかというのはその程度、中身によりまして、一概にそれだけで即罷免になるかどうかというところは、それは言えないと思ひます。

○椎木委員 罷免ができない、ということは、責任者は教育長だということじゃないですか。要するに、私が言っているのは、教育委員会の執行機関の教育長の責任者の話じゃないですよ、

総合教育会議全体の中のトータル的な責任者がどちなんですかと聞いているんですよ。

主宰して、調わなかったときはそれだ、という答弁と、やる気になればできるんだよ、ただ、執行するかしないかは教育委員会なんだよ。だから、答弁がどちなのかわからないんですよ。もう一回お願いします。

○下村国務大臣 さつきから答弁は明確に申し上げております。

総合教育会議の主宰は首長です。協議は、基本的には調うことが前提で総合教育会議の場が前提としてあると思ひますが、仮の場合、調わなかった場合という話を質問されているわけでありまして。その場合は、首長が権限を持つ部分と教育長が権限を持つ部分については、先ほど申し上げたとおりであります。

○椎木委員 我々は、首長に責任と権限を一元化して、責任ある教育行政を担ってもらいたい。そういう中で、これまで自民党さんの方は、結局、どんな人が首長になるかわからない、そういうことも想定すると、法律的には、中立性だ、継続性だ、安定性だすよね。私もそういう視点なんです。調わなかったときの責任者をはつきりしてくれと言っているだけなんです。それぞれじゃなくて、トータルの責任者が、どっちが上位で、どっちが最高責任者なんですかとということなんです。よろしくお願いします。

○下村国務大臣 今回の法律案のたてつけとして、総合的な責任者ということとは置いてあります。総合教育会議における主宰は首長ですけれども、執行機関が二つですから、それぞれの執行機関の中で責任を持つていうことがこの法律のたてつけです。

○椎木委員 私はきょう冒頭申し上げましたけれども、大津の御遺族の方のときのお会いして、本当に御遺族の声を代弁するつもりでいます。御遺族の今のお気持ち、当時の苦しかったときのお気持ち、それも確認して、私の考えと何一つず

れない、そういう前提で私はお聞きしているんです。御遺族も、何を期待しているか、言いたいか。誰が責任者なのか、そこなんです。総合教育会議の中で決めるんでしょう、だって。だから、その決める責任者が、それぞれじゃなくて、不測の事態が起きたときにどちらなんです。か、これを明らかにしてほしいんです。

ただ、今の大臣の答弁ですと、執行機関は今までと全く変わらないんですから、ということは、国家賠償法等々は、今までどおり教育委員会は訴えられないわけです。責任がとれない、損害賠償に足りない人がどうやって教育行政を担うんですか。そういうのを改善する、改めるための今回の法案なんですよ。だから、御遺族からしたらわからないんですよ、非常に。今までと何も変わっていないというのが一言です。

だから、変わったんだというところを明確にしてくださいよ、首長なんです。よろしく願います。

○下村国務大臣 これは立法府ですから、ですから、今委員が御指摘については、だから野党案をのめという話ということなんですけれども、政府案は政府案、政府・与党案として出しているわけでありまして、政府・与党案については、先ほど申し上げたように、教育委員会は執行機関として残すということでありまして、ですから、教育長が責任を持つ部分については責任を持たせるということであります。

しかし、それが大津のいじめ問題を解決する根本的な改善策にならないというふうには全く思いません。これは、今までのような形骸化、形式化した無責任な体制を改めるという意味での制度設計でありますから、同じような事件を二度と起こさないような制度設計にしているということでもあります。

それから、損害賠償訴訟等々、これは先ほど申し上げましたように、国においても一括してのその受け皿は法務大臣、同じ仕組みですから、ですから、地方自治体においても受け皿としては首長

になっていきますけれども、実際の訴訟にもなったとしたら、それぞれのつかさづかさが対応する、教育委員会が対応するということになるわけ、それを一本化する云々ということになると、学校教育法の改正だけの話ではなくて、我が国の法体系そのものを全部変えろという話になってくるわけでありまして。今回は教育委員会制度改革の話でありますから、法体系全部については、また別の場でぜひ議論していただきたいと思っています。

○椎木委員 まあ、これを最後にします。

私が大津の御遺族の話をあえて出しているのは、あの事件のきっかけとなった隠蔽体質、責任の所在の不明確さ、これに特化して私は質問しているんですよ。法治国家全体の話をしているんじゃないですよ。それに特化して、隠蔽がなくなるように、会議録は開示するよう義務づけてくださいよ、何か不測の事態があったときに迅速に対応して、責任者を明らかに、首長なら首長ということをして市民にわかりやすくしてくださいよ、そういう声を受けてきようは御質問させてもらったんです。

この答弁を聞いて御遺族の方がどのような思いかは私は想像もしたくありませんけれども、私は私の中で、冒頭申し上げましたけれども、本当に、大臣には敬意を表して、私もきょうは不退転の決意で質問させていただきます。ただ、私の質問は大津の御遺族の声ということだけは、忘れないでいただきたいと思っています。

次の質問者がいますので、私の方はこれで終わります。

ありがとうございます。

○小淵委員長 次に、田沼隆志君。

○田沼委員 続きまして、日本維新の会田沼隆志でございます。引き続き、大臣、お願いいたします。

今の椎木委員の質問でも、やはり、はっきりわからない部分が非常に多くございました。私も尊敬申し上げる大臣ですけれども、この問題だけはやはりどうしても譲れない思いであります。この

問題をやるために私も衆議院議員になりましたので、戦後の教育行政を抜本的に改革するこの法案が非常に有効なものであつてほしいという切なる願いから、そしてまた、きのう私も大津の御遺族の方にお会いしましたけれども、もちろん、与党の皆さんも多くの御苦勞の上で出されているのは存じておりますが、しかし、やはり、事実としては、御遺族は非常にがっかりされていました。

要は、隠蔽体質が直せない、直せるか直せないか、ここがとにかく御遺族は今でも非常に心を痛めておられるわけです。

大臣の先ほどの御答弁ですと、今回の政府・与党案で隠蔽体質は直せるというふうにお考えのようですね。でも、そこが全く私たちとは見解が異なります。ですので、ぜひお聞きしたいと思っています。

早速続きの議論になりますけれども、先ほど大臣、総合教育会議で首長と教育長で協議が調わない場合に、首長から教育長に職務上の義務違反を問うことができるか一言言われたいけれども、もちろん、そのときに、程度によるといろいろ言われておりましたけれども、ただ、これははっきりさせたいと思います。

首長は教育長に対して、総合教育会議の中での協議が調わないときに、職務上の義務違反に問えるのかどうか。もう一度お答えをお願いします。

○下村国務大臣 先ほど答弁したとおりであります。これは職務上の義務違反になることもあり得るというふうに思います。

しかし、調整が整っていないことを大綱で書いた。これを、教育委員会の権限としては、地方教育行政法第二十一条に規定する教育に関する事務の管理、執行について、これは先ほどから何度も明確に答弁をしておりますが、教育長が最終責任者であります。この分野については、大綱に書いてあったとしても、協議が調っていないければ、それを守る必要はありません。

○田沼委員 ちょっと確認をもう一度しますけれども、そもそも大綱の策定権限は首長にあるということだと思います。その策定された大綱に書いてあることは、違反したら当然義務違反に問えるということなんだと思いますけれども、今の大臣の御答弁ですとそれじゃないケースを言われているようなんですね。もう一度お答えいただけますか。

○下村国務大臣 今の御質問の内容が誤解をされておりました。総合教育会議の主宰者は首長です。首長が主宰して総合教育会議を開催する。メインは首長と教育長です。その中にほかの教育委員が入る、あるいは有識者が入る、そういう総合教育会議も当然あり得るわけでありまして。

その中で、主に首長と教育長との間で調整、協議を行う。調整、協議を行った内容を大綱で書けば、それは、教育長は、調整の整った大綱ですから、職務上全く無視した場合には義務違反になることもあり得るということでありまして、そもそも、教育長の権限の範囲内のことについて調整が整わなくて、にもかかわらず首長が大綱に書いても、それは、守るか守らないかについては、義務を教育長は負っていないということです。

○田沼委員 では、大綱は策定されたら必ず守るものではないということですか。では、何のために大綱をつくるんでしょう。尊重義務はあるんですかね、これは。ちょっとそれでは今までの御答弁と矛盾するように聞こえます。

大綱というのは協議、調整がついたものが書かれるというふうに、大臣、何度も言われていたよね。だけれども、今のお話ですと、協議が調わないまま大綱に書いてしまうこともあり得るし、それを守らなくても教育長は義務違反に問われないということなんです。これは大事なところなので、はっきりお願いします。

○下村国務大臣 先ほどから終始明確に答弁をしているつもりであります。改めて、もう一度整理して、わかるように申し上げます。大綱は首長が定めるものとされておりますが、教育委員会と十分に協議し、調整を尽くした上で

策定されることが想定をされており、首長と教育委員会とが協議し、調整を経たものは尊重義務が生じることとされているため、教育委員会には、大綱に沿った教育行政運営が期待をされている。しかし、逆に、調整が整わなかった事項については、尊重義務が生じるものではない。

しかしながら、大綱は、法令や条例とは異なり、教育委員会に対して従うべき法的義務を課したのではないため、結果として、そのとおり事務が執行されなかったとしても、教育長や教育委員が職務上の義務違反に当たらず、罷免事由に当たらないものではあります。

しかし、そうであるからこそ、総合教育会議の中でよく調整、協議をして、そして、それに基づいて大綱を書く必要があるというふうに思っています。

○田沼委員 ちよつと答弁がやはり変わっているように、明確かもしれません、内容は変わっているように聞こえるんですね。

大綱の策定において、首長と教育長の意見が調わない場合に、そのまま書くこともできる。かつ、それを教育長は、教育委員会と執行する中で、守らなくても義務違反には当たらないということですかね。そうすると、大綱は何なんだという話になりますよね。

大綱は、もちろんそれはもめない方が、調った方がいいですね、うまくいく方がいいですが、そうならないことも可能性としては当然あるわけです。それが、そのときには守らなくていい。教育長、教育委員会は、一応尊重というか、今の御答弁だと尊重義務は違うというお話ですね。となると、これは余り変わらないんじゃないですか、現状と。

責任と権限を明確化するということで、教育長と教育委員長を統合するというのはわかりますけれども、首長と教育委員会との権限も今までどおりだし、責任も、大綱を通してでも調わない場合だったら問われないわけですし、そうすると、何が変わるのが大してわからない。大綱とは何

だ。それは、願望として調うことはいいいことですね、そうあってほしい。でも、そうじゃないケースが大津であつたわけですね。それでこの法案をやるという発端になつたんじゃないかなつたでしょうか。だから、御遺族もがっかりされているんじゃないかと思うんですね。

というのは、ちよつと一つだけ確認としてもしたいのが、教育長は暴走しないんですね。教育委員会は、特に教育長は暴走することがあるんじゃないでしょうか。特に野党案の反対派の方は首長が暴走するというのをよく言われますけれども、それはちよつと失礼な話だと私も思いますが、民意で選ばれていますから。ただ、教育長は暴走しないという前提になっているように聞こえてしまうのではないですか。これはちよつと大臣に御見解をいただければ。

○下村国務大臣 ちよつとごつちやにされているんじゃないかと思ひます。

まず、大津の事件は、これは大綱がないわけですね。そのときの話です。総合教育会議もないとさですね。ですから、それであればらだつた。

今回、こういう例えばいじめ問題等が、危機とありますが、緊急の事態が生じたときにおいては、首長が総合教育会議を主宰して危機対応をすることができるところが今までと大きな違いだということに思ひますね。そのことによつて、教育長と一緒に危機対応ができるというところが、制度上仕組みとしてできたというところでございます。

それから、教育長が暴走するのかわからないのかという話がありましたが、それは制度の問題というよりはやはり人の問題だということに思ひますね。同じように、首長においても、それは民意で選ばれたとしても、結果的には、後で考えれば、暴走したという事例がやはりあつたわけであります。

ですから、首長が、あるいは教育長が同様に暴走するかわからないかということについては、これは人の問題であつて、制度上、それが暴走するしな

いということを仕組みとしてつくるということではありませんが、ただ、今回の与党案と野党案の違い、政府案と野党案の違いというのは、首長に一次的に権限を移譲することによつて、結果的に暴走したときにそれを阻止できないのではないかという部分から、教育委員会を存続させて、そして教育委員会を執行機関として存続することによつて政治的中立性、安定性、継続性を担保するという仕組みを残しているというところが、野党案との違いであるというふうに思ひます。

○田沼委員 そのとおりだと思います、違いはね。教育長の暴走ということ制度でなく人の問題と言われましたけれども、人の問題でも起き得るわけですね。

実際に、大津では、越市長は、全然情報がかつたのに裁判でも問われるし、対策も打ちたくても何をすればいいかわからなかつたということになつたわけですね。これは暴走じゃないですか、教育委員会の。情報を渡していないんですから。隠蔽ができちゃうわけですね。隠蔽は暴走じゃないんですか。

この隠蔽を何としてもなくす、そのために今回の法案があると私は理解していますが、隠蔽、つまり暴走している教育長をとめることが制度上ない。大臣の御答弁ですと、制度ではなく人の問題だと。でも、そういう人が出たらどうするんですか。対応策がやはり見当たらないかと思ひます。いんですけれども、御意見をいただければと思ひます。

○下村国務大臣 それは、今回の改正案で相当制度設計をしているというふうに思ひます。

まず一つは、今までと違うのは、先ほどから議論になつています総合教育会議を設けたということですね。これは首長が主宰するわけです。ですから、もし自分の自治体においてそういういじめ問題等が起きて、それが隠蔽とか密閉とか暴走だとかいうような判断がもしあるとしたら、首長がすぐ総合教育会議を開いて、首長と協議、調整を行つて対処することができるといふ点であります。

ます。

それから、教育委員会の制度そのものも、今まで、教育委員会において互選で教育長を選び、それから教育委員長を選ぶという形をとつていたわけでありましたが、これを直接、首長が教育長を任命する。なおかつ、教育委員長と教育長を一本化して、権限を明確化するということですね。

一方、今御指摘のように、もし教育長が暴走するということであれば、総合教育会議だけでなく、教育委員会の中において緊急の委員会を、三分の一以上の要求によつて教育長に対して求めて開くこともできるということでありまして、その辺の、情報開示を含めた制度設計をすることによつて、今までのような隠蔽、密室体制、暴走、暴走と言ふことが適切かどうかわかりませんが、そういうことが抑止できる、そういう制度設計に改善されているというふうに考えております。

○田沼委員 いや、私はそう思ひませんね。暴走のときにすぐ総合教育会議を開けるといふ御答弁でしたけれども、先ほどの議論であつたように、協議が調わない場合がある。協議が調わなかつた場合、首長に権限のないことは、教育長が責任と権限を持つていという御答弁でしたから、是正はできません。

それから、教育委員会を開けるという話でしたけれども、教育委員さんはふだんは非常勤であつて、その形骸化を正すために今回も法改正があるわけですから、また今回、教育長と教育委員さんが集つたところで、教育長の暴走をとめられるだけの情報を教育委員さんが持つていとは思ひません。

これは、だから、二点大臣は今御答弁いただきましたけれども、制度上はそうなつています、でも、その有効性に対して極めて疑義があります。それで本当に教育長の暴走を防げるだけの制度的に担保になつていのか。

やはり罷免規定ですよ。罷免できるかどうか。これが制度上ないと絶対、絶対というのは個人の

発想が、その余地がまだ残されてしかるべきであるというふうに思うわけでございます。何タイプかの首長権限強化の教育制度、つまり、サブタイプを用意して、地域特性を加味して最適化していくプロセス、これがやはり六十年に一度の大改革にはまだ必要なのではないかというふうに思います。この適正化プロセスを前提に、柔軟な制度設計が可能となる余地を残すべく、議論と法のたてつけが今求められているというふうに確信をしております。

具体的な声としても、先日宮城の地方公聴会で仙台市長の奥山恵美子参考人からございました。地域の実情に合わせた運用が必要である、特に仙台市のような政令指定都市では、教職員の人事権を有しているし、事務局の体制も充実している、しかし、小規模な市町村では総合教育会議の構成人員の確保にも厳しいのが現実だという声も上がっております。

また、先ほど申しました元志木市長の穂坂参考人にも我が党の考えを求めたところ、幾つかの案を提示して、各自自治体に手を挙げさせるという方法も現実的である、いいと思うという賛同もいただいております。首長部局として教育部局を設けて、さらには、政治的中立性を保つ工夫をすることで十分対応可能であるという御意見でありました。

今回の政府案は、約千八百に及ぶ地方自治体の教育委員会制度を変えるものですが、少なくとも、一定期間後には教育委員会の設置規制を外し、地方自治体が地域の実情に合わせた制度を選択できる、そのようにするのが合理的であり、地方分権の趣旨にも合うというふうに考えております。教育委員会を残す、残さないの議論が本質ではなくて、教育行政の効率化、透明性の確保及び責任の所在の明確化に合わせた合理的な制度設計にするべきでございます。

私どもとしては、現政府案に、数年の後、地域の実情に即した柔軟な教育制度設計が加味される余地が残れば、賛否においても前向きに検討し

ていきたいというふうに考えております。

そこでまず伺いますが、教育委員会の任意設置、つまり、廃止も含めた選択制、平成十五年から実施された構造改革特区制度において、志木市、千代田区から申請がされておるわけでございます。しかし、認められることはなかった。その認められなかった理由を説明していただきたいと思っております。

○前川政府参考人 御指摘のとおり、過去に千代田区や志木市から、構造改革特区の提案をいたしました。教育委員会の廃止や設置の弾力化を提案いただいたという経緯がございますが、これらの提案につきましては、特区として対応不可との判断を行ったところでございます。

その理由といたしましては、学校教育におきましては、政治的中立性、継続性、安定性の確保が重要であるところ、代替措置として提案されている審議会は諮問機関にすぎず、執行権限がないため、教育行政の中立性等を確保することが困難であるというものでございまして、特区においても変わるところがないということでございました。

○柏倉委員 次に、今政府から答弁いただきました中立性、安定性、継続性、安定性、継続性というものに關しては、学習指導要領もありません。継続性に関しては、ある程度、大きな問題もなければ担保できるんじゃないかというふうに思いますが。

やはり問題なのが中立性だということについておるんですけども、この政治的中立性という問題は何かということに關してまた改めて伺いたいと思うんですが、私は、これは宗教的、政治的な教化、インドクトリネーションというものの禁止だということに認識しております。これを担保するのには必ずしも任命制の教育委員が必要なのかというところ、少し疑問もあります。

言いかえれば、教育委員の任命という行政組織の内部構造がもたらす間接的なバランス効果というものに期待するよりも、保護者の目によるチェック機構や、穂坂参考人がおっしゃる地方の

工夫、例えば中央教育審議会的なものの、こういったレーマンコントロールをきかせ得る工夫も、つくろうと思えばつくれる、担保できるのではないかというふうに思います。逆に、教育委員、これがあっても、やはり地域地域で政治的中立性の問題は常に出ておるわけです。

そこで伺いたいんですが、政治的中立性、この定義と、この中立性を担保する決定的な要因は何であるのか。これは政府の考えを聞かせていただきたいと思っております。

○前川政府参考人 教育の政治的中立性とは、多数の者に対して強い影響力を持ち得る教育に、一党一派に偏した政治的主張が持ち込まれてはならないということを意味するものでござい

ます。現行制度におきましては、公立の教育機関を管理する執行機関を、首長からの独立した地位、権限を有する行政委員会としていただいておりますが、これに加えて、同一政党所属委員が委員会の二分の一以上を構成しないようにすること、職務等の規定の中で政治的行為が制限されていること、罷免要件を限定し身分保障を講じていること、教育委員が毎年一、二名ずつ交代し、委員が一斉に交代しない仕組みとすることなどによりまして、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保をしております。

○柏倉委員 今のその定義で、教育委員会が絶対に要するというのは、一年に一人教育委員がかわっていくという、そういったシステム上の保守管理のところ、レーマンコントロールをよりきかせられるということでしたけれども、それは必ずしも教育委員会があってもなくても、例えば穂坂さんがこの間おっしゃっていただいた地方審議会的なもので、それをつくっても十分できるんだと私は思うんです。この政治的中立性に必ずしも教育委員会が必要であるというふうな、私としては思いません。

ただ、政治的中立性というのはやはりしっかりと担保していかないといけない。そのための工夫と

いうのは、たとえ教育委員会がなくなっても、首長が首長部局として独立させても、しっかりと担保できるだけの工夫を地域地域でされ得ると私は思うんです。そのされ得る可能性を考えて、やはり構造特区でも、そういった教育委員会の規制の必置規定、これを撤廃してもいいというような構造特区の試みをぜひやっていただきたいと思うんです。

先般、四月十六日の審議で大臣から御答弁をいただいたときに、選択制の可能性についても御答弁をいただいております。責任ある地方教育行政を推進する立場から全国一律の制度改革が望ましいとおっしゃられる一方で、構造改革特区での選択制実施、これら否定はされておられなかったと思っております。

私も同意見でして、その構造改革特区から約十年経過し、現在は国家戦略特区制度が実施されております。大胆な地方分権は急には進まなくても、特区という形で部分的な規制緩和は定着しつつあるのではないかなというふうに思うわけです。とすれば、ここはやはり、この必置規制を撤廃してもいいよという特区を、ぜひこれはどこかでやっていただきたいというふうに思うわけです。

前回、いろいろな構造改革特区、その担当大臣もいらつやつと、いろいろな議論が聞かれました。本質的に教育議論ではなくて、セクショナリズムというものもなかったのかどうか。

とすれば、私は下村大臣に、今は文部科学大臣というお立場ですが、省庁横断的なこれはもう教育大臣としてやはり先頭に立っていただきたい。しっかりとこの構造改革特区で、教育委員会必置規制を外すことも含む教育特区構想を今後ぜひ進めていただきたいと思うわけです。下村大臣であればやっていただけるというふうに期待しております。省庁横断的に、しっかりと教育というものに哲学を持ったトップが引っ張っていけば、内閣府との兼ね合い、ほかの省庁

との兼ね合い、これもやはり取っ払うことができ
ると思うんです。

下村大臣、そういう突破力もお持ちだと思いま
すので、ぜひ、この構造改革特区を含む今後の意
気込み、今の御見解を伺わせていただければと思
います。

○下村国務大臣 御指摘のように、この構造改革
特区というのは私はすばらしい試みだと思ってい
まして、これを突破口に、いい内容については
全国についてもそれを広げるという意味で、まず
は例外的に、申請のあるその自治体、その場所
だけ、構造改革特区についての例外規定を設ける
ということによって教育改革を進めていくという
発想は、現実的に進めていく一歩一歩の着実な処
方箋になってくるというふうに思います。そのた
めに私自身も「学校を変える」「教育特区」とい
う本を著したことがあるぐらいでございまして、こ
れはぜひ進めていくべきだというふうに思いま
す。

ただ、御指摘の教育委員会選制を特区を活用
してということになりますと、これは、どの地域
においても責任ある地方教育行政を構築するとい
う観点と、それから、先ほど局長から答弁があり
ました、教育における政治的な中立性、継続性、
安定性をどこで担保するのかということにつ
いて受け皿がないと、教育委員会を廃止したと
き、そういうリスクに対してどう対応するかとい
うやはり問題があるわけでございまして、そうい
うことから、受け皿がないと、教育委員会を選制
制によって特区によってでも廃止するというのは
そのリスクが伴うという部分から、なかなか簡単
にこれはできる話では一方ではないのではないかと
いうふうに思います。

ただ、かつてイギリスに視察に行ったときに、
教育委員会そのものを例えばNPOとか第三者に
全部委託してしまつて、そこがその地方の教育行
政について責任を持つて行うというような取り組
みをしているという自治体がイギリスにもありま
した。

ですから、教育委員会を廃止するということが
はなくて、その工夫の仕方というのはこれからい
ろいろ考えられるのではないかとこの方には思
いますが、基本的には今回の改正案も、そういう趣
旨にのつとつて、選制とせず、全ての地方公共
団体において責任ある地方教育行政の仕組みをつ
くるということから改正案を出させていただ
いているところでもございまして。

○柏倉委員 ありがとうございます。

今、大臣おっしゃられました、教育委員会を特
区だからといってすぐなくしてしまつても、いま
までの果たしてきた教育委員会の役割がいきなりな
くなつて、では、そこでマイナスの部分が大きく
なつたらどうするんだというお話だったと思いま
す。至極当然な発想だと思ひます。

そここのところをやはり徐々に徐々に段階的に
も、やり方というのはいろいろ知恵を絞れば出て
くるんだと思ひます。だから、教育委員会をだん
だん小さくしていくというやり方で、最終的には
ほとんどなくなる、そういういた漸減的なやり方
も一つあるのではないかなというふうにも思ひまし
た。ただ、せいては事をし損じるといふ発想も、
私十分理解をしております。

ただ最後に、我が党としては、そういった中で
試験的にでもやはりそういった教育委員会の必置
規制をどこかで縮小して、地域の独自性を持つて
どれだけ運営できるのか、当然、子供の教育レベ
ル、そしてさまざまな諸問題に対する対応、これ
は担保しなければいけないんですが、そのところ
を担保できるという前提で、その必置規制の見
直しの部分、我が党としてはぜひ要望させていた
だきたい。それがもしも今回の政府案に反映して
いただけるのであれば、これは賛成も我々考えて
いるということだけ最後に言わせていただきた
いと思ひます。

それでは、次に質問させていただきます。

次は、全国学力・学習状況調査について、これ
も、教育委員会、首長というもののシステムが変
わつていけば、参加する、しない、そして成績公

表に關しても大きくその姿勢が変わつていく問題
だと思ひますので、質問させていただきます。

四月二十二日に、小学校六年生、中学校三年生
を対象とした、文科省の学力・学習状況調査が行
われました。二百二十四万人が参加したというこ
とです。

これまで、検査結果は発表しない、市町村教育
委員会による学校別成績の公表をしないというこ
とだったんですが、これは八月に結果が出るらし
いんですが、今回から、学校別成績について、平
均正答率を一覧表にすることや順位づけは認めな
いけれども、結果を分析して改善策を示す場合は
公表できる、そして都道府県教育委員会も市町村
教育委員会も、同意があれば市町村別や学校別の
成績も公表できるといった形で、条件つきで認め
ているということです。

これは、関係者の間ではさまざまな議論があり
ます。学校の序列化や過度な競争を引き起こすこ
の根強い批判もあるわけですが、今回、条
件つきで成績公表を認めた理由は何かというか。
○前川政府参考人 全国学力・学習状況調査は、
学校教育の改善のために国で実施しているわけ
でございますが、これは、教職員などの学校関係者
のみならず、保護者や地域住民の高い関心事項で
ございます。したがって、保護者や地域住民
に対してきちんとした説明責任を果たすというこ
とは重要であると考えているところでございま
す。

一方、序列化や過度な競争による弊害が生じな
いようにするなど、教育上の効果や影響等に十分
配慮することも重要であると考えております。

昨年度までの実施要領では、この弊害の防止と
いう点を重視いたしまして、市町村は学校名を明
らかにした公表は行わない、また、都道府県は市
町村名、学校名を明らかにした公表を行わないと
いう前提で実施していたわけでございますが、今
年度の実施要領におきましては、この点を見直し
まして、説明責任についての観点も考慮した上
で、調査結果の公表の取り扱いについて見直しを

行つたわけでございます。

具体的には、市町村教育委員会は、それぞれの
判断で学校の結果の公表を行うことができる、ま
た、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会
の同意を得た上で、市町村や学校の結果の公表を行
うことができるとしたものでございます。

これは、学校の設置管理者であり、かつ、調査
への参加を決定する主体である市町村教育委員
会、また、その市町村教育委員会は学校の結果に
最終的な責任と域内の教育の状況に関する説明責
任も有している、そういうことから、この市町村
教育委員会に公表、不公表の責任を負つていただ
く、結果の公表につきましては、その市町村教育
委員会が基本的に判断することが適当であると考
えたものでございます。

また、序列化や過度な競争を招くことなく、結
果の公表が教育の施策や教育指導の改善につな
がるものとなるように、御指摘がありましたよう
に、公表に当たりましての配慮事項といたしまし
て、分析結果や改善方法を公表することなどを定
めたわけでございます。

文部科学省といたしましては、各教育委員会に
おきまして、教育上の効果や影響等を踏まえ、地
域の実情に応じて、適切に説明責任を果たす方法
を判断していただきたいと考えているところでご
ざいます。

○柏倉委員 ありがとうございます。

今、お話しありました。地域で考えてもらふと
いうことですけれども、今までは教育委員会が判
断をしていたし、今回も、国は市町村、都道府県
の教育委員会の判断に委ねるということでした。

一方で、先般の参考人質疑の際に中嶋参考人が
いらつしやいました、前の大山市教育委員だった
方です。中嶋参考人が教育委員だったときは、全
国学力調査への不参加を教育委員会と住民との話
し合ひで決めた。ところが、新しい首長になつた
と同時に、それまでの不参加、いわゆる教育委員
会と住民とのコンセンサスがひっくり返つてしま
つた。全国学力調査への参加が独断で決められ

た。これは政治の教育への介入だという発言もありました。

この是非はともかく、首長の権限が強化される、学力調査に係る諸問題、参加する、しない、成績を公表する、しない、こういった判断が首長の権限、責任のもとでさらにダイナミックに裁可される可能性があると思われまふ。この件に關しての下村大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○下村国務大臣 全国学力・学習状況調査の結果の公表については、予算等の首長の権限に係らない事項でありますので、総合教育会議における調整の対象とはなりません。しかし、自由な意見交換をする協議の対象とすることは、これは当然あり得る話だと思ひます。

しかし、あくまでも最終的な判断権限は教育委員会に留保されているものでありまして、結果の公表、不公表について、これは首長に権限を与えるものではないので、先ほどの答弁のように、新しい教育委員会制度改革案が通つた後であつても、これは教育委員会が判断するというものでございます。

ただ、もちろん首長が独断で判断するということはあり得ない話であります。首長が主宰する総合教育会議の中でテーマとして協議をして、その結果、教育委員会、教育長も同意すれば、それは首長の判断がそのときそのときに反映されるということとは当然あり得る話だと思ひます。

○柏倉委員 ありがとうございます。

プロセスとしてちゃんと踏んでおれば、判断が変わるのも当然のことだと思ひます。人がかわれば判断が変わりますので。プロセスとしてはしっかりこの大山教育委員会のときも踏んでおるようです。私もそう大きな問題はないかと思ひますが、さらに独断専行色が強まるような首長権限の集中というの、やはりこの学力調査に關しては、私、個人的にも、今はもう全入時代になつてきていますので成績によるコンペティションという競争も大事だと思ひますけれども、余りハレーションが起きないように配慮するというの

も、一つ時代に即したやり方なのかなというふうにも思ひます。今の大臣の答弁を聞いて安心をいたしました。

次、私の地元の栃木県のことについてちょっとお話しさせていただきたいんです。

二十二日の全国学力テストの当日、児童生徒の学力向上を目的に、県版の学力テスト、栃木県初の、全員参加方式による二〇一四年のどちぎつ子学習状況調査を行いました。県内全域の小中学校、五万三千人が参加しました。県では、これは六月末に結果を児童生徒や各学校に伝えるということでございます。さらに、県教育委員会は、テストの結果を受けて、各学校を訪問して助言する学習向上アドバイザーを十人も配置する、三年かけて県内全学校を回る計画も立てておるとのことです。

栃木県の教育委員会担当者に確認したところ、県では、各学校の成績の公表はしないということでありました。理由としては、やはり、田舎に行きますと五人しかない学校というの、現実にはありますので、そういったところもバランスを考えて、難しいという判断でした。

成績公表の判断は、こういったいろいろな状況でございます。県に任せるにしても、大切なのは、これはやはり、学力テストをどうやって本当に生かしていくのかということだと思ひます。もちろん子供のために生かすわけです。

最近の学力テストは、私が子供のころと違つて、判断力、表現力、応用力、こういったものが随分重視をされて、変わつてきたなというふうな素直な感想です。ただ、これで得られる、客観的に評価し得る能力は何なのかというの、もふと疑問に思ひます。果たして、ここが間違つたらあなたはこの努力をした方がいいよ、こういう能力に少し磨きをかけた方がいいよといううな、テストをやるんですから、これはやはり直接的なその還元、これがなされてないんじやないかな、現状も。昔もそうでした。現状もされてないかな。しかし、それはしなさいいけないと

思ひます。例えば、新聞を読めだけでもいいと思ひます。九九を覚えるだけでもいいと思ひます。

この学力試験から還元されるもの、子供や親にわかりやすく伝えるこの取り組み、文科省は果たしてしているのか。これをやはりしっかりと徹底をすること、してないのか、どうやってやっていくのか、その政府の見解を尋ねたいと思ひます。

○前川政府参考人 全国学力・学習状況調査につきましては、御指摘のとおり、その結果を学校の教育指導の改善や学力の向上につなげることが肝要でございます。

この結果につきましては、国や各教育委員会、学校の教育施策や教育指導の改善に現に活用されているところではございますけれども、文部科学省におきましては、児童生徒一人一人に個人票を提供しているところでございます。その中で、保護者や児童生徒がわかりやすいように、それぞれの問題について出題内容の特徴をわかりやすく示すとともに、みずからの結果と全国の状況を比較できるようにしております。

また、毎年度、集計結果とあわせて、児童生徒の学習習慣や生活習慣と学力との関係について分析した資料を取りまとめ、成果を広く紹介するため、ホームページに掲載するとともに、マスコミを通じて広く情報提供されるようにしております。

さらに、教育委員会に対しましては、本調査の結果を活用して成果や課題を分析し、それらを踏まえた改善方策について積極的に保護者等へ情報提供するよう促しているところでございます。

各教育委員会におきましては、本調査の結果の分析を行いまして、今後の改善方策をリーフレット等に取りまとめ公表する取り組みや、あるいは、保護者の参加も得て、学力向上についてと考える場の設定などの取り組みも行われているところでございます。また、各学校を通じて、家庭における学習習慣や生活習慣の確立について働

きかける取り組みなども行われております。文部科学省としては、引き続き、この調査の結果が広く国民に理解されるように努めてまいりたいと考えております。

○柏倉委員 ありがとうございます。決してやりつ放しじゃないというのはよく存じております。

ただ、私が今申し上げたのは、わかりやすく直截的な表現で伝える、そうした方がやはり子供さんも努力しやすいと思ひます。そういった努力をやはり喚起するために、文科省さんも、ただデータをどんとグラフが何かで渡すということだけではなくて、もう少しわかりやすい、子供さんをブッシュアップするようなそういう結果の還元の仕事、これを考えてほしいと思ひます。

時間が来ましたのでこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○小淵委員長 次に、井出庸生君。

○井出委員 結いの党、信州長野の井出庸生でございます。本日もよろしくお願ひをいたします。

けさになって与党の委員の皆様から、議論が大詰めですとか議論が尽きたというふうな御発言も出ておりますが、私はまだ議論は尽くされていないと思ひます。法案の提出に当たつて与党内でかなり時間議論があつたということは承知しておりますが、ぜひこの委員会、与野党でも慎重な議論を尽くすことを願つて、きょうも質問させていただきます。

きょうは、私もこれまで何つてきた政府案における重要な新教育長のことについて、きょう提出をさせていただいている資料、日本教育新聞が行つた市区町村の教育長に対するアンケート、現場の教育長の声ということで取り上げさせていただきます。

幾つか報道等でこれまで首長に対するこの法案に対するアンケートなども見てまいりましたが、ほかのアンケートを見ると、都道府県の首長ですとか政令指定市の首長ですとか、いささかアンケートとしてどうなのかなというところもありま

して、きようは市区町村から抽出してアンケートをしていうこの日本教育新聞のものを資料として使わせていただく、そのように思っております。

まず、この資料の最初のページになるのですが、一番大きな見出しで、「本社調査 半数「有効でない」という見出しが出ておりまして、中を見ますと、今回の政府案の法改正が有効な法改正かという問いに対して、「有効とは言えない」が一五・六％、そして、「どちらかといえば有効とは言えない」が三五・七％、これを足すと約半数に上っていることをもって半数が有効でないというような報道になっておるんです。

まず、有効でない、やや有効でないということを考えている教育長が半数に上っていることについて、大臣、どのようにお考えか。また、これはアンケートですので数としての集計だと思っておりますが、具体的に何かそういう現場の意見が上ってきているというものを御存じであればお聞かせいただきたいと思います。

○下村国務大臣 日本教育新聞にも記事として出ておりますが、現行の制度上の問題は感じていないというふうに答えている教育長も六割おられるわけですね。ですから、少なくとも六割ぐらいの教育委員会は、いろいろな課題があったとしても今の体制で十分対応できている、そういう認識なんだろうというふうには教育長は判断しているんじゃないかと思うんです。その中でアンケートですから、なぜ改革をする必要が、改正をする必要があるのかというそもそも論で疑問に思っている方も相当おられるんじゃないかというふうに思うんです。

それは、いい面であれば、今の教育委員会制度できちっと処理できているんだから、あえて国会で教育委員会抜本改革案を出す必要がないのではないかと考えている教育長が多いという判断もできるわけですし、一方で、先日私のところに來られた兵庫教育大学の調査によると、今の教育長の基本的なガバナンスのあり方として、現状維持、

調整型の教育長が半数なんですね。

ですから、今の教育制度が問題があつて、あるいは教育現場が問題があつて、それをどう改革するかというところについて問題意識を持っているかというよりは、いかに調整し、維持していくかということでも発想を持っている教育長も半分はいるということでもあります。

だからこそ、今の教育委員会というのは国民意識とずれている部分がやはりあるのではないかといいふに、私は教育長は謙虚に受けとめていたいただきたいというふうにも思うわけでございます。そういう中でのアンケートということであるということをお私に受けとめております。

一方、今回の改正案について、教育長関係団体や首長関係団体に対して、さまざまな機会を捉えて担当局より説明をしているところでありますが、逆に、特段反対という声は聞いておりません。おおむね肯定的に受けとめているというふうな、そういうふうにも認識しているところでもあります。

○井出委員 今大臣の方から、現状の教育長が現状維持、調整型の発想の方が約半数いらつしゃる、謙虚に受けとめていただきたいというお話があつたんですが、私もそこがすごく問題だなと思うんです。これまでの議論の中でも、例えば都道府県教育長を取り上げましたけれども、みんな役人じゃないか、それで、新しい政府案で機能するの、教育委員長がいなくなる中で、教育長というのとはもつと首長に対して物を言える人間が必要でないかなというのをずっと問題提起してきておるんですが、今大臣おつしやつたように、現状維持、調整型の発想の方が多い。

政府案を実行していくときに、私は、それでは政府案が当初の目的どおりうまく機能しないんじゃないか、そういう不安も持つております。

また、政府案が実行される段となれば、任期途中の教育長はそのまま任命が認められているわけですよ。ですから、今大臣は謙虚に受けとめてほしいとおつしやいましたけれども、この問題

というのは、今の教育長さんの意識というのは、これから政府案をもし実行していく段になれば非常に大きい問題ではないかなと思つております。もう一つ、このアンケートで私が気になったところを伺いたいのですが、大臣が先におつしやいました、特段今の制度上の問題を感じていない、その方が六割いらつしゃる。その中で、改正案によつて教育行政に対する首長の権限が強まると思つていらっしゃる方が六六・二％、また、私はちよつと次の数字に注目しているんですが、教育委員会の独立性について弱まる可能性がある、これも六〇・二％おりました。これまでの議論でも、私も、教育委員長がいなくなつたり首長と教育長が総合教育会議などを通じて連帯してやつていけば、教育委員会が現状より形骸化してしまうのではないかとということも申し上げてきました。

実際、現場の教育長からそういう声が六割に上つていることについて、大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○下村国務大臣 現行の教育委員会制度についても、肯定的に捉えている教育長が六一・六％おられるわけですね。事実、少なくともこの程度の自治体はうまくいっているんだらうというふうには思ひます。教育委員会そのものは、そういう中で、しかし大津のような事件もあつたわけでありまして、つまり、大津のときも制度なのか人なのかという問題があつたわけですが、これを我々は両方に問題があるというふうに捉えて今回改正案をつくつておるわけです。

ですから、今回の制度改革案も、この制度改革案になれば全てが、今までの懸案事項は全部解決するということにはならないわけでありまして、どんな制度をつくつたとしても、やはりそこにはどんな人が存在するかどうか、どんな教育長がいるかどうか、あるいはどんな首長がいるかどうかによつて、その自治体における教育行政というのはやはり大きく変わってくる可能性はあるわけでありまして、

ただ、制度設計的に、今回の改正案において

は、首長が教育行政に連帯して責任を果たせる体制を構築するという一方で、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保の重要性に鑑みて、教育委員会を執行機関として残すということと、それから、教育委員会の職務権限は変更しないというところであります。確かに、首長の関与は従来よりは強くなりました。それだけ権限を明確化するわけですね。それであつても、教育委員会そのものの独立性が弱まるというふうな懸念は当たらないというふうに考えております。

今回の制度改革が適切に運用されるよう、つまり、すぐれた首長のもとで同時にすぐれた教育長がどう配置されるかということがやはり重要だということに思ひますが、この改正の趣旨について、法案が成立した場合には、施行通知や説明会等を通じて、今まで以上に教育長の役割は、教育委員長と一緒に新教育長というの一本化されるわけですから、教育委員会の独立性が弱まるということではない、ぜひしっかりと対応してほしいということを含めて、丁寧に周知してまいりたいと思ひます。

○井出委員 今、その制度の問題、制度と人の両方なんだというお話で、野党、民主党と維新の会さんの方で出されている法案は、首長に責任を持たせる、首長の、人次第だらうという議論はかなりあつたかと思うんです。

政府案についても、それは、首長、教育長、それぞれ人の部分が問われると思ひますが、私はこのアンケートを見て、ちよつと教育長がこの改革に対して消極的なんじゃないか、弱気なんじゃないか、そういう懸念を、今までも申し上げてきたんですけれども、今でも申し上げてきた。特に、法律上、今の教育長が法律施行の段階で最初から入つていく、その方々がこの意識だと、やはり教育委員会の権限というものがどうなのかなというところは、いまだもって疑問を感じているところですよ。

このアンケートで、今大臣もおつしやつていましたが、少なくとも六割が現行で十分対応できて

いると。それは、これまで来ていただいた参考人の皆様、地方公聴会でも、そういう声も確かにあったかと思うんです。ですから、私も、半数以上のところは平時はうまくやっているんだろうなと。

ただ、今回の議論というのは、そうした中で、大津のいじめ事件のような緊急事態、不測の事態、お子さんが命を落とすというようなことは、教育行政、教育現場にとっては緊急というよりも最悪の事態だと思うんですが、そのときに、よく、誰が責任をとるか。その責任をとるとするのは、責任をとってやめるとか謝るとかそういうことじゃなくて、責任を持って対応するか。今回の改正議論というのは、まさにその緊急非常事態に責任を持って対応する、そこを明らかにすることが、これまで再三言われてきた責任の所在の明確化だと思うんです。

私は、平時の体制と緊急時の体制と一緒に議論をしてきているから少しそこが曖昧になっているかと今感じているんですが、大津の事件が提起した問題は、やはり、緊急時にしっかり対応する人を明確にしてほしい、そういうことではないかと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。○下村国務大臣 おっしゃるとおり、今回の改正のきっかけそのものは、大津市におけるいじめ事件であります。生徒の生命にかかわる重大かつ緊急の事態にもかかわらず会議が速やかに招集されないなど、教育委員会による責任ある迅速で的確な対応がなされていなかったことが問題であるわけでありです。

しかし、これは大津の教育委員会だけの問題ではなく、現行の教育委員会制度において、教育長、教育委員長、どちらが責任者がわかりにくいという問題がある。また、いじめ等の問題に対して、必ずしも、どこの教育委員会においても迅速に対応できていないという構造上の問題がある。また、地域の民意が十分に反映されていないという問題がある。さらに、地方教育行政に問題がある場合、国が最終的に責任を果たせるように

する必要があるといった課題が、制度の中で本質的にあるというふうに考えております。

そこで、昭和三十一年の地教行法制定以来抱えてきたこれらの課題を解消するために、今回抜本的な改革を行うこととしたものであります。

○井出委員 私は、緊急のときに、個人的な思いとしては、本当にお子さんが命を落としてしまうような事態になったら、最後はやはりその自治体のトップが責任を持って対処をする、それを、大津の市長は、最後の最後、ずっと報告とかが、情報が上がってこなかった中で、最後、調査に乗り出したのかなとも思っているんです。

今大臣がお話されたように、これまでの地教行法の課題を含めて抜本的に改革をするとのお話だったんですが、私は、まず、その大津の事件が投げかけた、緊急事態に誰が責任を持って対応するか、そこに絞った議論をしないといけないんじゃないかなとずっと思っていて、それで、この一連の議論を聞いてきてその思いを強めているんですが、この緊急事態、緊急対応に絞った議論が私は必ず必要だと思っておりますが、そこがどうか。あと、その緊急事態に責任を持って対応する人が誰なのかというところで議論が尽くされていると感じていらっしゃるかどうかをお伺いします。

○下村国務大臣 緊急事態対応については、今回の改正案で新たに総合教育会議を設ける、これは首長が主宰をするということですから、対応ができるような制度設計になっていると思います。

議論が尽くされているかどうかというのは、それはまさに国会で皆さんが議論されることでありますので、積極的な議論をしていただきながら、一方で、ぜひ速やかに可決に向けて進めていただきたいというのが私の方のお願いでございます。それから、本当に教育委員会制度が緊急対応だけでなくいいのかどうかということになれば、先ほど井出委員も質問されておられたように、例えば、構造改革特区というのがなぜ出てくるかというのは、現状の今の地方教育行政、教育委員会を象徴

的にする今の制度設計では、それぞれの自治体で、特に首長が思い切った教育改革ができないのではないかとということから構造改革特区法案等が出ているわけです。

これは、新しい政府における提案においても、首長の権限は事実上強化するわけです。そして、総合教育会議の中で首長とそれから教育長が協議、調整をして、そして大綱を設けるということでありまして、その大綱というのはその地方自治体における教育改革の振興基本法のようなものです。ですから、さらに意欲ある首長のもとで、その自治体における教育改革が一層進みやすい、そういう制度設計に今までははるかになる、そういうことであるわけであります。

これは、緊急対応だけではなく、平時においても常によりよい、子供たちのための教育改善ということを考えれば、そういう仕組み、設計をするということとは、どこの自治体においても必要なことであるというふうに思います。

○井出委員 その緊急のときの対応なんですが、私はまだ議論が不十分だと思っております。政府案ですと、緊急事態があったときは、最初は学校だつたり教育委員会、教育長が対応していく、そこで首長と教育長の協議があったり、必要であれば総合教育会議があるというのがこれまでの答弁だと思っております。私は、そういう事態になったときに必要なのは、まず、学校とか教育委員会、教育長がその対応、調査をしたときに、それを独立した目、客観的な目で見られるかどうかだと思っております。

私は、今回の政府案というのは、前から申し上げているんですけども、平時の体制の改革の議論も相まって、首長と教育委員会の距離が近くなったと感じていて、それが緊急事態においてはやはり逆の目に出るんじゃないかと。端的に言えば、大津のときに隠蔽があった、それを客観的に、もう一度調査をしなくては、そういうこととの言える体制になっていないんじゃないかというのがいまだもって私の疑問なんです、そこは

どうでしょうか。○下村国務大臣 そういうことを改善する法律案ですから、もしなっていないということの危惧があれば、具体的にどこの、法律のどの部分が問題なのかどうか、一つ一つ指摘をしていただければこれはきちつとお答えできる話なわけです。ですから、ぜひそういう質問をしていただきたいと思ひます。

そして、今までと違うのは、首長のところにもいろいろな、例えば、これは別に大津だけじゃありませんが、ほかの自治体全てにおいて言えることですが、いじめ問題とかがあれば、その家族とか周辺からいろいろな苦情とか情報が行ったときに教育委員会任せで十分対応できていなかったというところについて、もちろん第一義的には学校現場が対応する話です。学校現場が対応すればすぐ解決すること大半だと思っております。実際のところは。学校現場が対応できない部分について教育委員会が対応する。教育委員会が対応することが基本的には当たり前の話ですが、それが十分対応できていないということで、行政上における遅滞によつて、結果的に首長まで話が行くぐらい、解決しないうままですと行つてしまっているということが出てきたときには、緊急に総合教育会議を開いて、そしてそこで緊急対応ができるということでもあります。私も、総合教育会議を開かなくても、大半のいじめ問題は基本的には学校現場で解決すべき、本来はあるべきことですから、一々一つ一つ総合教育会議にかけるといことは当然な話だと思います。

○井出委員 今、具体的にというお話があったんですけども、私は、お子さんが命を落とすような事態があったときに、そのときに学校や教育委員会がやった対応を客観的な目で見られるのかどうかというところの問題意識があつて、ちよつと繰り返しになるんですが、それを、平時の責任の所在ですとか教育行政をどう役割分担していくかというところの改革議論の中で、総合教育会議をつくつたり大綱を策定したりして、私は首長と教

育委員会の距離が近くなっていると表現していますが、大臣、政府側の話では、連帯してやっていく、連帯責任を持ってやっていくという表現だと思えますが、平時の制度の改革が、お子さんが命を落としたときの解決になっていないんじゃないか。

○下村国務大臣 それは、一つの法律をつくったから全て解決するという法律なんかないわけですね。

今回は、教育委員会制度の抜本改革案です。いじめ対策はいじめ対策で、昨年の通常国会でいじめ対策のための救済法案を議員立法でつくっていただいたわけですね。それに応じて、例えば、文部科学省においては基本方針をつくれということになっていくわけですし、それぞれの自治体においても条例をつくる努力義務を課しているわけですし、学校現場においては、いじめ対策のための組織をつくって、そして、いじめについては加害者にも傍観者にも被害者にもさせないという仕組みをつくるようにしているわけですね。

ですから、教育委員会を改正したら、いじめ問題が、あるいは自殺問題がなくなるかというところではなくて、それぞれに対応しているいろいろな対処をするということが必要だということでありま

○井出委員 制度を変えれば全ての問題が解決するものではないですし、できるだけベターなもの、そのベターなものをもっとよくしていく運用ですとかそういうことを考えるのが、どの法律でも制度でもそうだと思うんです。

大津の問題は、お子さんが命を落とすようなことがあったときに、きちっと顔の見える人間が対応していくと。そこに応えなければ、平時の教育

委員会制度の抜本的改革だと、そこはかなり肯定的に受けとめている方も、教育関係者、関係団体とか特に反対はないという声もあると思うんですけれども、大津の、お子さんが命を落としてしまいうような事態にきちっと応えることが今回の一番の目的だったと私は思うんですけれども、違いますか。

○下村国務大臣 子供の自殺の問題は大津だけじゃないわけですよ。年間三百数十件、毎年小学生が自殺しているという問題があるわけで、これは大津だけの問題ではありませんけれども、一つの象徴的なこととして捉えられていることは事実です。

そのために、今回ほど、これは政府だけじゃありませんが、国会が対応したということはなかったと私は思いますよ。昨年から、超党派の議員立法で、実際、昨年の通常国会で、ぎりぎり、相当無理があったところを、各党がその前の衆議院選挙で選挙公約をしていましたから、いじめ対策のための抜本的な解決法案をつくらうということ、国会で通してもらったわけでしょう。

そして、先ほど申し上げたようなものを、対策しながら、学校のスクールカウンセラーとかソーシャルワーカー等をふやしながらきめ細かな対応をしていくということをしていて、一方で、これはいじめだけの問題ではありませんけれども、戦後の日本における地方教育行政の根本的な問題の一つとしての教育委員会制度改革をしているわけです。でも、きっかけは大津の問題であることはもちろん事実です。

でも、一つのことをきっかけで、これだけ国会が、政府が二年もかけていろいろなことをやっているんということはあり得ない話なことぐらい今ドラスチックに対応しているということであって、このことによってももちろんあしたから子供のいじめによる自殺がゼロになるということはありませんけれども、しかし、少しでもなくすための努力をあらゆるレベルでしていこうということ、で今も議論をしているわけですし、ゼロにはなら

ないかもしれませんが、最大限の努力をしているということとは、これは政府だけじゃなく皆さんも、立法もやっているということについてはぜひ自負をしていただきたいと思います。

○井出委員 昨年のいじめの議員立法は私も実務者に参加をさせていただきまして、いじめをなくしていこうという取り組みは、これまで過去になくなされてきているとは思っています。

ただ、結局、自殺がゼロにならないとおっしゃって、またあつてはほしくないんですけれども、あつたときの責任を誰が持つてやっていくかというところの議論は今回の本質だと私は思っています、まだそこは議論の余地が、十分審議を尽くしていくべきだと思っておりますので、また次回質問をしたいと思います。

終わります。ありがとうございます。

○小淵委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本委員 日本共産党の宮本岳志です。

今回の教育委員会制度の改変は、政治的多数の圧力で教育内容がゆがむのではないかと、とりわけ、近現代史の侵略と植民地支配について基本的事実を知り、平和と民主主義を築く上でも大切な歴史教育の分野で深刻な問題がもたらされないか、多くの国民が心配をいたしております。この問題について引き続き質問をしたいと思います。

先般、村山談話が閣議決定されているにもかかわらず、事実誤認の答弁があり、大臣が訂正をされました。

村山談話では、「戦後五十周年の節目に当たり、われわれが銘記すべきことは、来し方を訪ねて歴史の教訓に学び、未来を望んで、人類社会の平和と繁栄への道を誤らないこと」と述べております。これは局長に聞きますけれども、村山談話はその来し方の歴史の教訓についてどのように述べておりますか。

○前川政府参考人 ただいま先生が読み上げられました部分に引き続きまして、次のように述べられております。

わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を行って国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。

以上でございます。

○宮本委員 植民地支配と侵略によってアジアの人々に多大な損害と苦痛を与えたことは疑うべくもない歴史の事実だと述べております。そしてそれを、教育を通じて若い世代に語り伝えていかなければならないと思うんです。

昭和五十七年の歴史教科書についての官房長官談話では、学校教育、教科書の検定についてどのように述べておりますか、局長。

○前川政府参考人 昭和五十七年八月二十六日に発表されました宮沢官房長官談話における御指摘の部分は、次のとおりでございます。

日韓共同コミュニケ、日中共同声明の精神は我が国の学校教育、教科書の検定にあたっても、当然、尊重されるべきものであるが、今日、韓国、中国等より、こうした点に関する我が国教科書の記述について批判が寄せられている。我が国としては、アジアの近隣諸国との友好、親善を進める上でこれらの批判に十分に耳を傾け、政府の責任において是正する。

以上でございます。

○宮本委員 この宮沢官房長官談話を受けて、検定基準にいわゆる近隣諸国条項というものが盛り込まれました。この宮沢談話は今日否定をされているか、また、近隣諸国条項は今も生きていますか、また、局長の答弁を求めます。

○前川政府参考人 この宮沢官房長官談話を受けてまして、教科用図書検定調査審議会での審議を経

まして、昭和五十七年の十一月に教科書検定基準を改正いたしました。いわゆる近隣諸国条項を追加したところでございます。その後、この近隣諸国条項は現在まで改正されていないところでございます。

また、宮沢官房長官談話の発表以降、同談話を否定するようなものは出されていません。

○宮本委員 そこで、自民党内で結成された日本の前途と歴史教育を考える議員の会という議員連盟がございます。安倍首相も下村大臣も属しておられました。このいわゆる教科書検定は、南京虐殺、日本軍慰安婦など、旧日本軍の犯罪的な行為を否定する活動を行ってまいりました。

この議連は南京虐殺についてどう言っているか。平成十九年六月十九日に公表された、議連の南京問題小委員会の調査検証の総括というのを見ますと「南京攻略戦が通常の戦場以上でも以下でもないとの判断をするに至った。」とまとめてあります。この立場は現在なお変わっておりません。

当時議連の事務局長であった西川京子副大臣は、昨年四月の予算委員会でも、この南京の問題は通常の戦場以下でもなかった、南京事件を教科書に掲載していることは看過できないと述べられました。

これも文科省に聞くんですけども、いわゆる南京事件は、通常の戦場以下でもなかったという結論は正しいのか、検定ではどのようになっているか、お答えいただけますか。

○前川政府参考人 教科書検定につきましては、教科用図書検定調査審議会におきまして、検定時点における客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして審議を行っております。

南京事件に関しましては、事件の実否については、事件自体はあったとするのが通説であると承知しております。また、平成十八年六月に閣議決定された質問主意書の答弁書におきまして、「千九百三十七年の旧日本軍による南京入城後、非戦闘員の殺害又は略奪行為があったことは否定で

きないと考えている。」としており、こうした考え方も踏まえた上で検定を行っております。

また、教科書検定制度的なものでは、学習指導要領等の範囲内で具体的にどのような事項を取り上げ、それをどのように記述するかは教科書発行者に委ねられており、南京事件についても同様の考え方でございます。

○宮本委員 現に、ことしの小学校の教科書検定では、南京事件を伝聞扱いした記述が、検定で、市民の被害があったとして、伝聞扱いをわざわざ修正させているわけです。

改めて、外務省、きょう来ていただきました。アジア大洋州局長に確認しますが、外務省のホームページの「歴史問題Q&A」では、南京大虐殺についてどう述べておりますか。

○伊原政府参考人 今お尋ねの件について、外務省のホームページにおける記載内容は以下のとおりでございます。

問い「南京大虐殺」に対して、日本政府はどのように考えていますか。答え「日本政府としては、日本軍の南京入城後、非戦闘員の殺害や略奪行為等があったことは否定できないと考えています。」

「しかしながら、被害者の具体的な人数については諸説あり、政府としてそれが正しい数かを認定することは困難であると考えています。」

「日本は、過去の一時期、植民地支配と侵略により、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたことを率直に認識し、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを常に心に刻みつつ、戦争を二度と繰り返さず、平和国家としての道を歩んでいく決意です。」

○宮本委員 大臣、今まさか閣内不統一ということはないと思うので、これが政府の公式見解ということよろしいですね。大臣。

○下村国務大臣 もちろんそのとおりであります。

○宮本委員 東京裁判で裁かれた旧日本軍の唯一の人道に反する罪が南京事件であります。多くの

調査が積み上げられ、裁かれてまいりました。戦争中は、日本国民は報道管制で知らされておりませんでした。事件発生とともに世界じゅうが知り、その非道さに国際問題となった事件であります。外務省、軍部中核は、事件発生を知り、皇軍の一大汚点と事態の打開を図ろうとしたほどでありました。

日本軍による南京占領のとき南京城内にいたニューヨーク・タイムズ紙のダーティン記者は、南京陥落の四日後には記事を送り、十二月十八日付の同紙には、南京における大虐殺行為と蛮行によって、日本軍は南京の中国人及び外国人から尊敬と信頼を受ける乏しい機会を失ってしまったと掲載をされております。翌年一月九日号の見出しは、南京侵略軍、二万人を処刑、日本軍による集団虐殺、一般市民を含め死者三万三千となっており。虐殺は三月初旬まで続き、その数二十万人とも言われております。

次に、教科書検定は、同じように、日本軍慰安婦についてどう主張しているか。

この議連は、二〇〇七年六月二十六日、米国下院での慰安婦謝罪要求決議案の委員会可決を受けて、決議案への反論を米国下院に送付いたしました。

さきの西川議員の質問では、日本軍慰安婦のことを「いわば単なる売春行為である」と断定し、「教科書にそういう問題を、まだ明らかに、政治的にも歴史学的にも決着もしていない問題を載せる、こういう問題、非常に問題だと思います。」と述べました。

これも局長に確認いたしますが、文科省は、日本軍慰安婦は単なる売春行為で、教科書に載せることは許されないという立場でありますか。

○前川政府参考人 平成十八年十月に閣議決定された質問主意書の答弁書では、「いわゆる従軍慰安婦の問題についての政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話を受け継いでいる。」としており、これは、平成二十五年五月に閣議決定された質問主意書の答弁書でも同様の

認識でございます。教科書検定におきましても、こうした考え方も踏まえた上で行っているところでございます。

また、教科書検定制度的なものでは、学習指導要領等の範囲内で具体的にどのような事項を取り上げ、それをどのように記述するかは教科書発行者に委ねられており、慰安婦についても同様の考え方でございます。

○宮本委員 大臣が先日、教科書検定に当たっては、河野談話を継承するという慰安婦問題についての政府の基本的立場を踏まえて実施すると答弁された、その河野談話は一体何を認定しているか。

一つ、「長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したこと。二つ、「慰安所は、当時の軍当局の要請により設置されたこと。三つ、「甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこと。四つ、「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであったこと。五つ、「戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」ということを認定しております。こういう中身なんです。

文部科学省に聞くんですけども、この河野談話は、日本軍慰安婦問題について、歴史研究、歴史教育について一体どのように述べておりますか。

○前川政府参考人 御指摘の談話におきましては、「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。」と述べられております。

○宮本委員 大臣、この談話を継承するというのが政府の基本的立場であれば、到底単なる売春行為という主張を認めるわけにいかないと私は思いますけれども、大臣、いかがですか。

○下村国務大臣 文部科学大臣として、政府の見解を継承いたします。

○宮本委員 今局長が述べた中身も含めて、河野談話をさちつと継承するというところでよろしいですね。

○下村国務大臣 文部科学大臣として、政府の統一見解を継承いたします。

○宮本委員 ところが、そのことに正面から反対している歴史教科書の執筆者がおります。育鵬社歴史教科書編集会議の座長で、教科書の筆頭執筆者でもある伊藤隆氏であります。日本教育再生機構の雑誌「教育再生」昨年五月号を見ますと、日本教育再生機構の八木理事長と対談をして、次のように述べております。

「南京事件はもう教科書で教えない方がいいですね。安倍首相の国会答弁のとおり「教育基本法が生かされていない」と見るべきです。「慰安婦の強制連行」「高校教科書検定に「パスさせて、教育基本法に「一致」というのも、もう通りませんよ。」八木氏もこれに意気投合しております。

要するに、南京事件を教えることも高校教科書で日本軍慰安婦を教えることも改正教育基本法に違反しているからやめるべきだ、こう述べておられるわけですね。

そこで、文部科学省に確認しますけれども、南京事件や日本軍慰安婦を現在のような形で教科書に記述することは、伊藤氏の言うとおり、教育基本法が生かされていない、教育基本法に一致しない、こういうことになるんですか。

○前川政府参考人 現行の教科書は、従前の教科書検定基準に基づいて検定されたものでございしますが、教科書検定基準におきましては、本年一月の改正が行われる前から、教育基本法に定める教育の目的や目標との一致を求める規定がなされているところでございます。

具体的には、第一章の「総則」において、教育基本法に示す教育の目標等を達成するため、これらの目標に基づき、検定基準による審査を行うことを定め、教育基本法第二条の「教育の目標」を全文掲げております。また、第二章の「各教科共通の条件」におきまして、教育基本法第一条の「教育の目的」及び同法第二条に掲げる「教育の目標」に一致していることを「基本的条件」として定めております。

○宮本委員 したがって、現在使用されている教科書は、教育基本法が生かされていないとか教育基本法に一致しないというふうなことはないということでしょうか。

○前川政府参考人 教育基本法に定める教育の目的や目標との一致を求める規定のある検定基準に基づいて検定されているということでございます。

○宮本委員 改正教育基本法に照らして検定基準にも合致したものが検定合格させられている、当然のことだと思ふんですけれども、そういうことが確認されました。

ここに、育鵬社教科書の採択を主張する教科書改善の会のパンフレット、「きちんと選ぶ！子供の教科書 中学歴史・公民教科書採択にむけて」というパンフレットがあります。

ここでは、ほとんどの歴史教科書は読むと日本の歴史が嫌になりますと言ひ、それは、ほとんどの教科書は改正された教育基本法の趣旨を反映しているとは思えない内容になっているからだとか批判をしております。その一方、改正教育基本法に最もかなっていると評価されている教科書があるんだ、それが育鵬社から出ている教科書だ、そこそこには書いてあります。

文部科学省に聞きますけれども、中学歴史教科書の検定は、教育基本法、とりわけ教育の目的、第一条及び第二条と無関係に行つたことはございしますか。

○前川政府参考人 現在使われている歴史教科書は、教育基本法第一条の「教育の目的」及び同法第

二条に掲げる「教育の目標」に一致していることを定める教科書検定基準に基づき、教科書検定審議会による専門的、学術的な審査を経て検定合格したものでございます。

○宮本委員 改正教育基本法の趣旨のつとめてこれは検定合格したものだということを確認をされました。したがって、今ある教科書は教育基本法に合致していないとするこの改善の会の主張は成り立たないことが明らかになったと思います。

ところが、この誤った主張をしている政治家がおります。それが大臣、あなたですよ。

あなたはウイルの四月号で、これは大臣としてですよ、大臣になる前でもなければ何でもないので、大臣として、「第一次安倍内閣ではこの教育基本法を改正して「日本の伝統と文化を尊重」「愛国心や郷土愛」など、日本の素晴らしさを子供たちに教えられよう新たに教育の目標を盛り込みました。ところが、採択された教科書の記述を見ると、改正した教育基本法に則つた記述にはなっていない。」と述べておられます。

文部科学省は、教育基本法に合致している、反映していると今答弁ありましたね。あなたが大臣として教育基本法にのつとつた記述として認めて合格させた教科書が、なぜわずか一年後には、あれは教育基本法にのつとつた記述になつていない、こんな話になるのか。少なくともこのような発言は撤回すべきではありませんか、大臣。

○下村国務大臣 それだけ関心があるということですが、宮本委員も、中学校、高等学校の歴史教科書、公民教科書を、学校の教科書ですね、お読みになったのではないかとこのように思ひます。

私は、どこの教科書ということではありませんが、やはり一般的に言つて、日本の教科書については、一言で言えば光と影が歴史にあるとしたら、影の部分のみが強調され過ぎていたのではないかとこのところがあるわけでございます。もちろんそれは否定するつもりはありません。それはそれで謙虚に受けとめなければならぬ部分があると思ひますが、一方で、光の部分、子供たち

がそれを読んで、自分たちの歴史に対して、自分たちの祖先に対して誇りと自信を持てるようなそういう記述もやはり入れるべきだというふうには思つておりました。現行の教科書が教科書検定を通じているわけですからこれは教育基本法の趣旨にはのつとつていますけれども、しかし十分ではないというふうにも思つていられるところがあるわけでありまして、それで教科書改革実行プランを発表したところでございます。

さらに、そういう趣旨のつとめて、新しい教育基本法にのつとつて、より子供たちが自信と誇りも持てるようなそういう教科書記述については、さらに教科書会社が工夫をしていただければというふうにも思つております。

○宮本委員 大臣は答弁でよく光と影というふうにおっしゃるわけですが、結局、教科書編集連の主張を見ても、南京事件も日本軍慰安婦も、影自体がうそだ、こういう事実はいんだと主張しているわけですね。本当にそういう話は通らないし、やはり影は影としてきちんと、事実は事実として学んでこそ、日本の国に対する真の誇りも生まれてくると言わなければなりません。

それで、この前も教育勅語をめぐって、至極真つたことが書いてあるとあなたがおっしゃつたことに対して、全部が真つたということになるじゃないかと言つたら、真つたことも書いてあると言いかえられて、それならば、少なくともそれは訂正すべきだと私は申し上げたところでありましてけれども、今回のこの発言も、今あなたに確認すれば、のつとつていない、つまり外れているとは言つていないんだ、しかし、本当にその趣旨が反映されていないという程度の問題のような答弁をされました。しかし、はつきり、あなたの発言は、「則つた記述にはなっていない。」こう述べているわけですから、そうしたら教育基本法にのつとつていないのかという話になるわけですよ、この場合でも。

これは余りにも不正確で、もし本意が今答弁されたようなことにあるのであれば、この記述は訂

正すべきじゃないですか。いかがですか。

○下村国務大臣 新しい教育基本法にのつとつた十分な記述、具体的にどこがどう記述されていないというような個々の指摘をするつもりは全くありませんが、全体を通じて光と影の部分についての光の部分の足りないのではないかと、そういう認識を持っているということであります。

○宮本委員 「改正した教育基本法に則つた記述にはなっていない」というあなたのウイイルでの発言と、改正した教育基本法に合致しているとしてあなた自身が検定合格させた事実とは、残念ながら相入れないわけですよ。のつとつていなければ検定合格させてはならないし、合格しているんですから、これはのつとつていっているんですよ。少なくともどちらかが間違っていないければ、この話は通りようがないんですよ。

では、端的に逆のことを聞きましょう。
教育基本法にのつとつた記述になっている歴史教科書、これはあるとお考えですか。

○下村国務大臣 先ほどから申し上げていますように、今の検定教科書は、いずれも検定教科書ですから、全部のつとつています。

○宮本委員 だったら、それこそウイイルの発言を訂正しなきゃ。いずれものつとつていっていると言ったつたら、のつとつていないと書いていっているようなものは撤回しなければ話を通らないんです。余りにもそれはひどい答弁ですよ。

私は、あなたの政治家としての本音ははつきりしていると思います。

二〇一一年五月十日、教科書改善シンポジウムというものに、かつてあなたも安倍総理も、これは大臣になる前ですけれども出席をされました。安倍総理はそのとき何と言ったか。「新しい教育基本法の趣旨を最もふまえた教科書は育鵬社である」と私は確信している「六〇%のシェアを超える東京書籍は、とても教育基本法の趣旨を踏まえた教科書とはいえない」。

あなたはどうか。「党を挙げて健全な教科書採択のために尽力する。」

みんな一致して、改正教育基本法に沿った教科書は育鵬社しかない、こういう発言をこの場でやっているわけですね。その後大臣になったから、そんなことは言わないと言ふのかもしれないけれども。

結局、あなたの改正教育基本法にのつとつた教科書という主張は、我々が平和の道を歩むために長く記憶にとどめるべき南京事件、慰安婦などの歴史を改正教育基本法に基づいて書くべきではないとする育鵬社歴史教科書座長の伊藤隆氏などの主張を、客観的には応援することになっているんじゃないですか、大臣。どうですか。客観的にはそうじゃないですか。

○下村国務大臣 それは宮本委員が判断されることでありまして、私は、別に直接伊藤さんの発言を応援したり支援をするということをお大臣として表明したことは今まで一度もありません。

○宮本委員 では、聞きましょう。

日本軍慰安婦について、先ほど文科省からは政府の立場である河野談話について紹介がありました。「歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。」そして、そういう歴史教育を進めるといふ決意ですね。

この前も一度聞きましたが、大臣からは明確な御答弁がありませんでした。大臣として、旧日本軍による慰安婦問題の過ちを長く記憶にとどめるために歴史教育でどのような対応を講じるつもりか、お答えいただきたいと思っています。

○下村国務大臣 平成五年八月四日の内閣官房長官談話の趣旨は、慰安婦問題を長く記憶にとどめ、繰り返さないという決意を表明したものであるが、特に具体的な研究や教育を念頭に置いたものではないというふうに承知をしております。

なお、学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえ歴史教育を行っているところであります。その中で、第二次世界大戦については、例えば、中学校及び高等学校

習指導要領の解説において、「我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと」や、「大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたこと」について記述しており、これを踏まえた指導が行われるべきものと考えております。

○宮本委員 いろいろ言っても、慰安婦一つとってもそうやってまともに向き合おうとしないわけですよ。それはそうだと思います。要するに、愛国心のためには不都合な事実を目をつぶれということなんです、あなたの言いたいことは。

これは大変偏狭な愛国心だと言わなければなりません。それは改正教育基本法の言う愛国心とも全く別物です。もしそんなゆがんだ愛国心の子供、国民に押しつけられれば、憲法が保障した国民の思想、良心の自由と違反すると言わなければなりません。文科大臣の教科書への圧力は、みずからの偏狭な愛国心を押しつける目的のために政権が教育内容に不当に介入し支配をするという極めて重大なものだと思います。

あなたの方の目指すものは、日本の戦争を自存自衛の戦争、アジア解放の戦争と美化する育鵬社教科書の採択をさせることだと私は言わざるを得ないと思うんです。その中心的な執筆者は、自分たちは改正教育基本法に沿っている、南京事件は書かない方がいい、慰安婦も書かない方がいい、こういう誤った主張を行い、その応援団は、南京虐殺などなかった、慰安婦もただの買春と言ってはばからない政治家じゃありませんか。

しかし、歴史を偽れば、そこから生まれる愛国心も偽りですよ。日本の圧倒的多数の教育委員会も、教員や保護者も、そういう歴史を偽る方向にくみしようとはしない。これだけ自民党が力を入れても、育鵬社の採択率はわずか四%にとどまっております。

それを、教育委員会の独立性を奪い、政治に従属させて採択させようというのがあなたの方の狙いであります。そのようなたくらみは国民が断じて許さないだろうということを述べて、私の質問を

終わります。

以上です。終わります。(下村国務大臣)委員長、委員長と呼ぶ。終わります。終わります。(発言する者あり)終わります。

○下村国務大臣 それは相当間違つた、私的な見解としか思いません。

我々は、事実が事実として、それを隠蔽するつもりは全くありません。今言ったことについては、相当、独断と偏見の見解としか思えないというのを申し上げておきます。

○宮本委員 客観的にはそのようななっていると私は申し上げたわけであります。

終わります。

○小淵委員長 次に、青木愛君。

○青木委員 生活の党の青木でございます。まず、前回の質疑の積み残しから質問をさせていただきます。

今回の中心的議論からは若干それるかとは思いますが、縦の行政系列の弊害について下村大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

四月十八日の新藤参考人の陳述の中で、日本の教育行政の特徴を縦の行政系列と呼び、文部科学省、都道府県教育庁、市町村教育委員会事務局、学校長という縦の事務局支配のシステムが制度化されていると。日本の教育行政の一大特徴であるこの縦の行政系列の改革こそが、教育と地域の自治を考える基本に置かれるべきだと考えますと述べられました。

また、大森参考人は、国と地方の関係にしろ地方自治体と学校の関係にしろ、できるだけ指導助言、これは避けるべきだと思つていいます。なぜかというと、指導助言というのは曖昧性であつて、権力というのは曖昧性に宿るんだという御指摘がありました。曖昧性というのは解釈の裁量なので、だから、ルールとして透明化をして、上から指示すべきことはちゃんと指示をする、それ以外は下に任せる、教育に限らず、そういうシステムにし

ていくべきだと述べられました。

さらに、貝ノ瀬参考人も、現状で教育委員会と学校との関係の中で指導助言ということはしよつちゅうあるわけで、指導助言については従わないという校長、教員もいるかもしれませんが、今はむしろ上意下達過ぎて、逆に適応過剰といえますか、主体性を持って、本来自分たちが権限も責任もあるのに、それを行使しないで指示を待つというような風潮があるということではやはり問題だという、三名の参考人からの指摘がございました。

戦後の地方教育行政については、地方公共団体のみずからの権限と責任のもとに実施されることを基本として、国から都道府県に対して、また都道府県から市町村に対しては、指導助言または援助という非権力的な関与しか行えないこととされてきました。

しかし、この指導助言というところにまさに曖昧性があり、国から学校に至るまでの上意下達の縦の行政系列の弊害、責任の所在の不明確、国からの権限行使ということが行われている現状だと認識をいたしておりまして、ぜひ、この点に関する下村大臣の御認識と御所見をお伺いをしたいと思います。

〔委員長退席、萩生田委員長代理着席〕

○下村国務大臣 教育行政に関しては、国は、学校教育法や地方教育行政制度など、基本的な制度の枠組みの制定や、学習指導要領等の全国的な基準の制定、地方の教育条件整備に対する財源保障という役割と責任を担うべきものである一方、地方公共団体は、地域の実情に応じた学校を設置管理するなど、実際に教育を実施する役割と責任を担うべきものであり、こうした国と地方の適切な役割分担の相互の協力のもと、教育行政を行うことが必要であると考えております。

先ほど、参考人の中で貝ノ瀬委員は教育再生実行会議のメンバーでもあるわけで、今も三鷹市の教育委員長をされている中で御発言だというふうに思いますが、同じように、縦の行政系列の弊害

という共通認識的な、新藤参考人の陳述の例をおっしゃっております。

権限はあるのに、結果的にある意味ではたれ合いになっている、あるいは、それぞれの責任がどこなところにあるかということ明確に把握していない、逆に言えば責任転嫁しているところの構造的な、これは法律上の問題ではなくて体制的な問題があるということは、やはりそれぞれのつかさつかさ、あるいはそれぞれの立場立場でもっと意識をしていただかなければならない課題であるというふうに思います。

今回の改正案におきましては、首長による教育長の任免や大綱の策定のほか、総合教育会議の設置を規定しております。これによりまして、今まで以上に、各地方公共団体において、より一層民意を反映した教育行政の推進が図られるというふうに考えております。

○青木委員 ありがとうございます。

まさに今下村大臣がおっしゃった、指導助言という曖昧性の中、そこに宿る責任のたれ合い、責任転嫁、こうした現状を解消するためにも、体制的な問題だと今指摘がございましたけれども、さらに踏み込んで、やはり、国と都道府県と市町村の役割分担の明確化が必要だというふうに考えます。

五月七日の参考人質疑の中で穂坂参考人から、国と都道府県と市町村の役割をどうするべきか、あるいは首長と教育長、教育委員会との関係をどうするべきか、役割分担が不明確でありますといつまでたつても実態的には変わらないという御指摘がございました。

また、梶田参考人からは、国と都道府県、市町村、これらの役割分担をもう少しはっきりさせなきゃいけないだろう。ただ、具体的にとなると、教員の人事権と給与負担の問題も非常に難しく、先生が町には行きたがるが、なかなか僻地には行きたがらない。こうした問題もあり、原理原則の問題も大分議論をしたが、なかなか現実には進まないという趣旨の御答弁もございました。

さらに、中嶋参考人からは、国の役割は、富の再配分としての教育が成り立つような条件整備をすることに国の主たる責任があるというふうに述べられました。

それぞれのお立場、主義主張から御意見を伺って、大変興味深く拝聴いたしました。

いづれにしても、この役割分担を明確にするという観点においては、この三名の参考人からは一致した御意見というふうに承りました。指導助言という曖昧なものではなくて、むしろそれぞれの役割分担を明確にすることが、地方の主体性また地域に開かれた学校になるための改革の第一歩であるというふうに私も共感をいたします。

国も、義務教育にしっかりと責任を持って国としての責任をしっかりと果たすという方向性での改革、この点について大臣の御所見をお伺いをしたいと思います。

○下村国務大臣 特に義務教育については、国が、全国公正公平な、そして、財源的にもそれから人材的にも、できるだけ責任を持つてバランスよく対応できるような条件整備をまず整えるということが必要であるというふうに思います。学習指導要領等、国で定める基準は定める。しかし、できるだけ現場に近いところに権限を移譲するよな形をとっていくということによって現場対応ができるようにするということをしていくことが、学校の活性化につながることだということに思います。

そのために、今おっしゃったように、できるだけ例えば教員の人事権も、設置主体、つまり市町村にできるだけ移譲する、県費負担の教員を市町村にすること、これは、中核都市等が望んでいることでもありますし、政令指定都市は既にそうなっています。政令指定都市は既にそういう方向性については政府全体としても進めているところでありまして、一方で、自治体によつては、今御指摘があったように、僻地とか島嶼、島を抱えている県等では、そのことによつて逆に優秀な先生が都市部だけに集まってしまう、僻地や過疎地

に優秀な先生を配置できなくなるから、ぜひそれは県費負担として残してもらいたいということも言われておりまして、なかなかこれは、一律にするということによるマイナス点も出てきますから、それぞれの地域地域に応じながら、しかし、できるだけ学校現場に近い形に裁量権を持たせるような仕組みを考えていくということが、結果的に教育現場の活性化につながっていくというふうに思います。

○青木委員 ありがとうございます。

まさに都市部と地方の教育行政における人材確保の格差ということで、これも仙台市長から公聴会の折に指摘がございました。政令指定都市においては、指導主事を初めとする事務局の体制の充実も図ってきた。基礎自治体の中には、町村など、事務局の体制を堅固なものにするには人員的にも大変厳しい規模の自治体がありますと述べられていました。

梶田参考人からも、地方がとにかく大変だというお話もございました。

そして、次回参考人と予定されています小松さんの、NHKの「視点・論点」の御発言の中にも、事務局機能の柱となる教育専門職の指導主事、これを育成できるかどうかが鍵だ。現状では、指導主事の人数が少なく、その能力にばらつきも見られる。首長が主宰する総合教育会議も、議論の基盤となる情報を収集し、円滑な進捗を支えるのは、学校現場と、日常的に接している指導主事だという指摘がございました。

平成二十三年の教育行政調査によりますと、全国で九百十二の市町村教育委員会が指導主事の数がゼロ、つまりいないという結果になっています。約千八百の市町村の中で約半数が指導主事を置いていないということでもあります。これは、人手不足の地方のまさに象徴的な数字だというふうに考えます。

教育行政の人材確保という観点から、指導主事等の都市部と地方の格差、これをどのように今後補っていくのか、国としてどのような対応をされ

ていくのか、お伺いをいたします。

〔秋生田委員長代理退席、委員長着席〕

○前川政府参考人 平成二十三年度地方教育行政調査によりますと、平成二十三年五月一日の時点で、教育委員会事務局の職員数が十人以下の市町村が四百九十三、また、指導主事が置かれていない市町村、一部事務組合を除きますと、市町村で数えたときに六百二十五ございます。このような市町村では、事務体制が脆弱であるために、学校指導などが必ずしも十分に引き届いていないということが課題でございます。

今年度の地方財政措置におきまして、都道府県の教育委員会における指導主事の地方交付税措置につきまして、十五名から二十一名の六名分の増員をすることとしております。これによりまして、都道府県教育委員会による市町村教育委員会に対する支援の強化、これを通じまして、市町村教育委員会の学校指導体制の充実も図ってまいりたいと考えております。

また、文部科学省といたしましては、市町村の教育委員会における指導主事の配置の促進に努めてまいりまして、地方財政措置の活用や市町村教育委員会に対する必要な助言等を通じまして、小規模な市町村における体制強化を図ってまいりたいと考えております。

○青木委員 ありがとうございます。

もう一点、教育委員会の事務局における専門家である指導主事の育成、研修はどのように行われている、国としてどのように評価をしているか、お伺いをいたします。

○前川政府参考人 各都道府県教育委員会等におきましては、指導主事として必要な専門的知識や指導技術の習得のために、例えば、新任の指導主事を対象とした研修、また、授業改善など都道府県の重点施策にかかわる研修、また、都道府県教育委員会、教育事務所、市町村教育委員会の指導主事を対象とした教科別の研修、こういった研修をそれぞれやっているところでございます。

また、文部科学省といたしましては、独立行政

法人教員研修センターにおきまして指導主事等を対象とした研修を実施するなどの取り組みを行ってきておりまして、今後とも、このような取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

○青木委員 ありがとうございます。

人材確保の観点からさらにもう一点、お伺いをいたします。

今国会冒頭の質疑の中で、少人数教育等の推進を掲げた教師力・学校力七カ年戦略の発表がございまして、平成二十六年の概算要求に盛り込みましたけれども、それが残念ながら組み込まれなかったということで、対前年ではじめて教職員の総数がマイナスになりました。加配ではなくて、やはり、これまでの王道であります、中長期的な視野に立つての人材確保が必要だということに考えます。毎年、何名の先生が来てくれるかわからない、そうした不安定な環境ではなく、三年、四年、五年先を見越した計画を立てられるということとは、まさに地方にとって、先の動きが見えるメリットがあるというふうに考えます。

来年度、二十七年の概算には、この教師力・学校力七カ年戦略の趣旨がどのような形で盛り込まれていくのか、今後の対応について、下村大臣にぜひお伺いをさせていただきたいと思っております。

○前川政府参考人 事務的な経緯について申し上げますが、平成二十六年の概算要求におきましては、教師力・学校力向上七カ年戦略における教職員定数の改善増三万三千五百人の初年度分としたしまして、三千八百人の定数改善の要求を行ったところでございます。

しかしながら、平成二十六年の概算案におきましては、少人数教育の推進のための定数改善は財務省の理解が得られず、児童生徒の減少に伴う自然減を除く教職員定数につきましては、初めて、十名ではございますけれども純減となったということでございまして、残念な結果でございました。

ただ、学校統合を支援することで生まれる定数などを活用いたしまして、小学校英語の教科化へ

の対応でありますとか、いじめ、道徳教育への対応、特別支援教育の充実など、個別の教育課題への対応に必要な教職員定数の改善は計上したところでございます。

文部科学省といたしましては、平成二十七年に向けても、教師力・学校力向上七カ年戦略の考え方を踏まえつつ、中長期的な教職員定数の改善計画を進めていく必要があると考えておりまして、義務教育標準法の改正を含め、予算要求に向けて検討してまいりたいと考えております。

○青木委員 ありがとうございます。

まさにこの少人数教育の推進というのは、いじめ対策としても大変重要な施策だということに思っております。ぜひ、今後に向けた下村大臣のまた御決意もお伺いできればと思います。

○下村国務大臣 二十六年の概算要求においても文部科学省と財務省で対立した大きなテーマが、この教職員確保の問題であります。

財務省は、子供の数が減っている、同時に統廃合が進んでいる、だから当然学校の教員の数も減らせという考え方であります。我々の方は、社会が高度化、複雑化し、例えば発達障害等、いろいろな子供たちがかつてに比べて存在をしている。また、非常に教員が多忙感がある。子供と向き合う時間が前よりも少なくなったという話もよく聞きます。そういう意味で、一人一人の教員がより子供たちに向かい合う時間をつくるという意味では、今まで以上に教職員の充実をすることは、我々には非常に必要なことだというふうに思っております。

それだけでなく、今、局長からお話がありました、例えば小学校英語の対応ということですが、小学校三年生から英語教育の導入を図っていきたく思っておりますが、例えばこのことについても、既存の担任教員がそれでは英語を教えられるというような簡単なことではなくて、特に小学生の英語であれば、受験英語的な、文法的な英語を教えればよいということではなく、相当ネイティブな、発音も含めて相当小学校の先生が

英語教育については研修を直すか、あるいは外国人の補助教員を入れるか、英語における相当なシフトをしていく。小学校だけでも全国に二万校あるわけですから、一校に一人教員を配置しても、二万人必要なわけでありまして。

こういうようなことと、それから、先ほどちよつといじめ問題が出ておりましたが、こういうふうな対応も必要だと思っておりますし、そうすると、既存の教員でサポートできない部分の新たなそういう部分を入れながら、同時に、この義務教育定数改善を図るということを考えると相当な学校の先生の数が必要になってきますので、トータル的に、戦略的に、学校現場において一番必要な教員補強はどういう形かということを考えながら、しかし、子供を第一義的に考えながら、より成果、効果の上が教員配置の拡充についてぜひ考えていきたいと思っております。

○青木委員 ありがとうございます。ぜひ、次回のまた下村大臣の御尽力を心からお願いを申し上げておきたいと存じます。

最後の質問になるかと思いますが、またちよつと質問を残しますけれども、行政の縦系列のこの指導助言による曖昧性、これに根差したその弊害、その解消が根本改革であるという認識から、国の役割、地方の役割、これを明確にする必要があるというふうに考えます。

さらに、人材確保の観点から、中でも都市部と地方に大きな格差があるというその問題意識から、生活の党としまして、やはり義務教育の最終責任は国にあるという考え方の方向性として、教育は人であり教員であるという考えから、国は教員の身分保障をする、そして教育の水準を維持する、これを国の役割として、教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、全国的な見地からその人材が確保されるよう、教師の身分保障は国が行い、義務教育国庫負担のさらなる充実を図っていくべきだというふうに考えます。

現行の県費負担制度においても国庫負担が今三分の一であります、残りも交付税として国から

県に交付をいたしております。交付税は地方の自主財源ではありませんけれども、その根拠どおりの趣旨とすれば、実質国から一〇〇％手当てしているとも言えなくもないというふうに考えます。

前回の質疑の中で下村大臣の御答弁の中で、義務教育については国が責任を持つ、責任を持つという究極のあらわれとして一〇〇％国庫負担にすべきではないか、財源的には、国がもつときちつと責任を担保することによって、過疎地や離島、そういうところについても十分な人材確保が行われるようなことを国が考えるべきではないか、根底の考えとしてはそのとおりだと思うという御趣旨の御答弁をいただきました。下村大臣とその点についての認識を共有でき、大変心強く感じております。

一方で、地方分権の流れの中での行財政改革の観点からは、また、国立の小中学校ではないのに教員だけ国家公務員という、形態的に整合性が合わないという点の指摘もあわせてございました。現在、教職員の人事権者と給与負担者を一致をさせるということで、まず政令指定都市から進められており、これから中核市にも進められる、その検討が行われている状況にはありますけれども、まさに下村大臣が認められているような、教員の身分保障そして教育の地方分権、これを両立するには、法制度上乗り越えなければならない側面があるかとは思いますが、ぜひ、生活の党といたしましては、教員の身分保障そして教育の地方分権のそれぞれの推進こそが、今後の教育行政改革の方向性であるというふうに考えております。

今後のことでありますけれども、また、本改正案の関連施策の立案に当たって、次の点に留意をしながら、その達成に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

一点目は、今申し上げた、国が義務教育に従事する教員の人件費全額負担をして学校の教員の身分を尊重するというところでございます。

二点目として、国は、義務教育に関し、地方公

共団体が行う自主的かつ主体的な施策に配慮し、地方公共団体は、義務教育に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、地域の特殊性に応じた施策を講じる。

三点目として、全ての教育の原点である家庭教育を行う父母その他、保護者を社会全体で支えるため、それらの者に対する支援を積極的に行う。四点目として、家庭及び地域社会が緊密に連携し、地域社会における教育を推進する。

五点目として、学校は体験活動等の機会を提供し、家庭及び地域社会はこれに積極的に参加するよう努める。

以上のような基本的な施策を具体化しながら、その達成に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますが、最後に下村大臣の御所見、御見解をぜひ伺いをさせていただきます。質問を終わらせていただきます。○下村国務大臣 今おっしゃったその五点の方向性は、認識を共通するものでありまして、ぜひそういう方向性に進むべきだというふうに思いますが、しかし、一番目の義務教育国庫負担一〇〇％ということについては、相当これはハードルが高い話でございまして、平成十八年の三位一体改革の中でこの義務教育費国庫負担制度については、国庫負担を二分の一から三分の一にすることによって、地方分権の一環から、義務教育について地方自治体が責任を負うという形をとったという経緯がございます。

もちろん、地方自治体が設置主体ですから、責任ある体制をとるような方向性ということについては、その方向性については理念を共有するものでありますけれども、一方で、義務教育国庫負担を一〇〇％にするというときに、その地方分権との考え方との整合性をどうするのか、その辺の整理はあるかというふうに思いますが、ただ、国の責務として、義務教育ですから、憲法でも書いてあることですので、国が財源については責任を持つ。財源を責任を持つという意味では、義務教育国

庫負担も国が一〇〇％責任を持つというようなことが私はあるべき形としては望ましいのではないかとこのように思いますし、その考え方と地方自治法との整合性をこれからどうするかということについては、これは文科省だけのことではありませんが、かなりいろいろな省庁にまたがる話でもありたいと思います。

○青木委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○小淵委員長 次に、吉川元君。

○吉川二匹委員 社会民主党の吉川元です。教育委員会制度の見直しについて、法案の質疑に加えて、二回の参考人質疑と地方公聴会が行われました。

私も福岡での地方公聴会に出席をさせていただきましたが、教育委員会が主体的に関係者のニーズを把握しながら教育行政を進めており、現行の教育委員会制度でも十分機能しているというような御意見など、三人の陳述人いずれも、現行制度の維持に肯定的であったのではないかとこのようにも思っております。また、参考人質疑では、現行の教育委員会制度に否定的な御意見を持つ参考人からも、首長が全て民意を反映するものではないというお話もありました。

私は、教育行政は、首長や議会から独立し、政治的な中立性を維持することが大変大事だということにも考えております。一方、現行制度にも全く問題がないというわけではなく、地域単位、学校単位で民意を酌み取り、教育内容や学校運営に直接反映をさせていく仕組みや改革が必要なのではないか。参考人質疑や地方公聴会を通じて、率直にそのような印象を抱きました。

こうした参考人質疑や地方公聴会での貴重な御指摘を踏まえながら、本日は質問をさせていただきます。

まず最初に文部科学省の方に尋ねますが、教育委員会というのは合議制の行政委員会だということでありまして、昨年十二月に取りまとめ

られました中教審答申、制度見直しに向けた「検討の視点」において、基本的に非常勤の委員の合議体である教育委員会が常勤の専門家である教育長と一体の責任を負うことにより、教育長とは異なる教育委員の役割が不明確になっていると指摘されています。結果、審議が形骸化したり、危機管理能力が不足している事態を招いている、だから、教育長及び教育委員会の権限と責任を明確化するための見直しが必要だ、そういう組み立てになつていたかと思えます。

これだけを見ますと、合議制というシステムそのものが責任の欠如や審議の形骸化を招いている、とも読み取れなくはないのかなというふうにも思えます。

ただ、合議制の行政委員会というのは、これは教育委員会に限られたものではありません。都道府県あるいは市町村で若干異なりますけれども、それ以外にも多数存在をしております。選挙管理委員会、公安委員会、労働委員会、さらには農業委員会もございまして。これら行政委員会の最大の特徴は、首長から独立して職権を行使し、政治的中立性や民意の反映を確保するというところにあるというふうに考えます。

今回、教育委員会という合議制の機関のあり方が、責任の所在を不明確にし、形骸化や危機管理能力の欠如を招いているとするのであれば、これは、教育委員会に限らず、他の合議制の行政委員会全て共通する問題になってしまうのではないかとこのように疑問も湧いてまいります。

そこで、この合議制ということについてどのような議論が行われたのかについて尋ねます。

○下村国務大臣 それは御指摘のとおりだと思います。現在の教育委員会制度、合議制そのものが問題ではございません。事務局が行う行政事務や所管の学校等の状況について十分な情報を持つ教育長ではなくて、非常勤の教育委員長が代表者であり会議の主宰者であることによって、責任の所在の不明確さ、そして審議の形骸化といった問題が生じているというふうに考えております。

今回の改正案は、合議制を維持しつつ、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置き、教育委員会の代表者とするにより、責任の所在の明確化を図るものであります。また、常勤の教育長が教育委員会主宰者となることにより、教育委員への情報提供や教育委員会の招集が迅速かつ適切に行われ、審議が活性化すると考えております。

○吉川(元)委員 本委員会でも再三指摘をされてきましたけれども、大津市でのいじめ問題で教育委員会の対応に大きな問題があったこと、これは事実です。しかし、深刻ないじめ事案への対応につきましても、先ほどの質疑の中でもありましたけれども、いじめ防止対策推進法において新たな仕組みがつけられたように、重大かつ緊急性を伴う事案には、別個の仕組みを検討することで対応が可能なのではないかとというふうにも考えます。

政府案では、教育委員会に教育行政の執行権が残されたものの、教育委員会を代表する教育長を通じて首長の権限が強化される。しかし、教育委員会も、他の行政委員会と同様に、首長から独立した公正中立な立場での行政執行、民主的かつ慎重な意思決定という合議制機関の特徴やこれまでの伝統を維持した上での改革が必要なのではないかということを描いておきたいというふうに思います。

さて、一回目の参考人質疑、四月十八日だったと思いますが、その際に、三鷹市の教育委員長を務められていらつしやる貝ノ瀬参考人が、首長が教育について自分の考えが通りにくいという不満を抱いているかもしれないが、教育長や教育委員の側も首長に対する不満はあるのだと述べていらつしやいました。恐らく御自身の経験を踏まえてのお話だったのではないかと思います。

例えば、交付税で図書費が措置されても道路の費用に化けてしまう、あるいは、教育委員会が教育論の立場に立つて話をしても、首長はどうしても財政論から物事を進める、こんなことが指摘されておりました。貝ノ瀬参考人は、だから総合教

育会議での話し合いが大事だということをおっしゃっておられます。

しかし、前回の委員会で総合教育会議の協議や調整について細かく質問させていただきましたが、形式的には首長と教育委員会が対等の会議ではありますけれども、会議を主宰するのは首長であり、その首長の立場が優位にある、そういう懸念は払拭できませんでした。

教育委員は首長によって任命されます。条例案や予算案を作成し議会に提出する権限も持っていません。もともと、首長に対しては強い立場にはこれまでもなかったと言わざるを得ません。

この状況で教育行政への首長の関与が強まれば、貝ノ瀬参考人が指摘していたような、財政論、財政力を重視した教育行政というものが展開をされる、ひいては教育委員会の形骸化が進むことになりかねないと思えますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○前川政府参考人 四月十八日の参考人質疑におきまして貝ノ瀬参考人から、例えば、交付税措置で措置されている図書費が実際には他の費用に使われているというような発言があったことは承知しております。

今回の改正におきましては、首長と教育委員会が総合教育会議という公開の場において十分に協議し調整を行うことによりまして、教育政策に關しまして首長の理解がより一層進むことが期待され、参考人から御指摘があったような事例につきましても、むしろ十分な予算措置につなげていくのではないかと考えているところでございます。

○吉川(元)委員 ぜひそうあってほしいというふうには思いますが、なかなかそうはいいまして、首長の権限といいますか影響力というのは、やはりこれまで以上に強まるのではないかとというような危惧を持たざるを得ません。

次に、福岡の地方公聴会で九州大学大学院教授の元兼陳述人が指摘した点を紹介しながら質問をさせていただきます。

元兼陳述人は、全国で千八百七十八ある教育委員会のうち約半数が、九百三十三ですけれども、町村の教育委員会であり、人口が少ない町村では、県やあるいは政令市の教育委員会と違って、事務局のスタッフをそろえるのにさ大変苦労されているというようなお話がされました。自治体の規模などを勘案せず、一律に教育委員会を論ずるのはどうなのかというような貴重な指摘ではなかったかというふうに思います。

いずれ、スタッフの乏しい町村の教育委員会では、重要事項を審議する地方教育委員会連絡協議会には必ず教育委員長と教育長が出席するなど、教育委員長の役割というのは、小さければ小さいほど、非常に重要な、大切な役割を果たしているというような指摘もされております。

元兼陳述人は、この折に教育委員長と教育長を兼任させ、言ってしまうと教育委員長というポストを一つなくしてしまうということ、新教育長に過大な責任を負わせるとともに、教育委員会のキーパーソンを喪失することになるのではないかとというような懸念もおっしゃられておられました。政府としてはこの懸念にどのように答えられますか。

○前川政府参考人 今回の改正案では、教育委員長と教育長を一本化したしまして新教育長を置くこととしておりますが、教育委員会は引き続き合議制の執行機関として残しておりまして、教育委員会は、教育長と教育委員の合議体として意思決定を行うこととなるわけでございます。

したがって、教育委員の幅広い知識経験を生かした大所高所からの知見の活用は、引き続き強く期待されるところでございます。

また、教育委員会の協議会あるいは連合会といった各種会議への対応等につきましては、例えば、新教育長に加えて教育委員も参加することなどを行うことによりまして、教育委員にも一定の役割を分担していただくということも可能でございますので、引き続き、教育委員の重要性は認識しているところでございます。

○吉川(元)委員 関連しまして、衆法の提出者にもお聞きをしたいというふうに思います。

福岡の地方公聴会の元兼陳述人は、衆法については、政府案による教育委員長の喪失にとどまらず、教育委員会制度の廃止によって、教育行政にかかわる教育委員をも喪失するというこの問題の指摘が行われました。

非常勤の教育委員とはいえ、定例会議への出席にとどまらず、これは小さいところも特にそうだとお話を聞きますけれども、学校行事や公開授業、公民館行事や青少年育成活動などさまざまな場面に携わると同時に、町村の教育委員は、これらの活動を通じて、地域の声なき声、サイレントステークホルダーと言えいいんではないでしょうか、そういう方の意見も拾い集めてこられております。

この教育委員をなくしてしまえば、地域から民意を直接反映していくルートというのが途絶えてしまふのではないかと指摘ではありますけれども、この点について提出者はどのようにお考えでしょうか。

○笠議員 私も、地方公聴会、福岡に行かせていただきましたので、元兼陳述人の御意見を承りました。

私どもの案では、首長を教育行政の最終的な責任者としております。現行の教育委員会制度の中では、教育行政のこの最終責任者が責任体制が非常に不明確であるという、民意を反映し、時代に応じた教育行政を行うことが不十分であったというふうにお考えしております。

一方、本法案のもとでは、住民による選挙で選ばれた首長がみずからの責任で民意を酌み取り、そして教育行政を運営していくことが期待されるものであり、現行の教育行政よりも民意が反映されたものになるというふうにお考えしております。

そしてまた、御指摘があったような、教育委員は、学校の儀礼的な行事であったり公開授業、運動会や文化祭等の教育行政上の諸活動に出席し地域の声を拾っていたが、教育委員会が廃止をされ

○吉川(元委員) 首長が民意を反映しているといふことだろうと思いますが、ただ、選挙で勝てば何でも白紙委任ということではありませんし、さらには、首長によっていろいろな考え方を持っておられる方がいらつしやるということも、当委員会の中で何度か指摘をされたというふうに思います。

いずれにしても、これは、次回以降また機会があれば質問させていただきたいというふうに思います。

第一類第六号 文部科学委員会議録第十六号

ところが、政府案では、教育長は首長が任命し、教育委員会を代表する。そうしますと、これまでの教育長よりもさらに大きな権限を持った新教育長が生まれるわけですけれども、これに対するチェック機能というのは現行制度以上に求められることになるというふうに考えますが、政府案ではこれはどのように応えていることになるんでしょう。

ただし、今回の改正案では、教育長の権限は強いものとなるわけでございますので、首長や議会のチェック機能を強化するという観点から教育長の任期を首長よりも一年短い三年としているほか、総合教育会議という公開の場で首長が民意を反映した方向性を示すことによりまして、教育長の首長めともなると考えております。

さらに、教育委員会会議の透明性の向上を図り、住民によるチェック機能を強化するという観点から、教育委員会会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならないとの規定をしておけるといわれています。

平成二十六年五月九日

この教育委員、レーマンコントロールという趣旨に沿って、専門性を有していない一般の方々が選ばれるということになっております。市民目線で教育長の事務をチェックし、市民目線から地域の民意を教育行政に反映する観点から、レーマンコントロールというのは大変大切な考え方だと思います。

事務局が出してきた資料やそういうものを見たときに、いや、これは違うのではないかとという、その専門性も生かしつつ、そうしたチェックができるような、レーマンコントロールの趣旨を生かしつつではあります、そういう委員の選出をする規定も必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

この点、昨年十二月の中央教育審議会の答申におきましても、「現場の情報や専門的知識を有する教育長及び事務局に対しても臆することなく発言できるよう、専門家を含めて任命することも審議を活性化するために有効と考えられる。」と提言されております。

○吉川(元委員) 私もその人数については、今、教育長も含めて五人で、小さいところでは三人以上の委員選出ということになっておりますが、やはり、今の現行の定数だけでは少し不足をするのではないかというようなことも感じております。

少し時間の関係がありますので質問の順番を変えさせていただきますので、衆法提出者に尋ねたいというふうに思います。

ただ、その場合も、その職務の重要性や住民生活との深いかかわりから、議会の同意を得て選任することが適当とされております。

しかし、衆法においては、その任命に当たって議会の同意を必要としないというふうに承知をしておりますが、その理由をお聞かせください。

したがって、首長が教育長を任命するに当たりまして、議会の同意を要することはしていないと伺っています。

11111

教育長という名前が同じでも、もちろん、それぞれ役割は衆法と閣法では異なっておりますから単純に比較することは余り意味がないかもしれませんが、あえて質問させていただきます。

政府案においては、議会の同意を得て首長から任命される教育長は、特別職公務員という理解でよろしいのでしょうか。また、その理由もお聞かせください。

○前川政府参考人 地方公務員法第三条第三項におきまして、就任に当たり議会の同意によることを必要とする職は特別職とされているところでございます。

改正案における教育長は、首長が議会の同意を得て直接教育長として任命することとされていることから、当然、特別職に該当することとなるというところでございます。

○吉川(元)委員 それでは、また再び衆法の提出者にお聞きいたします。

先ほど取り上げました副知事や副市長は、最高の補助機関であり、首長との信頼関係が必要との観点から、任期の期間中であつても一方的に解職をできるということになっております。ただし、その役割の重要性から、任命に際しては議会の同意を必要としております。

衆法における教育行政を代表する首長が、個別の教科書選択や個別の教育人事に関してゼロから一〇〇まで全てかかわるといふふうには思えませんから、事務をつかさどる教育長ではありますけれども、非常に重要な大きな役割を担うものと推察をいたします。

そこでお聞きをしたいのですけれども、先ほども少し御答弁ありましたが、教育長の法的な位置づけで身分はどのようなものなのか、それから、議会の同意を得ずして首長が任命でき、自由に解職ができるようなそういうものは、地方の行政機関においてはかほどのような存在があるのか、お聞かせください。

○鈴木(望)議員 お答えさせていただきたいと思

います。

民主、維新の法律案では、教育長は、先ほども申し上げましたように、首長の補助機関であり、首長の指揮監督のもとで教育に関する事務をつかさどるものであり、首長が任命することとしておるところでございます。そして、教育という行政分野の特殊性に鑑み、教育長の職を、地方公務員法上の特別職となるものと整理をしております。

そこで、任期を四年とする。二番目に、資質要件について、人格が高潔で、教育に関し専門的知識及び経験並びに高い識見を有することを法定している。三番目に、教育基本法及び学校教育法に規定する教育の目的や目標が十分に達成されるよう、その職務に従事することを法定していること。

三点ほど申し上げましたけれども、この三点について、他の首長部局の長とは異なる取り扱いとしておるところでございます。もともと、教育長を特別職と整理したことにより、他の首長部局の長と取り扱いが異なる部分は確かにございますけれども、基本的には、数ある首長部局の長のうちの一人という位置づけでございます。

また、お尋ねの、特別職であつて、首長が任命、解職するに当たり議会の同意を要しないものの一例といたしましては、地方公営企業の管理者及び企業団の企業長があるところでございます。

以上です。

○吉川(元)委員 新しい教育長というのは非常に大きな権限を実際上持つということでありまして、その点からいって、議会の同意なし、他の部局長と同じだということお話ですけれども、やはり議会の同意というのは必要なのではないかというふうにも思います。また、恐らく服務規定や守秘義務については地方公務員法の規定が準用されることになるんだらうというふうに思いますけれども、任期中に自由に解職されてしまうということ、身分の不安定性、これも若干気になることであります。

また次回以降、少しこの点についてはお聞きをしたいというふうに思います。

次に、政府案の方についてお聞きをしたいと思

います。考え方の問題というのではなくて、少し法案のたてつけについてひつかかる点があったので、お聞きいたします。

具体的には政府案の第十三条二項ですけれども、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けた場合について、「あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とされております。教育長は、教育委員会を代表する、専門性を備えたプロフェッショナルです。しかも常勤ということになっております。ところが、事故などで教育長が欠けた際には、必ずしも専門性を有していない、しかも非常勤の委員からかわりを選出するという

ことになってくる。

これは、今まで以上に専門性を備えたプロフェッショナルな資質が求められる教育長ということで、果たしてこれでいけるのかという点について若干矛盾を感じるわけですが、この点についてどのように考えておられるのか、説明を求めます。

○前川政府参考人 現行制度におきましては、教育長の代理は教育委員会が指定する事務局の職員が行うものとされているわけですが、今回の改正案では、教育長の代理は教育長の指名する教育委員が行うものとしております。

これは、新教育長につきましては、教育委員会の現行の委員長の役割も果たし、教育委員会の代表者となることから、その代理は委員の中から選任することとしたというところでございます。

その際、非常勤の職務代理者がみずから事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難な場合には、その事務を事務局職員にさらに委任することが可能であるというところでございます。

○吉川(元)委員 今、さらに委任するということですが、果たしてそれがいいことなのかというの、私は非常に疑問を感じざるを得ません。

次に、教育長の資格要件についてお聞きをいたします。

政府案では四条一項において、人格が高潔で、教育行政に関して識見を有するものを、議会の同意を得て首長が任命するというものになっております。教育委員会を代表して教育行政を執行する教育長ですから、その資質や専門性を担保することは重要になります。実際、中教審の十二月の答申でも、教育長の資格要件の明確化の必要性が盛り込まれております。また、参考人質疑や地方公聴会でも、専門職基準あるいは任用基準の必要性が指摘されております。

そこで伺いますが、中教審答申でも盛り込まれた資格要件がなぜ法案に反映されなかったのか、また、資格要件についてどのような認識をお持ちなのか、お答えください。

○下村国務大臣 現行法においては、教育長の資格要件については、教育、学術、文化に関し識見を有するものという教育委員としての要件のみが法定されており、一般職としての教育長の要件は定められておりません。

昨年十二月十三日の中教審答申においては、「教育長を、公立学校の管理等の教育行政の責任者とするに伴い、今までもにもまして、教育長の資質や専門性の担保が重要となることを踏まえ、教育長の資格要件を明確化することが必要である。」とされております。

この提言を受けまして、改正案においては、教育長の資格要件について教育委員とは別の条文を設けることとしておりましたが、教育委員会事務局や教職員の出身者だけでなく、教育行政を行うに当たり必要な資質を備えていれば幅広く該当するよう、「教育行政に識見を有するもの」という規定にとどめるということにしたものであります。

○吉川(元)委員 時間が来ましたので、以上で質問を終わります。

○小淵委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る十四日水曜日午前九時、参考人として京都市長門川大作君、常葉大学教職

大学院教授小松郁夫君及び大津市長越直美君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小渕委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十四日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

平成二十六年六月五日印刷

平成二十六年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F